

令和元年第457回須崎市議会9月定例会会議録

*掲載内容は次のとおりです。

- ・表紙
- ・会期日程（9月定例会）
- ・目次
- ・本文

(定例会)

<u>9月4日</u>	開会日（市長提出議案上程、提案趣旨説明、議案説明）
<u>9月10日</u>	一般質問
<u>9月11日</u>	一般質問、議案の審議及び付託、陳情の付託
<u>9月24日</u>	閉会日（委員長報告、議員提出議案上程、表決）

- ・一般質問・関連質問目次

*各議員の一般質問、関連質問の概要を掲載しています。

- ・議決一覧表（9月定例会）

*市長提出議案、議員提出議案、請願・陳情の審査結果等を掲載しています。

第457回
須崎市議会9月定例会会議録

令和元年9月 4日開会
令和元年9月24日閉会

須崎市議会

第457回須崎市議会9月定例会

会期日程

自 令和元年9月 4日(水)
 会期 》21日間
 至 令和元年9月24日(火)

会議の概要

日次	月日	曜日	摘要
1	9/4	水	(開会) 1. 会期の決定 2. 会議録署名議員の指名 (諸般の報告) 3. 議案上程 4. 提案趣旨説明、議案説明
2	9/5	木	
3	9/6	金	
4	9/7	土	休会
5	9/8	日	
6	9/9	月	
7	9/10	火	一般質問
8	9/11	水	一般質問、議案の審議及び付託、陳情の付託
9	9/12	木	休会
10	9/13	金	休会(産業建設委員会)※ケーブルTV収録予定
11	9/14	土	
12	9/15	日	休会
13	9/16	月	
14	9/17	火	休会(総務委員会)
15	9/18	水	休会(総務委員会)
16	9/19	木	休会(教育民生委員会)
17	9/20	金	
18	9/21	土	
19	9/22	日	休会
20	9/23	月	
21	9/24	火	委員長報告、表決(閉会)

第457回須崎市議会9月定例会会議録目次

第 1 日 令和元年9月4日（水曜日）	
開 会.....	2
会期の決定.....	2
会議録署名議員の指名.....	2
(諸般の報告) 1. 事務局長.....	2
市議案第15号～第39号.....	5
(提案趣旨説明) 1. 市 長.....	5
(議案説明) 1. 総務課長.....	7
2. 企画政策課長.....	8
3. 学校教育課長.....	8
4. 市民課長.....	9
5. 住宅・建築課長.....	9
6. 建設課長.....	10
7. 農林水産課長.....	10
8. 長寿介護課長.....	10
9. 水道課長.....	11
10. 建設課長.....	12
11. 市民課長.....	12
12. 総務課長.....	13
13. 子ども・子育て支援課長.....	14
14. 水道課長.....	14
15. 総務課長.....	15
16. 建設課長.....	16
17. 農林水産課長.....	16
18. 長寿介護課長.....	17
19. 企画政策課長.....	17
20. 副市長.....	18
21. 建設課長.....	18
第 2 日 令和元年9月 5日（木曜日） 休会	
第 3 日 令和元年9月 6日（金曜日） 休会	
第 4 日 令和元年9月 7日（土曜日） 休会	
第 5 日 令和元年9月 8日（日曜日） 休会	
第 6 日 令和元年9月 9日（月曜日） 休会	
第 7 日 令和元年9月10日（火曜日）	
開 議.....	22
一般質問	
1. 森田收三議員.....	22
(市長、元気創造課長、生涯学習課長、企画政策課長)	
2. 豊島美代子議員.....	34
(市長、子ども・子育て支援課長)	
3. 佐々木學議員.....	47
(市長、副市長、福祉事務所長、子ども・子育て支援課長、地震・防災課長)	
4. 高橋立一議員.....	61
(市長、地震・防災課長、教育長)	
5. 高橋祐平議員.....	72
(市長、環境保全課長、農林水産課長、教育長)	
△時間延長.....	77
第 8 日 令和元年9月11日（水曜日）	

開議	83
一般質問	
1. 宮田志野議員	83
(選挙管理委員会委員長、教育長、総務課長、子ども・子育て支援課長、企画政策課長)	
【関連質問】①豊島美代子(選挙管理委員会委員長)	95
2. 柿谷悟議員	96
(市長、教育長)	
議案審議	
市議案第15号	106
委員会付託	106
市議案第16号	106
委員会付託	106
市議案第17号	106
委員会付託	106
市議案第18号	107
委員会付託	107
市議案第19号	107
委員会付託	107
市議案第20号	107
委員会付託	107
市議案第21号	107
委員会付託	108
市議案第22号	108
委員会付託	108
市議案第23号	108
委員会付託	108
市議案第24号	108
委員会付託	108
市議案第25号	109
委員会付託	109
市議案第26号	109
委員会付託	109
市議案第27号	109
委員会付託	109
市議案第28号	110
委員会付託	110
市議案第29号	110
委員会付託	110
市議案第30号	110
委員会付託	110
市議案第31号	110
委員会付託	111
市議案第32号	111
委員会付託	111
市議案第33号	111
委員会付託	111
市議案第34号	111
委員会付託	111
市議案第35号	112

委員会付託	112
市議案第36号	112
委員会付託	112
市議案第37号	112
採決	112
市議案第38号	113
採決	113
市議案第39号	113
委員会付託	113
請願の付託	113
請願文書表	115
第9日 令和元年9月12日（木曜日）休会	
第10日 令和元年9月13日（金曜日）休会	『産業建設委員会』
第11日 令和元年9月14日（土曜日）休会	
第12日 令和元年9月15日（日曜日）休会	
第13日 令和元年9月16日（月曜日）休会	
第14日 令和元年9月17日（火曜日）休会	『総務委員会』
第15日 令和元年9月18日（水曜日）休会	
第16日 令和元年9月19日（木曜日）休会	『教育民生委員会』
第17日 令和元年9月20日（金曜日）休会	
第18日 令和元年9月21日（土曜日）休会	
第19日 令和元年9月22日（日曜日）休会	
第20日 令和元年9月23日（月曜日）休会	
第21日 令和元年9月24日（火曜日）	
開議	119
市議案第15号～第36号、第39号、請願第1号	120
（委員長報告） 1. 松田健総務委員会委員長	120
2. 海地雅弘産業建設委員会委員長	122
3. 佐々木學教育民生委員会委員長	125
（討論） 1. 豊島美代子議員	126
（採決）	126～127
市議案第40号	127
（議案説明） 1. 地震・防災課長	127
（採決）	128
議会議案第7号	128
（議案説明） 1. 高橋立一議員	128
（採決）	129
閉会中の事務調査	130
字句等の整理	130
閉会挨拶（市長）	130
（議長）	132
閉会	133
一般質問・関連質問目次（参考資料）	135
議決一覧表（参考資料）	141

第457回須崎市議会9月定例会会議録

須崎市告示第6号

令和元年9月4日に、須崎市議会定例会を須崎市議会議事堂に招集する。

令和元年8月28日

須崎市長 楠瀬 耕作印

議事日程

令和元年9月4日（水曜日）午前10時開会

第1. 会期の決定について

第2. 会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

第3. 市議案第15号～第39号

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

出席議員

1番 吉野 寛招君	2番 佐々木 學君
3番 西村 泰一君	4番 大崎 稔君
5番 西山 慶君	6番 松田 健君
7番 柿谷 悟君	8番 高橋 祐平君
9番 土居 信一君	10番 高橋 立一君
11番 海地 雅弘君	12番 宮田 志野君
13番 豊島美代子君	14番 森田 收三君
15番 大崎 宏明君	

説明のため出席した者

市長 楠瀬 耕作君	副市長 橋畠 浩治君
会計管理者兼会計課長 中谷 卓也君	総務課長 梅原健一郎君
企画政策課長 國澤 豊君	プロジェクト推進室長 奥田 史雄君

元 気 創 造 課 長	西森 茂幸君	人權交流センター所長	久万 敏幸君
地 震 ・ 防 災 課 長	岡本 憲仁君	稅務課長兼固定資產評価員	北川 幸一君
市 民 課 長	馬場 砂織君	長寿介護課長	吉本加津代君
健 康 推 進 課 長	森光 澄夫君	環境保全課長	嶋崎 貴寿君
農 林 水 産 課 長	楠瀬 晃君	建設課長	里見 浩志君
住 宅 ・ 建 築 課 長	小野修一郎君	福祉事務所長	井上 幸一君
水 道 課 長	宮本 文彦君	教 育 長	細木 忠憲君
学 校 教 育 課 長	北川 洋子君	生涯學習課長	西田 功君
海洋スポーツパーク構想推進監	高橋 孝典君	子ども・子育て支援課長	中山 明君

事務局職員出席者

局 長	小野 昌司君	次 長	池田知佐子君
主 監	濱田 尚己君		

午前10時 開会

○議長（大崎宏明君） ただいまから第457回須崎市議会9月定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定について

○議長（大崎宏明君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月24日までの21日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。よって会期は21日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（大崎宏明君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番豊島美代子さん、1番吉野寛招さん、2番佐々木學さん、以上3人の方を指名いたします。

△諸般の報告

○議長（大崎宏明君） この際、諸般の報告を行います。事務局長より報告いたします。
〔事務局長 小野昌司君登壇〕
○事務局長（小野昌司君） おはようございます。御報告申し上げます。

市長より今期定例会に付議するため、市議案第15号から市議案第38号までの24議案、また、(その2)として市議案第39号の提出があり、その写しを、過日、お手元に配付をいたしております。

今期定例会の説明員として、議長より市長と教育長及びその委任を受けた者に対しましては、今議会中、また選挙管理委員会委員長には一般質問の期間中、監査委員には議案審議の期間中、それぞれ出席を要請をいたしております。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による令和元年5月分、6月分、7月分の例月現金出納検査結果の報告がございました。各会計の計数は正確であり、現金の出納及び保管の状況は適正と認めた旨の報告でございます。

次に、第456回6月定例会で議決されました議会議案第1号日米地位協定の抜本改定を求める意見書ほか、意見書6件につきましては、令和元年6月24日付で内閣総理大臣、衆参両院議長、その他関係する大臣等に提出をいたしております。

次に、議長会の報告でございます。令和元年6月11日、東京都で開催されました第95回全国市議会議長会定期総会の報告書をお手元にお配りをしております。また、令和元年8月27日、土佐清水市で開催されました第135回高知県市議会議長会臨時総会の報告書につきましても、お手元にお配りをいたしております。

なお、詳細な会議資料等につきましては、第1委員会室において閲覧に供しておりますので、御参考をお願いします。

次に、地方自治法第100条第13項及び須崎市議会会議規則第166条第1項に基づく閉会中の議員の派遣報告及び6月定例会以降の議会日誌につきまして、お手元にお配りしております。

次に、地方自治法第180条第1項に基づく専決処分の報告が市長より2件ありましたので、報告書の写しをお手元にお配りをしております。また、地方自治法第243条の3第2項の規定による平成30年度株式会社須崎市道の駅の決算報告の写しをお手元に配付をいたしております。

また、市長より地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定による健全化判断比率、同法第22条の規定による資金不足比率の報告がありましたので、その写しをお手元に配付をいたしております。

以上で報告を終わります。

須総発第 153 号
令和元年8月28日

須崎市議会議長 大崎 宏明 様

須崎市長 楠瀬 耕作 印

議案送付について

令和元年9月4日招集の須崎市議会定例会に提出する下記議案を送付しますので、付議してください。

記

市議案第15号 平成30年度須崎市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 市議案第 16 号 平成 30 年度須崎市巡航船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
市議案第 17 号 平成 30 年度須崎市バス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
市議案第 18 号 平成 30 年度須崎市スクールバス特別会計歳入歳出決算の認定について
市議案第 19 号 平成 30 年度須崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
市議案第 20 号 平成 30 年度須崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
市議案第 21 号 平成 30 年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
市議案第 22 号 平成 30 年度須崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
市議案第 23 号 平成 30 年度須崎市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
市議案第 24 号 平成 30 年度須崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
市議案第 25 号 平成 30 年度須崎市水道事業会計決算の認定について
市議案第 26 号 須崎市立地適正化計画に基づく事前防災の推進に関する条例の制定について
市議案第 27 号 須崎市印鑑条例の一部を改正する条例について
市議案第 28 号 須崎市社会福祉法人への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
市議案第 29 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について
市議案第 30 号 須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
市議案第 31 号 須崎市水道給水条例の一部を改正する条例について
市議案第 32 号 令和元年度須崎市一般会計補正予算（第 2 号）について
市議案第 33 号 令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
市議案第 34 号 令和元年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
市議案第 35 号 令和元年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
市議案第 36 号 須崎市過疎地域自立促進計画の変更について
市議案第 37 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
市議案第 38 号 教育委員会委員の任命について

須総発第 157 号
令和元年 8 月 29 日

須崎市議会議長 大崎 宏明 様

須崎市長 楠瀬 耕作 印

議案送付について

令和元年 9 月 4 日招集の須崎市議会定例会に提出する下記議案を送付しますので、付議してください。

記

市議案第 39 号 工事請負契約の締結について

日程第3 市議案第15号から第39号

○議長（大崎宏明君）　日程第3、市議案第15号から第39号までの25議案を一括議題といたします。

△提案趣旨説明

○議長（大崎宏明君）　提案趣旨の説明を求めます。市長。

〔市長　楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君）　おはようございます。本日、9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席をいただき、開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会には、条例制定議案を初め25議案を提出いたしておりますが、その趣旨説明に先立ちまして、若干の御報告を申し上げます。

初めに、令和元年度の財政状況についてであります。

まず、歳入面でございますが、普通交付税につきましては、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた交付基準額において、昨年度より5,400万円程度の増額となっております。しかしながら、臨時財政対策債につきましては、平成31年度地方債計画で昨年度比18.3%減と示されたように、本市におきましても6,200万円程度の減額となっており、普通交付税と臨時財政対策債を合計いたしますと、昨年度比800万円程度の減額となっております。

税収に関しましても、法人市民税を中心に減収が見込まれており、今後、ますます自主財源確保への取り組みが重要となってきております。

一方、歳出面では依然として公債費が高まりしていることや、公共施設等の整備に多額の費用が想定されることに加え、扶助費など、今後の需要に不確定要素もありますことから、引き続き経常的経費を含めた歳出の節減に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成30年度の決算についてであります。

本定例会では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成30年度の決算見込みに基づく財政健全化判断比率を御報告いたしております。

本市におきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標とも早期健全化基準を下回っており、今後とも基準内で推移するものと思われます。また、公営企業の資金不足比率につきましても、いずれの会計においても資金不足はない状態となっております。

実質公債費比率3カ年平均につきましては、昨年度と同じ17.3%であり、現状維持となりましたが、今後も道路等のインフラ及び公共施設の老朽化対策等も控えているため、公債費の大額な減少が見込めないことなどから、引き続き、起債発行額の抑制に努めることにより、財政健全化に向けた取り組みを推進してまいる所存でございます。

次に、海洋スポーツパーク構想推進事業についてであります。

昨年度より実施し好評をいただいております、海洋レジャービュークモドウラノウチにつきまし

ては、本年度は、より多くの皆様にさらに楽しんでいただけるよう、企業版ふるさと納税制度を活用し、海上アスレチック施設を約2倍の規模に増設しております。

その効果もあり、本年度の利用者数は8月末現在で4,175人となっており、昨年同期と比べまして51%の増となっております。県外の方の御利用もふえておりすることから、本市の知名度も向上し、新たな観光スポットとして注目されつつあるものと考えております。

会場周辺では、浦ノ内地域自主組織や市内業者の方々の御協力により、軽食やかき氷、アイスクリンの販売等を行い、あわせて、御利用いただいた皆様に道の駅などの市内店舗で使えるサービス券をお配りするなど、地域の皆様とともに市内全域でおもてなしができるよう取り組んでおります。

また、9月は海上アスレチック、スタンドアップパドル、シーカヤック及びバナナボートの利用料金を半額とする感謝キャンペーンを行うこととしており、さらなる集客につなげてまいりたいと考えております。

今後におきましても、地域や関係機関と連携し、浦ノ内の豊かな自然を生かした体験活動の実施や各種スポーツ競技の合宿誘致、教育旅行の受け入れ等に取り組み、海洋スポーツパーク構想を推進することで地域経済を活性化させるとともに、交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。

次に、本市出身の鍋島莉奈さんが出場される世界陸上2019ドーハ大会についてであります。鍋島莉奈さんは、去る5月19日に開催された第103回日本陸上競技選手権大会女子10,000メートルで見事優勝され、同種目での世界陸上2019ドーハ大会出場が内定いたしております。

また、去る7月22日に開催されたホクレン・ディスタンスチャレンジ2019第5戦網走大会女子5,000メートルでは、世界陸上2019ドーハ大会の参加標準記録を上回る15分21秒40の記録で優勝されておりましたことから、女子5,000メートルのレースへの出場も期待されております。

このことを受け、本市では、世界陸上2019ドーハ大会での鍋島莉奈さんの活躍を応援するため、新莊地区住民会議の皆様に御協力をいただき、市民文化会館におきましてパブリックビューイングを実施することといたしております。

レースの日程につきましては、広報9月号で御案内しておりますので、御確認をお願いいたします。なお、開場はそれぞれスタート30分前からとなっております。

いずれも深夜の開催となりますので、ぜひ市民の皆様にも御参加いただき、力いっぱいの応援をよろしくお願いいたします。

今後におきましても、5,000メートル、10,000メートルにおいて日本のトップランナーに成長され、東京オリンピックへの出場、活躍が期待される鍋島莉奈さんを、市民の皆様とともに応援してまいりたいと考えております。

次に、市政懇談会についてであります。

令和最初の市政懇談会は、去る8月1日の安和地区を皮切りに、9月2日の浦ノ内地区まで市内8地区で開催し、延べ185人の市民の皆様に御参加をいただきました。

懇談会では、初めに各担当課より、須崎市総合計画や須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略、地域自主組織の概要と取り組み、また、台風等の風水害における防災情報の伝達方法の変更や南海トラフ地震臨時情報の発表されるケース、高台整備の取り組み状況などの御説明をさせていただいた後、市民の皆様からは、防災や道路の維持管理、高台整備の手法や候補地について、保育園統合の方向性や進捗状況、子どもの居場所や子育て環境の整備など、さまざまな御質問や御意見を頂戴しました。これらの貴重な御意見につきましては、庁内で情報共有するとともに、関係部署とも連携し、協議検討しながら今後の市政運営や政策立案に生かしてまいりたいと考えております。

続きまして、本定例会に提出いたしました幾つかの議案につきまして、若干の御説明を申し上げます。

市議案第15号から市議案第25号までの決算の認定につきましては、平成30年度の一般会計及び各特別会計、並びに水道事業会計の決算について、監査委員の意見を付して認定をお願いするものであります。

条例議案につきましては、市議案第26号の須崎市立地適正化計画に基づく事前防災の推進に関する条例の制定を含めまして、6議案提出いたしております。

予算案につきましては、市議案第32号から市議案第35号までの令和元年度各会計の補正予算案を4議案提出いたしております。

そのほかの議案といたしましては、市議案第36号の須崎市過疎地域自立促進計画の変更に関する議案について、市議案第37号及び市議案第38号の人事に関する議案について、市議案第39号の工事請負契約に関する議案についてを提出いたしております。

以上、本定例会に25議案を提出いたしておりますが、各議案の詳細につきましては、この後、関係課長等から御説明申し上げますので、御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大崎宏明君） 続いて、議案の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） それでは、議案書1ページ、市議案第15号平成30年度須崎市一般会計歳入歳出決算の認定についてにつきまして御説明いたします。

本議案は、平成30年度須崎市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第23条第3項の規定によりまして、監査委員の意見書並びに主要施策の実績報告書を添付し、認定をお願いするものでございます。

別冊決算書の1ページをお開き願いたいと思います。

平成30年度須崎市一般会計の歳入の決算額は152億6,668万880円、歳出の決算額は144億181万4,643円、差し引き形式収支で8億6,486万6,237円の黒字決算となっております。このうち繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源が3,751万3,904円となっております。これから地方財政法の規定によります基金への繰入金5億円を除きました3億2,735万2,333円を平成31年度への繰越額としたしております。

なお、2ページから13ページには、款項別の決算額を、15ページから159ページには事項別明細書を、160ページには実質収支に関する調書を添付しております。また、347ページから財産に関する調書を、363ページから基金運用状況報告書を添付いたしておりますので御参照いただきたいと思います。

決算書とあわせまして提出いたしております監査委員の意見書並びに主要施策の実績報告につきましては、ここでの説明を省略させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（大崎宏明君） 企画政策課長。

〔企画政策課長 國澤豊君登壇〕

○企画政策課長（國澤豊君） 市議案第16号平成30年度須崎市巡航船事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

議案書2ページでございます。

本議案は地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、平成30年度須崎市巡航船事業特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

別冊歳入歳出決算書161ページでございます。歳入決算額、歳出決算額ともに2,482万6,233円であり、差引残額、翌年度への繰越額はいずれも0円となっております。

なお、詳細につきましては167ページからの事項別明細書及び実質収支に関する調書を御参照いただきたいと思います。

続きまして、市議案第17号平成30年度須崎市バス事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

議案書は3ページでございます。

本議案につきましても地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、平成30年度須崎市バス事業特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

別冊歳入歳出決算書177ページでございます。歳入決算額、歳出決算額ともに同額の2,945万382円で、差引残額、翌年度への繰越額等はいずれも0円となっております。

なお、詳細につきましては183ページからの事項別明細書及び実質収支に関する調書を御参照いただきたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大崎宏明君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 北川洋子君登壇〕

○学校教育課長（北川洋子君） 市議案第18号平成30年度須崎市スクールバス特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

議案書4ページでございます。

本議案は地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見書を付して決算の認定をお願いするものでございます。

別冊歳入歳出決算書193ページでございます。歳入決算額、歳出決算額ともに676万2,941円で、差引残額は0円でございます。

なお、詳細につきましては197ページ以降の事項別明細書及び実質収支に関する調書を御参考いただきたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大崎宏明君） 市民課長。

〔市民課長 馬場砂織君登壇〕

○市民課長（馬場砂織君） 市議案第19号について御説明をいたします。

平成30年度須崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

議案書5ページ並びに別冊歳入歳出決算書の205ページでございます。

平成30年度須崎市国民健康保険特別会計の歳入決算額は30億7,385万8,944円、歳出決算額は30億6,066万1,221円となっており、差引残額1,319万7,723円は全額翌年度への繰り越しとしております。

なお、詳細につきましては213ページからの事項別明細書及び実質収支に関する調書を御参考いただきたいと思います。

続きまして、市議案第20号平成30年度須崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

本議案につきましても、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

議案書6ページ並びに別冊歳入歳出決算書は239ページでございます。

平成30年度須崎市後期高齢者医療特別会計の歳入決算額は3億9,731万5,952円、歳出決算額は3億7,848万8,239円となっており、差引残額1,882万7,713円は全額翌年度への繰り越しとしております。

なお、詳細につきましては245ページからの事項別明細書及び実質収支に関する調書を御参考いただきたいと思います。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（大崎宏明君） 住宅・建築課長。

〔住宅・建築課長 小野修一郎君登壇〕

○住宅・建築課長（小野修一郎君） 市議案第21号平成30年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして御説明いたします。

議案書7ページでございます。

本議案は地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

別冊歳入歳出決算書の259ページをごらんください。歳入決算額は4,027万3,527円、歳出決算額は2億9,325万243円となっておりまして、差引歳入不足額2億5,297万6,716円は翌年度歳入繰上充用金としております。

なお、詳細につきましては263ページからの事項別明細書及び実質収支に関する調書を御参考いただきますようお願ひいたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大崎宏明君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） 市議案第22号平成30年度須崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして御説明を申し上げます。

議案書は8ページでございます。

本議案は地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

別冊歳入歳出決算書の271ページでございます。歳入決算額は5億2,962万3,859円で、歳出決算額も同額で、差引残額は0円でございます。

なお、277ページ以降に事項別明細書及び実質収支に関する調書を記載しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（大崎宏明君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） 市議案第23号平成30年度須崎市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

議案書は9ページでございます。

本議案は地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

別冊歳入歳出決算書289ページからでございます。歳入決算額及び歳出決算額は1,102万9,568円で、差引残額は0円でございます。

なお、詳細につきましては293ページ以降の事項別明細書及び実質収支に関する調書を御参照いただきたいと思います。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（大崎宏明君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 吉本加津代君登壇〕

○長寿介護課長（吉本加津代君） 市議案第24号平成30年度須崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

議案書10ページ及び別冊歳入歳出決算書303ページからでございます。

本議案は平成30年度須崎市介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見書並びに主要施策の実績報告書を付して認定をお願いするものでございます。

別冊歳入歳出決算書の303ページをお願いいたします。歳入決算額は26億8,251万2,012円、歳出決算額は26億7,353万1,667円となっておりまして、差引残額898万345円は全額を基金繰入金といたしております。

なお、詳細につきましては311ページからの事項別明細書及び実質収支に関する調書を御参

照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大崎宏明君） 水道課長。

〔水道課長 宮本文彦君登壇〕

○水道課長（宮本文彦君） 市議案第25号平成30年度須崎市水道事業会計決算の認定について御説明いたします。

議案書の11ページになります。

本議案は地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、平成30年度須崎市水道事業会計の決算について監査委員の意見書並びに監査委員の審査に付した事業報告書等を添付して、議会の認定をお願いするものでございます。

別冊決算書の1ページから御説明をいたします。水道水を各家庭などに送り届けるための経費とその財源をあらわす収益的収入及び支出でございます。収入につきましては第1款事業収益では、予算額6億4,415万8,000円に対し、決算額6億4,392万9,863円となっておりまして、その内訳は給水収益や手数料などの第1項営業収益5億5,796万4,517円と、他会計補助金等の第2項営業外収益8,596万5,346円であります。支出につきましては、第1款事業費用では予算額5億7,966万9,000円に対し、決算額5億4,426万9,378円となっておりまして、その内訳は第1項営業費用4億6,173万8,174円、第2項営業外費用6,516万9,897円、第3項特別損失1,736万1,307円であります。

次に2ページ、水道施設を整備、拡充するために必要な経費とその財源をあらわす資本的収入及び支出でございます。収入となります第1款資本的収入は、予算額2億4,380万円に対し、決算額1億9,292万7,652円となっておりまして、その内訳は第1項国庫支出金1,733万3,000円、第2項企業債1億5,300万円、第3項負担金2,259万4,652円であります。支出では第1款資本的支出は、予算額4億5,549万5,000円に対し決算額4億3,422万4,955円となっておりまして、その内訳は第1項建設改良費2億6,843万5,777円、第2項企業債償還金1億6,579万4,378円であります。以上の結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する2億4,129万7,303円につきましては、過年度分損益勘定留保資金1億3,987万3,510円、減債積立金8,452万5,173円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,689万8,620円で補てんをいたしました。

次に3ページ、損益計算書でございます。損益計算書とは1年間の経営成績をあらわすものでございまして、金額は消費税抜きの表示となっております。それでは御説明いたします。

1. 営業収益から2. 営業費用を差し引いた営業利益は6,652万6,670円であります。この金額に3. 営業外収益を加え、4. 営業外費用を差し引いた経常利益は1億9万7,595円となっております。そしてこの経常利益から6. 特別損失1,733万5,730円を差し引いた8,276万1,865円が当年度の純利益となっております。

次に5ページの平成30年度須崎市水道事業剰余金処分計算書について御説明いたします。剰

余金の処分等に関する条例によりまして、未処分利益剰余金1億6, 728万7, 038円のうち企業債の償還に充てる目的で減債積立金に8, 276万1, 865円を積み立てことになります。また、資本金への組入額が8, 452万5, 173円になっております。

次に6ページからの貸借対照表について御説明いたします。資産の部は1. 固定資産の合計51億4, 213万9, 882円でございまして、2. 流動資産の合計6億4, 896万9, 113円を合わせまして資産合計が57億9, 110万8, 995円となっております。

7ページの負債の部では、3. 固定負債の合計28億3, 610万8, 551円、4. 流動負債の合計2億6, 823万8, 735円、8ページの5. 繰延収益の合計10億506万1, 788円を合わせまして負債合計は41億940万9, 074円であります。

9ページの資本の部は6. 資本金の合計11億6, 533万29円、7. 剰余金の合計5億1, 636万9, 892円を合わせた資本合計は16億8, 169万9, 921円となっております。これら負債と資本の合計は57億9, 110万8, 995円となっております。

12ページ以降に事業報告書、26ページ以降には附属書類を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大崎宏明君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） 市議案第26号須崎市立地適正化計画に基づく事前防災の推進に関する条例の制定について御説明をいたします。

議案書の12ページから14ページになります。

本条例の制定につきましては、立地適正化計画に基づく津波災害への事前対策を推進するため、立地適正化計画区域内において建築等の行為を行う建築主等に対し、津波災害対策に関する情報、啓発等について必要な事項を定め、市民の生命及び財産を守り、経済的損失を軽減することに寄与することを目的としておりまして、本市の独自設定による届け出について必要な事項を定めるものでございます。第1条では目的について、第2条では定義について定めております。第3条では情報提供及び啓発について、第4条では届出について、第5条では助言及び指導について、第6条では勧告について、第7条では委任について定めております。附則といたしまして、この条例は令和2年1月1日より施行することとしております。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（大崎宏明君） 市民課長。

〔市民課長 馬場砂織君登壇〕

○市民課長（馬場砂織君） 市議案第27号須崎市印鑑条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案書の15ページから16ページでございます。

今回の改正は住民基本台帳法施行令及び印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、令和元年11月5日から施行されることに伴い、本市の印鑑条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中で、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等へ旧氏の記載が可能となることにあわせ、印鑑登録についても旧氏により行うことができるようになります。また印鑑登録証明書に旧氏の記載が可能となることを加えるものでございます。

まず、第5条第1項及び第6条第1項第3号で住民票に旧氏が記載されている場合には、登録印鑑の条件及び登録原票に旧氏を追加するように改めるとともに、第12条第1項第6号で旧氏による印鑑登録をしている者について当該旧氏に変更があった場合に、印鑑登録を抹消する規定を追加し、第14条第1項第1号で住民票に旧氏が記載されている場合には、当該旧氏を併記した印鑑登録証明書を交付するよう改めるものでございます。また、第2条第1項、第5条第2項、第6条第1項第7号及び第14条第1項第5号の改正につきましては、施行令の改正にあわせ字句の整理を行うものでございます。なお、附則といたしましてこの条例は令和元年11月5日から施行することとしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大崎宏明君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） 市議案第28号、議案書17ページでございます。須崎市社会福祉法人への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてにつきまして御説明いたします。

この議案は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づきまして、これまで本市では社会福祉法人に限定して派遣することができるとしていた規定を、今後は政令で規定されている範囲に広げて職員の派遣ができるよう所要の改正を行うものでございます。

具体的な改正内容といたしましては、議案書18ページでございます。まず題名を、須崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に改めるとともに、第1条中、「社会福祉法人」を「公益的法人等」に改めるものでございます。次に、第2条第1項で職員の派遣について改めて規定いたしまして、第2条第3項第1号及び第2号、第3条第1号、第5条及び第7条第1項でそれぞれ社会福祉法人を団体に改めることといたします。なお、附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行することといたします。

続きまして、議案書19ページから21ページ、市議案第29号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例についてにつきまして御説明いたします。

この議案は成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、公布の日から起算して6月を経過した日から施行されることに伴い、関係する条例につきまして一括で所要の改正を行うための条例を定めるものであります。

改正すべき内容につきましては、成年被後見人であることを欠格条項とする規定を削除するものであります。地方公務員法第16条第1号に規定されている成年被後見人等に係る欠格条項

が削除されるため、これを引用している須崎市一般職員の給与に関する条例を初めとする5つの条例及び児童福祉法第34条の20第1項第1号に規定されている成年被後見人等に係る欠格条項の削除に伴い、須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を一部改正することといたしております。

第1条では須崎市一般職員の給与に関する条例の一部改正について、第2条では須崎市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について、第3条では技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について、第4条では須崎市職員の退職手当に関する条例の一部改正について、第5条では須崎市一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について、第6条では須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を一部改正することにつきまして、それぞれ所要の改正を定めることといたしております。附則といたしまして、この条例は令和元年12月14日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大崎宏明君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 中山明君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（中山明君） 市議案第30号須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案書の22ページから24ページでございます。

この条例改正につきましては、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が、令和元年5月31日に公布、施行されたことに伴いまして、須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたことから所要の改正を行うものでございます。

この条例改正につきましては、特定地域型保育事業所の代替保育の提供元を追加するとともに、在園の児童の卒園後の受け入れ先としての連携施設の要件を緩和するものでございまして、さきの6月議会で認可基準を改正させていただきましたと同様に、今回、運営基準につきましても改正させていただくものでございます。なお、この改正に該当する施設は本市にはございませんが、将来的にそういう施設ができた場合に対応できるための整備でございます。

改正によります具体的な緩和措置につきましては、代替保育の提供元としての小規模保育事業及び事業所内保育事業所の追加、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和措置、満3歳以上の受け入れをしています保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除、あわせまして経過措置の5年延長となっております。なお、附則で公布の日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大崎宏明君） 水道課長。

〔水道課長 宮本文彦君登壇〕

○水道課長（宮本文彦君） 市議案第31号須崎市水道給水条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案書の 25 ページでございます。

この条例は水道法施行令の一部改正に伴いまして関係条例の一部を改正する必要が生じましたので、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、須崎市水道給水条例第34条第1項中、「第4条」を「第6条」に改めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行するものといたしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大崎宏明君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） 続きまして、議案書27ページ、市議案第32号令和元年度須崎市一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

別冊補正予算書の1ページでございます。補正の額といたしましては歳入歳出にそれぞれ3億352万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ145億1,594万4,000円としようとするものでございます。

まず、歳出から御説明いたします。4ページ、5ページの第1表歳入歳出予算補正の歳出でございます。

第2款総務費は中心市街地公共施設整備事業費に4,327万円、地域おこし協力隊事業費に333万2,000円、人事給与管理システム改修委託料に90万円の計4,750万2,000円の補正となっており、高台整備事業費につきまして財源更正を行うことといたしております。

次に、第3款民生費は大間保育園改修事業費更正に1,100万円、保育所副食費補助事業費に580万円などの補正によりまして2,043万4,000円の補正となっております。

第4款衛生費は母子保健事業費更正に150万円、高幡東部清掃組合負担金更正ほか、塵芥処理費更正等によりまして480万5,000円の補正となっております。

第6款農林水産業費は園芸用ハウス整備事業費に1,038万6,000円、鳥獣被害防止総合対策事業費に672万円、沿岸漁業設備投資促進事業費に296万5,000円の補正などによりまして、2,749万1,000円の補正となっております。

第7款商工費はプレミアム付商品券発行事業費1億2,000万円、観光費に1,010万円の計1億3,010万円の補正となっております。

第8款土木費では須崎総合高校新設道路建設事業費に2,854万6,000円、都市計画総務費更正709万1,000円、多ノ郷市営住宅改良事業費更正1,388万4,000円などによりまして5,806万5,000円の補正となっております。

第10款教育費では小中学校の情報通信環境整備事業費に527万7,000円、特別支援教育支援員配置事業費に288万8,000円、スポーツセンター管理費更正217万6,000円などによりまして1,512万9,000円の補正となっております。

これらに充当いたします財源といたしましては、2ページの歳入で御説明をいたします。

特定財源では第13款分担金及び負担金を139万1,000円、第15款国庫支出金を76万7,000円、第16款県支出金を1,540万9,000円、第17款財産収入を1,00

0円、第18款寄付金を21万8,000円、第19款繰入金を3,921万5,000円、第21款諸収入を9,600万円、第22款市債を1億750万円、それぞれ補正計上いたしております。また、一般財源では第20款繰入金を4,069万5,000円、第22款市債では臨時財政対策債を233万円補正計上いたしております。

続きまして、6ページの第3表債務負担行為補正でございますが、本年10月からの消費税、地方消費税率の引き上げに伴いまして、財務・人事給与システム使用料、グループウェアシステム使用料、ASP利用型住民情報システムサービス使用料、議会だより制作業務委託につきまして支払い総額が不足となることから、廃止を行い、改めて税率引き上げ後で算定いたしました額で債務負担行為を行うもので、期間、限度額につきましては記載のとおりといたします。

次に、7ページ第4表地方債補正でございますが、公共事業等から臨時財政対策債までの5事業につきましてそれぞれ限度額を変更し、総額18億2,563万円とするものでございます。

なお、詳細につきましては8ページからの事項別明細書等をごらんいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大崎宏明君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） 市議案第33号令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。

議案書は28ページです。別冊補正予算書の26ページからでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,900万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億9,418万2,000円としようとするものでございます。

27ページの第1表歳入歳出予算補正の歳出でございますが、第1款下水道費第1項下水道費6,900万円の増額につきましては社会資本整備総合交付金事業で、その交付金の交付決定、配分額が見込みを上回ったため、補正要望をするものでございます。これに対します歳入では、第3款国庫支出金第1項国庫補助金3,550万円、第6款市債第1項市債3,350万円を増額補正いたしております。

続きまして28ページの第2表地方債補正でございます。

過疎対策事業3,780万円に1,670万円を補正いたしまして5,450万円とし、下水道施設整備事業3,800万円に1,680万円を補正いたしまして5,480万円とし、地方債限度額を2億4,010万円に変更しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては29ページ以降の事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大崎宏明君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） 市議案第34号令和元年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書は29ページ、別冊補正予算書の32ページからでございます。

今回の補正是歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万9,000円を追加し、予算の総

額をそれぞれ 1, 089万1, 000円とするものでございます。

それでは、33ページの歳出から御説明いたします。

第1款中ノ島漁業集落排水事業費第1項漁業集落排水事業費26万9, 000円を増額するもので、これは排水処理施設の経年劣化により修繕の必要が生じたものでございます。これに対します歳入では、第3款繰入金第1項他会計繰入金26万9, 000円を計上しております。

なお、詳細につきましては34ページ以降の事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 吉本加津代君登壇〕

○長寿介護課長（吉本加津代君） 市議案第35号令和元年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

議案書30ページ及び別冊補正予算書37ページからでございます。

別冊補正予算書37ページをお願いいたします。

初めに、元号を改める政令の施行に伴いまして、「平成31年度須崎市介護保険特別会計予算」の名称を、「令和元年度須崎市介護保険特別会計予算」に改め、元号による年表示につきましても「令和」に読み替えるものといたしております。

次に、今回の補正是歳入歳出予算の総額にそれぞれ5, 207万4, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億4, 017万7, 000円としようとするものでございます。

それでは38ページ、歳出より御説明をいたします。

歳出につきましては第1款総務費第1項総務管理費119万6, 000円の補正につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修によるものでございます。第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金5, 087万8, 000円の補正につきましては、平成30年度介護給付費負担金等の精算に伴う国、県、社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。

続きまして、同じく38ページ、これらに充当いたします財源といたしまして、歳入につきましては第3款国庫支出金第2項国庫補助金に59万8, 000円、第7款繰入金第1項一般会計繰入金に同じく59万8, 000円の補正を計上し、第2項基金繰入金5, 087万8, 000円の補正につきましては全額介護保険財政調整基金からの繰り入れでございます。

なお、詳細につきましては39ページ以降の事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（大崎宏明君） 企画政策課長。

〔企画政策課長 國澤豊君登壇〕

○企画政策課長（國澤豊君） 市議案第36号須崎市過疎地域自立促進計画の変更について御説明を申し上げます。

議案書31ページでございます。

本議案は須崎市過疎地域自立促進計画を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき議決を求めるものでございます。今回の過疎地域自立促進計画の変更については、事業区分の追加、また大幅な事業量の増減、かつ計画書本文の変更を伴うことから、計画全体に及ぼす影響が大きいものに該当することから議決を要するものとなっております。

市議案第36号の別冊は変更後の計画案となっており、変更箇所には下線を表示しておりますので御参照を願います。

また、議席に配付しています過疎地域自立促進市町村計画参考資料では、事業ごと、年度ごとに変更前、変更後をお示しし、また変更箇所には同じく下線を表示しておりますので、あわせて御参照いただきたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大崎宏明君） 副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長（横畠浩治君） 市議案第37号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

議案書32ページをお願いいたします。

本議案は人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして須崎市妙見町8番13号、井上和久氏を人権擁護委員の候補者に推薦することにつきまして議会の意見を求めるものでございます。

なお、33ページ、34ページに履歴書を掲載しておりますので御参考くださいますようよろしくお願ひいたします。

続きまして市議案第38号教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

議案書35ページをお願いいたします。

本議案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、須崎市原町1丁目8番2号、徳久和宏氏を教育委員会委員に任命することにつきまして議会の同意を求めるものでございます。

なお、36ページに履歴書を掲載しておりますので御参考くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（大崎宏明君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） 市議案第39号工事請負契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

議案書（その2）の1ページでございます。

本契約は市道河原中ノ島線の中の島大橋P2橋脚補強工事に係るものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議決をお願いするものでございます。

中の島大橋につきましては昭和57年の供用開始から37年が経過しております、橋梁点検において判定IIIであり、早期措置段階でありますことから平成28年度より補修設計とあわせて耐震補強設計を行いまして、平成30年度より工事に着手しております。本工事につきましては、中の島大橋P2橋脚の鋼管杭基礎を鉄筋コンクリートで補強することで、補修及び耐震補強をする工事であります。契約の金額は1億7,992万8,000円、工期は令和2年3月、契約相手方は鍋島建設株式会社でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大崎宏明君） 以上で議案の説明は終わりました。

○議長（大崎宏明君）　これをもちまして本日の日程は全部終了しました。

お諮りいたします。あすから9月9日までの5日間は議案下審査等のため休会し、9月10日から再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大崎宏明君）　御異議なしと認めます。よって、あすから5日間は休会することに決しました。

9月10日の日程は一般質問であります。開議時刻は午前10時。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時09分　散会

第457回須崎市議会9月定例会会議録

議事日程

令和元年9月10日（火曜日）午前10時開議

第1. 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

出席議員

1番 吉野 寛招君	2番 佐々木 學君
3番 西村 泰一君	4番 大崎 稔君
5番 西山 慶君	6番 松田 健君
7番 柿谷 悟君	8番 高橋 祐平君
9番 土居 信一君	10番 高橋 立一君
11番 海地 雅弘君	12番 宮田 志野君
13番 豊島美代子君	14番 森田 收三君
15番 大崎 宏明君	

説明のため出席した者

市長 楠瀬 耕作君	副市長 横畠 浩治君
会計管理者兼会計課長 中谷 卓也君	総務課長 梅原健一郎君
企画政策課長 國澤 豊君	プロジェクト推進室長 奥田 史雄君
元気創造課長 西森 茂幸君	人権交流センター所長 久万 敏幸君
地震・防災課長 岡本 憲仁君	税務課長兼固定資産評価員 北川 幸一君
市民課長 馬場 砂織君	長寿介護課長 吉本加津代君
健康推進課長 森光 澄夫君	環境保全課長 嶋崎 貴寿君
農林水産課長 楠瀬 晃君	建設課長 里見 浩志君
住宅・建築課長 小野修一郎君	福祉事務所長 井上 幸一君
水道課長 宮本 文彦君	教育長 細木 忠憲君
学校教育課長 北川 洋子君	生涯学習課長 西田 功君
海洋スポーツパーク構想推進監 高橋 孝典君	子ども・子育て支援課長 中山 明君

事務局職員出席者

局長 小野 昌司君 次長 池田知佐子君
主監 濱田 尚己君

午前10時 開議

○議長（大崎宏明君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（大崎宏明君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。森田さん。

[14番 森田收三君登壇]

○14番（森田收三君） おはようございます。

通告に従いまして一般質問を行います。今回もたくさんの項目にわたりまして一般質問を行おうとしておりますので、今回は最後までたどり着くように全力を尽くして質問をしてまいります。淡々とした質問になろうかと思いますが、答弁のほう、よろしく願います。

まず、市長の政治姿勢についてであります。7月に行われました参議院選挙、史上2番目の悪い投票率ということで実施されたわけであります。今回の参議院選挙の結果は、自民、公明、維新などの改憲勢力が改憲発議に必要な3分の2を割ったことが重要だと考えます。

自民党が勝ったなどと言っていますが、改選比で9議席を減らし、参議院での単独過半数を大きく割り込みました。

3年前の2016年の参議院選挙で、改憲勢力は衆議院に続いて参議院でも3分の2を獲得しました。自民党は27年ぶりに参議院での単独過半数を獲得したわけです。

安倍首相は、この数の力を背景に2017年5月3日、憲法記念日の日に2020年の施行に向けて憲法9条に自衛隊を明記する憲法改定を行うと宣言し、憲法9条改定への暴走を開始したわけです。今回の参議院選での全国遊説でも安倍首相が最も熱心に語ったのは憲法改定でした。しかし、国民は安倍首相のこの野望に対して明確な審判を下したのです。期限ありきの性急な改憲の動きには賛成できない、これが参議院選挙で示された主権者、国民の民意ではないでしょうか。

改憲を阻止したことについての市長の所見をお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

[市長 楠瀬耕作君登壇]

○市長（楠瀬耕作君） おはようございます。

御質問のさきの参議院議員選挙の結果につきましては、先ほど森田議員からもございましたが、議席数などは先ほど御案内されたとおりでございまして、その結果についてどう考えるかという御質問かと思うんですが、それぞれの御主張、お立場によって御意見の分かれるところではない

かと思っております。

結果的に、ああいう勢力になったのは国民の皆様の投票結果ということでございまして、それぞれがそれぞれのお立場でいろんな御意見を、今、述べられておるというふうに理解をしております。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田收三君登壇〕

○14番（森田收三君） 私が伺ったのは、改憲を阻止したことについてのお考えをお聞きしているわけですが、御答弁を願います。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 先ほど、それぞれのお立場でそれぞれ評価されておるという御返答申し上げましたが、恐らく森田議員のお立場というのは改憲阻止のお立場であろうかと思います。

そういうお立場の御意見とそうでない立場の御意見があるという御答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田收三君登壇〕

○14番（森田收三君） 市長のおっしゃることはわかるわけですが、市長の答弁を聞いてみると、改憲には賛成という立場です。

しかし、この改憲の中には9条を改憲するも入っているわけです。9条を守っていかなければならないという立場に立っていたんではないでしょうか。そのところを答弁願います。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 今、議論されております憲法改正、あるいは憲法改憲の中身についての御質問かと思うんですけれども、従来の御答弁といたしまして、憲法の改正は日本の国のある方の根幹を決める大変重要なことであり、国民の十分な合意形成が必要であります。そうしたことから、国会の場で十分な議論を重ね、国民に対してわかりやすく丁寧に説明した上で、国民の信を問うべきものであると考えておりますという御答弁申し上げておりますし、9条も含めて、そういう形で今後議論がされることを望んでおります。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田收三君登壇〕

○14番（森田收三君） 今の答弁を聞きますと、平和に関する点では一歩後退したんではないかというふうに私は受けとめたわけです。

次、行きます。2015年9月19日に安保関連法が強行採決されました。それにより、自衛隊の任務に次のことが追加されました。

1つ、日本が攻撃されてないにもかかわらず、集団的自衛権を理由に他国の戦争に加担する。
2つ目、あらゆるアメリカの戦争に後方支援の名のもと加担できる。3つ目に、形式上、停戦合意されているが、なお戦乱が続いている地域に自衛隊を派兵し、任務遂行のための武器使用を認

める。

以上のようなことは日本中の多くの弁護士や憲法学者、果ては元最高裁判所の長官までが憲法違反であると断じました。

この憲法違反の法律を廃止しようと、ここ須崎でも超党派の団体や市民が集まり、戦争法の廃止を進める須崎の会を結成し、強行採決された19日を忘れない、こういった行動を行って、今月の19日で3年と11カ月を迎えることとなりました。

多くの市民や通行者にも知られるようになって、激励の声や手を振っての激励も多く見受けられるようになっています。

この19日行動には、少ないときで18人、多かったときが70人で、平均すると35人の参加者となっております。のべ1,500人の参加があつておるわけです。

県的にはこのように継続している、またこういう規模での19日行動が行われているのは、この須崎市だけだと聞いているわけですが、前にも聞きましたが、この行動、継続していることについての市長の所見を求めます。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） そういう行動を継続されておるということに対しましては、大変、活動として根強いものがあると考えております。

その上で、市民の皆様がそれぞれのお立場、考えて、またさまざまやり方はあろうかと思いますが、平和を願うことにつきましては当然尊重すべきものと考えております。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田收三君登壇〕

○14番（森田收三君） この行動には誰でも参加することができるわけで、ぜひ参加をしていただきたいと、このように思うところです。

今回、全国32の一人区の全てで野党統一候補を実現いたしまして、10の選挙区で大激戦を制して勝利を勝ち取りました。

TPP11、日米貿易交渉で不安を抱く東北地方での勝利は、日本の食料は日本の大地からという願いのあらわれではないでしょうか。

この、米どころで日本の農業を守る、食料を守る、このことについての所見をお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） さきの参議院選挙の東北地方の結果に言及されておられるということだと推察をいたしますが、国政からそれぞれの選挙区における課題、争点を踏まえて出された民意、結果であるとの認識でございまして、分析の仕方や考え方は千差万別あろうと思っております。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田收三君登壇〕

○14番（森田收三君） 次、行きます。2つ目は消費税についてであります。

来月1日から周知徹底もしていない中、消費税率を10%へ引き上げようとしているわけですが、複数税率に対応するレジも今、品切れ、こういった報道も再々聞くわけです。準備が整っていない中での見切り発車を行おうとしているわけですが、新しいレジへの移行は複数税率に対応するために必要になったためあります。軽減税率なるものができたためであります。複数税率と言われますが、何のことではない、軽減税率という、こういうものが導入されて、こういう事態を招いたわけです。軽減と言えば今より低くなることが当然ではないんでしょうか。へ理屈を言ってみてもいけませんが、私はそういうふうに思うわけです、軽減とはね。

これは単なる8%に据え置いて、ほかのものを10%に上げるということであります。こんなに今、混乱を招いている状況の中で、この現実を市長はどのようにお考えになっているのかお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 消費増税に伴います軽減税率に対応したレジにつきましては、税率引き上げが迫ってくる中、政府が広報活動を強化したほか、9月末までにレジ購入の契約を終えれば購入費の補助を受けられることから、駆け込み需要が起きていると認識をしております。

そのほかの軽減税率に対する周知、あるいは理解につきましては、やはり今後とも国の責任において、周知広報を徹底していただきたいというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田收三君登壇〕

○14番（森田收三君） そのようになっているようですが、なかなか製造が間に合わない。これが現実で、これ導入されたら決算方法はいろいろ今研究されていて、能力のある方はそれで対応できる、そういうソフトも開発されたというふうに報道があつてますが、そういう機能を使えない方たちにとっては本当に役のかかる厄介な消費税引き上げになるということを申し上げます。

例えば小さな商店は、消費税率が3%、5%、8%と上がる中で、商品に転嫁することができずに消費税をかぶってきました。そういう人が多くいるわけです。10%となつたらやつていけない、もう店を畳む、そんな声も聞こえます。インボイス制の導入で相手の消費税をやむなくかぶったり、取引を続けるために1,000万円を超えていないのに、課税事業者にならなければ商売から外れることも予想されるわけです。わずか9カ月間のポイント還元の話も、スマホやカード、こういったものを持たない人は恩恵を受けることはありません。高齢化が進むこの須崎市では、多くの人がこういった対象外になるわけです。逆に、商店街に買い物に行けない原因となりはしないでしょうか。地域の商店街の役割は買い物だけではありません。店はお客様とつながり、地域の役員もし、子供を見守り、まつりごとも担っている商店主も多くいるわけです。

小さな商店がなくなつたら地域社会が成り立たなくなる。こうした状況について、市長はどのように思われるでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君）　　言うまでもなく、消費税の制度というのは仕入れに消費税がかかると。そして、売価にもきっちり消費税を転嫁していくというのが基本でございまして、そういう意味におきまして、お尋ねの地域社会の状況等につきましては、消費増税が特に影響を及ぼしているとは考えておりませんが、仮に、もしそういうことが顕著な現象として起こるのであれば、やはり消費税制度に対する、一方で軽減税率というような制度もできたわけでございますので、そういう小規模事業者、あるいは転嫁できない可能性のある事業者に対してどうするのかというような政策を立案していくべきであろうというふうに思っております。

○議長（大崎宏明君）　　森田さん。

〔14番　森田收三君登壇〕

○14番（森田收三君）　　6月議会の、消費税の引き上げで社会保障は充実したかについてという私の質問で、市長は、かなり以前に制度設計されたもので、それをいかにこの人口構成が変わっていく中で維持していくかという意味合いのもとで消費増税が行われると認識しております、社会保障を今までよりさらに充実させるという意味合いではないんじゃないかというふうに思っておりますと答弁があつております。社会保障を維持するためには、今後、際限なく税率を引き上げていかなければ維持することは困難ではないんですか。このことについて御所見を求めます。

○議長（大崎宏明君）　　市長。

〔市長　楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君）　　御案内のとおり、現在、社会保障、例えば医療費給付のあり方、例えばジエネリックの問題でありますとか、多重投与の問題等々で、給付のあり方も見直されていき、また、市民運動としてそういうものに切りかえて、できるだけ医療費を抑えていくというような動きも出ておりますし、薬価の見直しというようなことも行われておりますが、当然、給付に対する改革も行われておるという前提のもとでございますが、消費税の引き上げにつきましては、社会保障と税の一体改革において、社会保障の充実とともに財政健全化を図ることとされておりまして、森田議員お考えの、際限なく消費税率を引き上げることにはならないと考えております。

○議長（大崎宏明君）　　森田さん。

〔14番　森田收三君登壇〕

○14番（森田收三君）　　しかし、社会保障を充実していく、今のままの消費税を上げなければ年金は20年後ですか、今よりも2万円減る、こういうふうな試算が出ているわけで、消費税に頼っていたら際限なく上げなければ社会保障は維持できないわけです。このことを申し上げたいと思います。

消費税には大企業を優遇する輸出還付金制度があります。そのため、輸出大企業は納める消費税よりも多くの還付金を受け取っているのです。財界が消費税を引き上げたい理由は、税率が上がれば上がるほど還付金がふえるからです。この還付金は補助金を出すようなものであり、貿易ルールに違反していることをアメリカからも指摘されています。

ちなみに、輸出大企業13社、製造業ですが、13社の合計の還付金は1兆428億円となっており、トヨタ自動車1社だけで見ましても、トヨタは売上高12兆2,014億円で輸出の割合が66.6%で、3,506億円の還付金を受け取っているわけです。トヨタ自動車のある愛

知県の豊田税務署は、このトヨタ等への還付金のために赤字税務署になっているわけです。

消費税が導入されて、昨年度までの30年間、消費税収入は累計で372兆円にもなっています。それと同時に、その間、法人税収入は291兆円、所得税なども270兆円、合わせて561兆円も税収が減っているわけです。消費税は大企業、富裕層への減税に次ぐ減税の穴埋めに消えてしまったのが真相ではないですか。こうした欠陥のある消費税は廃止にしたらいかがでしょうか。再度の答弁を求める。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 現行の消費税制度につきましても、租税三原則が生かされて運営されておるものと理解をしております。

そういう意味で還付税率、還付金の問題でございますが、この三原則の中で、輸出企業に対しては、仕入れには消費税はかかり、輸出に対する金額に対しては消費税が取れないという構造上、その分が還付されるという制度でございますので、いろんな比較の仕方があって、そういう今、森田議員のおっしゃった議論があるのは承知をしておりますが、現在は、その三原則の中で運用された輸出還付金であるというふうに理解しております、その是非につきましては国会で議論されるものと考えております。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田收三君登壇〕

○14番（森田收三君） 次へ行きます。

日米貿易交渉について、8月25日、日米首脳は日米貿易協定が大枠合意に達し、9月下旬の国連総会の際の首脳会談での署名を目指すことで一致したことを共同記者会見で明らかにしました。10月の臨時国会で承認させて、年内に発効させるという、最短最悪の結末に突入しようとしています。参院選で密約はないと国民をごまかし、8月にはすばらしい数字が発表できると公言したトランプ大統領の発言どおりに、わずか1カ月後に大枠合意に達した今回のあります、およそ交渉とは名ばかりの茶番であり、唯々諾々とアメリカの意になったに過ぎません。主権国としての尊厳を投げ捨てた屈辱的外交と言わなければなりません。大枠合意に達したにもかかわらず、その内容は明らかにされていない。茂木大臣は中身については答えられないの一点張りであります。

TPPが大枠合意した際には、数百ページにわたる政府説明書が公表されていることからも、今回の隠蔽主義は異様です。大枠合意の内容を国民に知らせないまま首脳間で署名し、10月上旬に予定されている臨時国会で数の力で承認させることは断じて許してはなりません。農業を犠牲にして自動車産業が助かるという見通しは非常に甘く、25年かけて自動車の関税を撤廃することも拒否された、このことは新聞報道でも明らかになっているわけです。こんなアメリカとの貿易交渉は受け入れてはならないという態度を示すべきだと思うわけですが、いかがでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君）　日米貿易交渉についてのお尋ねでございます。基本的には、国におきましては国益につながる対応に最大限努めていただきたいと考えております。おっしゃるとおりの交渉の内容につきまして、日米両政府が個別品目の詳しい合意内容を明らかにしない状況でありますが、市場開放によります国内産業への影響なども見きわめた対策を取っていただきたいというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君）　森田さん。

〔14番　森田收三君登壇〕

○14番（森田收三君）　秘密にしていると言いますが、こういうものはだんだんと探る機関があって明らかになってきて、本当にこのままでは日本の農業はだめになる、こういった数字が明らかになっているわけです。結局、こういった弱腰外交では政府に、市長が今答弁されたことは求められないから、今、やっぱり地方からそういう声を上げていかなければならない、こういうことを言っているわけです。そのことを十分に理解していただきたいと思い、次へ行きます。

後継者の育つ農業政策についてであります。TPP11が昨年12月、日欧EPAが2月に発効し、さらに日米貿易協定が締結されれば、かつて経験したことのない異次元の農産物市場開放となり、日本の農業と食料にもたらす打撃ははかり知れないものとなります。日本の農業がどのようにしていくのか見当もつかないわけですが、しかし、黙って見ていても始まらないわけです。JA土佐くろしおは平成27園芸年度から4年連続して販売高を100億円、これを突破しているわけです。大きな産業であるとともに、雇用にも大きく貢献しているわけです。

そして、後継者も毎年7人、あるいは8人というふうに育っているわけです。後継者が育つということは、須崎市にとっても非常に大切な事柄であるわけです。後継者の結婚相手が仮に市外の人だったら人口増にもつながりますし、仮に子供が生まれればこれも人口増になるわけです。自力で耐えていける農業後継者づくりが今重要になっているわけです。レンタルハウス事業や機械整備等の補助金をふやすことで中土佐町や津野町の補助率と等しくなってくると思うわけです。

県の補助金の上限率のあることを踏まえての質問ですが、さらなる後継者づくりに外貨を稼いでくる農業に増額する考えはないか、増額、またはできないのかお尋ねいたします。

○議長（大崎宏明君）　市長。

〔市長　楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君）　以前にも御答弁しましたとおり、農業関係の補助事業につきましては国、県の補助制度を活用しております。補助率につきましては、国、県に準じた取り扱いをしておりますので、基本的には自治体間の差はございませんが、独自に継ぎ足しの補助を行っていることもあります。本市におきましても園芸用ハウス整備事業や燃料タンク対策事業には独自の継ぎ足しを採用していることから差が生じております。

また、県内の各市町村におきましても主要品目に対する独自の支援など、異なる部分がございますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（大崎宏明君）　森田さん。

〔14番　森田收三君登壇〕

○14番（森田收三君）　前回もそれを踏まえての質問でしたので、ぜひさらなる補助金の上積み

を要望しておきます。

それでは、その他当面する課題についてに移ります。修学旅行の民泊拡大についてお聞きするとともに、提案もしたいと思います。民泊の受け入れで1軒だけで対応するというのは大変負担が大きいんじゃないかというふうに思うわけです。6月に私の隣の地域へ4人の大阪からの中学生が、体験修学旅行という名のもとに一泊をしたわけです。ちょうど、その出迎えのときに、私もその民泊する御家庭に用事がありまして伺っておりましたら、ちょっと買い物に行くので非常に困ったよということで、それなら、1時間やそこらは十分に自分で面倒見られるよということで、ちょうど6月というのは私の家でもまだ小夏も山には残っていました。そして、ビワもたくさんなっておりました。ということで、その小夏の収穫体験、そして、ビワ狩りをしてもらったわけですが、しかし、本当にひ弱ですね。友達のことを非常に子供たちは思っています。こんな子供たちが本当にいじめをするのかなというふうなことも感じながらの体験のお手伝いでしたが、小夏のはぎ方も知らない。山ですので、当然、手ではぐわけですが、それすらできない。ビワも食べ方を知らない。種はどうするんですかと。そういうことを聞くわけです。暑い中ですので、友達を気遣いながらペットボトルの水を飲まないかんぜよと、体力の弱い子には陰におりやというふうにいたわりながらひとときを過ごしたわけです。そのときに、私は感想は聞きませんでした。そして夜になると、私のところは、もう最近蛍が数十匹毎年飛び交っているわけです。夜になつたら、蛍を見に連れて行っちゃうき、どうすると言つたら、見たいですということで、8時ごろにその子たちを迎えて乱舞する蛍を見たわけです。そのときも、私はどんな感想ですかと聞きませんでしたが、その子たち同士で自発的に、これが本当の体験旅行やねというわけです。

私は、本当にこの手伝いをしてよかったなというふうに感じたわけです。だから、今、だんだんと民泊受入家庭が少なくなっている。しかし、今度、商工会議所に職員を派遣して観光に力を入れる施策を掲げている須崎市にとっては、こういう民泊事業にも観光協会、力を入れるというふうに総会でも聞いたわけありますが、こういったことを進めるためには、やっぱり地域にボランティアを募って受け入れ家庭が負担が少なくなる、こういったことが必要ではないかというふうに考えるところです。

その辺を含め、元気創造課長の答弁を求めます。

○議長（大崎宏明君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 西森茂幸君登壇〕

○元気創造課長（西森茂幸君） 教育旅行の受け入れ拡大についてお答えをいたします。

まず最初に、昨年度の受け入れ実績でございますが、大阪府内の中学校10校から延べ1,236人の生徒が本市での民泊体験を行っており、御協力いただいた御家庭の皆様には深く感謝を申し上げます。さて、民泊体験では通常午後2時ごろから翌日の午前中にかけて、3ないし4人の生徒をお預かりいただき、その間に2回の食事を提供いただくとともに、さまざまな体験活動への引率等もお願いしております。

議員も触れられましたとおり、単に宿泊のみではなく、まる1日の日程に対応していただくこととなり、受け入れ家庭の御負担感は相当重いものであろうと考えます。今後におきましては、複数家庭での共同受け入れ方式や体験活動部分への協力者募集等について取り組み手法等を整理

した上で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田收三君登壇〕

○14番（森田收三君） 本当に、浦ノ内というは自然豊かな地域です。海の状態も年々よくなつて、チョウチョウウオとかモンツキとか、もう数十年ぶりにヤガラという魚も見ることができ、状態はだんだんとよくなつており、体験学習にもつてこいの、今、環境となっております。浜辺をおれば、1時間足らずで5キロもの先日はコブライを取ることもできたわけです。そういう観光資源もあるわけで、ぜひ、こういった体験もできるよとか、そういうこともPRしながら進めさせていただきたい。それと蛍、以前、城山で蛍を飛ばせという質問もありましたが、蛍の気持ちになつてくれという答弁でしたが、現実に田舎へ行けば蛍がいる、そういう場所もやっぱり事前につかんで、その地域に行つたら蛍見えるよと、そういう案内も示していく。これも民泊体験学習旅行の拡大につながることを申し上げて、次へ行きます。

浦ノ内湾を生かした観光振興についてであります、ことは海上アスレチックに、新聞にもありました、大勢の方が来られたわけです。残念なことに、盆休み中からずっと雨が続いている中でも、やっぱり雨の日でも結構な子供たちが遊んでいたわけであります。ちょうどいきかかったことを申し上げますが、ちょうどその日は70人の定員を超える子供たちが来ていたようで、1時間以上待たないと遊べない、こういうことで、予約は必要ないというような報道があったようで、こういったことでちょっと不愉快な思いをされて帰った御家族も実際にいたわけです。今後、予約制を取るなど、工夫する必要があるのではないか。その点、答弁を生涯学習課長に求めます。

○議長（大崎宏明君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） 浦ノ内大島で昨年より実施しております海上アスレチックは、今年度は企業版ふるさと納税の御協力をいただき、約2倍に増設し実施をしております。おかげさまで、利用者数も大きくふえ、8月末現在で4,175人と、昨年度同期と比べても約5割増しとなりました。利用者数がふえたことにより、夏休みの土・日などで定員を超えての来場者があり、次の回の利用をお願いしたことが何回かあったと聞いております。来場者が定員を上回ると、安全上どうしてもその回の利用はお断りしなければなりません。利用の際にはできるだけ事前の予約をお願いしているところでありますので、御理解いただきたいと思います。

なお、9月中は土・日・祝日のみの開催ですが、利用料金を半額とする感謝キャンペーンを開催しておりますので、御利用のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田收三君登壇〕

○14番（森田收三君） できるだけ予約をお願いしているじゃ徹底しないわけで、これをどうするのか、今後検討していただきたいと、そのように要望しておきます。

坂内カヌー場の流木対策について、またゴミ対策も含めるところですが、私もカヌーというの

はどんなものかと、すいすいこいでいるところを再々見受けるわけで、実際にやってみますと、カヌーをなめたらいかんねと、これが実感でした。幅の広い、カヤックって言うんですかね。あれは誰でもこげる仕組みになっております、安定感もあるわけです。中級のカヌーに乗るのに、乗り方もわからないわけで、指導員の方に教えていただきながら、何とか座ることができたわけですが。さあ、沖へ出しますよと少し手を離した瞬間に、もう海中で、海の潮は辛いなあというのを本当四十数年ぶりに感じたところです。

しかしながら、台風の後ということもあったんでしょうか、非常にごみのある、流木もある中で、あれではちょっと、赤潮というのは今のところだいぶ解消はされておりますが、ごみ対策、これはアルバイトの監視員とか、そういう方もいるわけで、こういった人たちに大量のごみが出たときには、網を引く技術は持っているわけで、深浦の方が担当している人はおるわけで、そういった手で一々拾っていたんじやなかなからちが明かないと、網を引いて一気に流木、あるいはごみを取り扱う、こういった対策を取る必要があるんじやないかと、そういうふうに考えるところです。それと、坂内地区から流れてくる河川の流木への防止対策は取れないのか。いずれにしても今のままの環境では余り好ましくない状況で、せっかくできた施設を無駄にすることなく活用するためには、その対策が必要と感じるところですが、御所見を求める

○議長（大崎宏明君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） 坂内カヌー場周辺への流木や海面浮遊物につきましては、森田議員も御存じのように、その地形上、風や雨の状況や台風時において湾奥である坂内周辺に流れ込んでまいります。このため、大会開催時等には流木等を回収する作業を行っております。

斬新な対策と言いましても適當な方策がないのが現実でありまして、回収作業を行うことで対応しておりますので、その点御理解いただきますようお願ひいたします。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田收三君登壇〕

○14番（森田收三君） 続きまして、移住者が活用できる空き家対策についてに移りたいと思います。

私は、移住して来られる方に空き家を今までに3件紹介したわけです。1つは、昨年に横浜に住んでいる方を紹介しました。2件目はまだですが、10月に京都からこちらへ、年のうち半分ぐらい移住したいという方を紹介することになっております。3件目は、今、県外から浦ノ内へ来て、非常に危ないところに住んでいるということで、家を探してくれということで、そこも一応紹介をして移ってくれるんじゃないかなというふうになっており、あと2件ぐらいの相談もあってますが、しかし、私の両隣地域には空き家はたくさんあるわけですけど、なかなか貸すには至らんということです。暮らすさきに問い合わせをしてみましたが、今までに暮らすさきが扱った移住者の住宅あっせんは151件、これ不動産屋を介してのものが79件含まれているようです。

その151件のうちに老朽したか、したのか、大家さんのところで15件が返してもらったということで、今、登録されている借家というか、あっせんしている物件が10件、須崎が8、新

荘地区が2ということで、あまりにも移住対策を進めていく上では物件が少ないんじゃないかなと。ということで、これも提案をするわけですが、一番の貸し渋りをする理由に、仏壇があるからと。それと、家具もあるからと。そして、帰省時には時々は無料で当然泊まれるわけですから、そういうことができる。こういうことでなかなか空き家が見つからない。これが現実なわけです。

そこで、この空き家を提供している方には固定資産税の減免や宿泊チケット、こういったものを提供して、少しでも移住が進む、こういった方策を取ってみてはと思うわけです。インターネットで見ますと、津野町では新しい借家が格安で、来年以降でしょうか、建築される、こういうことも伺っているわけです。これに対抗せよというわけではありませんが、移住人口増のためにどういった方法を取っていくのか、私の提案について、どのように思われるのか御答弁を求めます。

○議長（大崎宏明君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 西森茂幸君登壇〕

○元気創造課長（西森茂幸君） 暮らすさきを通じた移住者については、平成23年度から平成30年度までの8年間で延べ230人に達しており、昨年度においても123件の移住相談が寄せられるなど、移住希望の需要には高いものがございます。そのような中で、空き家物件が品薄になっている状況は議員御指摘のとおりであり、移住希望者それぞれがお抱きになられている田舎暮らしのイメージに合致するような、良質な選択肢を数多く確保することは移住対策を推進していく上で喫緊の課題であると捉えております。空き家所有者の皆さんのが提供に踏み切れない御事情にはさまざまな原因があろうと考えますことから、個々の御事情に可能な限り耳を傾け、一つ一つ障害をクリアしながら物件の御提供につなげてまいりたいと考えております。

さて、物件の改修には多額の資金を必要といたしますし、それ以前に、今後恐らく使用する見込みはないであろう古くからの家財を廃棄処分するのにも相当な費用を要します。我が国全体が直面している課題でもある空き家対策問題解決のための一分野として、空き家を有効に再活用し得るような補助施策を期待しております。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田收三君登壇〕

○14番（森田收三君） 1つ抜けておりましたので、失礼します。

子ども議会で質問のあった巡航船を観光にしてはどうかということについて、今度、法人化する須崎市観光協会と知恵を絞り、何らかの形でこういう観光事業をできないのか。巡航船に限ることはないんです。ホエールウォッチングをしている漁船もあるわけですし、久しぶりに8月25日の鳴無さまの本祭にお供の船8隻も出ている、こういった状況の中で、こういった漁船を使うというようなことも可能ではないかということで、いろいろ知恵を絞ってこういった観光を事業にしていくってはというふうに考えるところですが、お考えをお聞かせ願います。

○議長（大崎宏明君） 企画政策課長。

〔企画政策課長 國澤豊君登壇〕

○企画政策課長（國澤豊君） お答えいたします。

去る8月1日に行われました子ども議会におきまして、巡航船を観光振興へ活用できないかとの御質問があり、浦ノ内湾のすばらしい景観の中、海洋スポーツ体験や鳴無神社への参拝などと組み合わせた運航に取り組んでいる旨の御答弁をさせていただきました。巡航船の活用につきましては、収入増加に向けた取り組みの一つでございますが、定期航路という本来の業務に支障のない範囲での活用となりますので、一定の物理的、時間的な制約がある中での運用となっております。須崎市観光協会と連携し、巡航船の観光への活用をとのお尋ねでございます。巡航船の観光への活用につきましては、本年も奥四万十観光協議会の御協力いただき、旅行事業者へのPRなどにより、貸切運航にもつながっていることもありますので、今後、体制が強化される須崎市観光協会とも連携し、浦ノ内地区の美しい自然や海洋スポーツ体験などを生かした巡航船の活用に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田收三君登壇〕

○14番（森田收三君） 浦ノ内地区での市政懇談会ではさまざまな要望、意見が出されました。どれが印象に残り、また、これから対応していくことができるのか、その点、市長に答弁を求めるます。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 本年度も8月から9月にかけて、市内8地区で市政懇談会を開催いたしまして、延べ185人の市民の皆様に参加をいただき、それぞれの地域が抱える課題など多くの御意見、御要望をお聞かせいただきました。

浦ノ内地区の懇談会で印象に残っているものはとのお尋ねにつきましては、子育て世代の方から、子育てに関する現状などの御意見が印象に残っております。その内容は、放課後子ども教室の時間延長や、長期休暇中の受け入れなどの対応ができないかとの御要望でございました。このことは、須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略にも位置づけております、ニーズに応じた子育て支援でございまして、まさに子育ての希望をかなえることにつながるものと考えておりますので、保護者を初め地域の皆様や関係者と協議を進めていきたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 市長に申し上げます。申し合わせの時間になりましたので、簡潔にお願いします。

○市長（楠瀬耕作君） また、県道の維持管理に関する要望につきましては、担当課が現地確認を行い、須崎土木事務所へ要望を行っております。

○議長（大崎宏明君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

順次質問を許します。豊島さん。

[13番 豊島美代子君登壇]

○13番（豊島美代子君） 通告いたしておりました内容の中で、住宅・店舗リフォーム助成制度の項目につきましては、須崎市総合計画の中で質問するという形に変更させていただきますので、御了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問を行います。

最初に、市長の政治姿勢についてあります。高台整備についてです。東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の地域指定を受け、南海トラフ地震防災対策推進地域としてさまざまな防災対策に取り組んでいるところです。本年5月、国は南海トラフ地震対策特別措置法に基づく基本計画を修正し、南海トラフ沿いで地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合に南海トラフ地震臨時情報を発表することとしました。この臨時情報が発表された際に、従業員や顧客に対してどのように対応するのかを、各事業者の対策計画に盛り込むことを義務づけ、これらを受けて、県は7月に事業者向け説明会を開催いたしました。市政懇談会では、この件について説明もあったところです。このように、行政だけではなく、事業者等も含めて被害軽減対策を求められるようになり、抜本的な対策の柱になる高台整備は緊急の課題になってきたと考えざるを得ないのではないでしょうか。

事業者みずからが高台移転をする事例も見聞きするようになってきました。市民の間では、須崎高校が総合高校に統合した契機とは言え、高台に整備されましたので、須崎中学校も今のままではいかん、どこか津波の心配がない安全な場所にとの声が広がりつつあります。図書館も複合施設として整備し、まちの中核施設としての役割發揮が期待されていますが、高台を整備するしか適地はないのではないか。急いで建設してほしいが、浸水地帯で本当によいのかなど、さまざまな意見をお聞きします。これまで市長は、医療機関の移転、定住を促進する宅地の整備、仮設住宅などの機能を持つ公園の整備など、高台整備の目的を掲げてこられました。

また、ニーズ調査では、国の管轄する機関を初め、どのような業種であっても高台移転を望む声が大半だったようですが、財政支援がどうなるのか大きな難題であるとの条件つきであったとのことは当然と考えます。

市の財政負担は最重要課題です。市長は財政健全化を強調されてきましたが、市民の間には、市民要求がなかなか実現しないなど、市政に対する不満がたくさんあることはお聞きしています。

一方、この間、住民票などの手数料引き下げや子育て支援、福祉タクシーの充実、移動手段の確保など、市民の願いに応えてきた実績も紹介をしておかなければなりません。とは言え、まだ課題はたくさん積み残している上に、高台整備のための基金などはありません。

これらの状況から、高台整備における市長の決意のほどをお聞きします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

[市長 楠瀬耕作君登壇]

○市長（楠瀬耕作君） 須崎市では、国の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されておりまして、地震津波対策は市の重要な政策の一つとしてさまざまな取り組みを展開してまいりました。ハ

ード事業である避難路の整備や逃げおくれ対策としての緊急避難施設の建設、ソフト面では自主防災組織の結成、育成などを通じて被害軽減の取り組みなどを推進し、まず、命を守るための取り組みを進めてまいりました。これらの取り組みが一定進んでまいりましたので、こうした取り組みも継続しながら、今後は守った命をつないでいく取り組みとして、高台の整備による事前防災の取り組みを進める必要があると考えております。具体的な取り組みとして、平成26年度から事前防災の観点から、高台移転について検討を行ってきておりまして、個別企業に対する意向調査を実施するとともに、平成30年度には高台での宅地整備に関する市内事業者のヒアリング調査を実施いたしまして、ニーズの把握を行ってまいりました。

また、平成30年度には国の補助事業を活用し、須崎市における高台整備による地域活性化のための基盤整備検討調査を実施をいたしました。この調査事業の目的は、事業者や市民等のヒアリングを行い、須崎市における高台整備事業の実効性及び官民連携手法の導入可能性調査として実施してきたものでございまして、実施に当たり、官民連携に最適な事業範囲及び事業手法の検討、事業スキームの実現可能性の視点からの検討、整備適地候補地の選定、ゾーニングの検討、官民連携手法を活用した場合の概算効果の試算及び概算総額事業費の試算、整備事業推進に当たり、その基本方針や概略スケジュール、今後の課題と展望等についてまとめられております。

そして、次のステップとして、本年度は官民連携手法を採用することを前提に、より詳細な調査を行うこととしております。この調査のポイントは、専門家に委託して高台整備に関する関係事業者とのヒアリングを重ね、事業規模や官民連携で行うもの、官が行うものなどの事業構想をまとめるものでございまして、あわせて財政負担についても検討し、これをもって事業化を検討するものとなっております。

豊島議員御指摘のとおり、各方面から高台整備を望む声が上がっていることも十分に認識をしておりまして、高台整備は早急に実施すべきであると考えております。その機能としては、須崎市への定住対策としての宅地整備、災害時の医療活動を担う災害拠点病院の移転、被災時における仮設住宅などの整備が可能な公園の整備、事業者用用地等を想定しておるところでございます。

また、御指摘にもございましたとおり、市の財政への影響という観点からは、市の財政負担ができるだけ少なくし、効果的な高台の整備を行っていくという観点からも、官民連携手法の導入、国等の補助事業の活用を最大限図ることを念頭に置きながら、事業の実現の可能性を慎重に見きわめる必要があると考えております。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） いろんな角度から早急に実施をすべきことと考えているというふうな認識を表明されました。やはり、ずっといろんな、それは本当に以前からなんですかけれども、高台がないゆえに、いろんなほかの防災対策を取り組んできたというふうな、そこに多大な時間とエネルギーと予算もつぎ込んできたというところはあるわけですけれども、それはそれで非常に重要な意味を持ちます。これらと考え合わせて、いろいろやってきたけど、やっぱりまだこれから高台整備が必要というような段階に来ているのかなというふうにも受けとめているところでございます。

新たに整備する場所をどこにするのかというのは、非常に重要でございます。現在の須崎地区、多ノ郷地区を一体化させることができる場所を見つけることは非常に重要だと考えます。

以前から、城山を切って高台整備ができたらよいのにとの議論は繰り返しされてきましたが、それは無理との結論が出されていると思います。去る6月5日に開催されました議員全員協議会では、具体的な場所は示されませんでしたが、ものすごく大雑把な地図を添えて2カ所を候補地として考えていると説明がありました。議員の間で情報交換をしながら候補地を推測したことでした。私が説明から勝手に推測をした多ノ郷地域につきまして、多ノ郷地域という言葉が担当課長から出たわけですから、多ノ郷地域について地形や土木工事に詳しい方に、仮に高台として整備した場合、何が問題かとお聞きをしてみました。

それらを参考にして、完成した際の高台が高い場所になり、道路整備などを含む工事費用などの非効率性、また、現在のまちの中心部から離れたところに新しいまちができることになるのではないかなどと、不毛な想像をめぐらしているところです。現在のまちの中心部と一体化できる場所が好ましいと考えますが、この点では難点がございます。先ほど市長の御答弁の中に、候補地などにつきましてもいろいろと調査されてきているという御答弁がありましたけれども、その候補地選定について、現在の進捗状況をお聞きします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 高台候補地の選定の進捗状況という御質問でございます。

平成30年度に実施をいたしました須崎市における高台整備による地域活性化のための基盤整備検討調査では、市内3カ所について検討されておりまして、候補地として2カ所、さらに、その2カ所の候補地を比較検討して1カ所の有力候補地が示されております。

高台整備の候補地は、現段階においてはあくまでも調査報告として候補地及びその順位が示されているものでございまして、最終的な候補地、あるいは整備する場所としての決定には至っていないのが現在の状況でございます。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） いろいろ絞りつつもあるというような状況、しかし、候補地はまだ最終決定はしていないという御答弁でした。災害発生周期の予測として諸説ありますが、一致するところは、近い将来必ず起きることとして認識されているところであります。あす起きてもおかしくない状況にあるのではないでしょうか。その点で、待ったなしの取り組みが必要と思われます。早急に候補地を決定し、整備計画を具体化することは、宅地を周辺の市町村に求めようかと考えている若い世代はもちろん、多くの市民、また事業者に新たな須崎市のまちづくりの見通しを示すことになります。

この点について、市長の見解をお聞きします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 先ほどもお答えをいたしましたが、現在、いろんな調査を行っているところ

ろでございまして、高台整備を実施する具体的な場所については決定には至っていないということとございます。この検討段階におきまして、事前に候補地等を公表することは無用な混乱を招く恐れがあると認識をしておりまして、整備地の決定まで今しばらくお待ちいただきたいと考えております。とはいっても、災害への対策につきましては早急に取り組むべき課題であると認識しておりますので、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 民間の土地の買収などがかかる事業は、その後の事業を進めるためにも水面下で作業を進めることにならざるを得ないことは理解をいたします。市政懇談会では、本年度は事業者と話しながら整備手法を決める説明されていました。

また、議員にも工程表が配付をされています。予定より作業がおくれてきているのではないかと思いますが、今後のスケジュールについてお聞きをいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 本年度の調査事業の委託契約締結は、令和元年11月上旬と予定しております。

事務手続等につきましては、スケジュール的に数カ月程度ずつおくれるであろうと想定しております。これは当初の計画に対してでございます。

直接の事業期間の見込みとしましては、当初の予定どおり令和4年度には設計に着手できることを目指に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 本当に、最近、地震もうございます。自然災害もうございます。

地震があちらこちらで起こっているゆえに、やっぱり、本当にこの南海トラフ、須崎方面への地震というのも本当にあした起きてもおかしくないような状況になってきたのではないかというふうに思っているところでございます。しかし、少しスケジュールはおくれているけれども、具体的な設計、あるいは工事の方向については、最初の予定どおりを目指したいということでございましたので、また、その点はいろいろと私自身も気にかけていきたいというふうに思っております。

私、前段でも申し上げましたが、今のまちの中心部、つまり旧須崎町内と多ノ郷地域が一体化できる場所がベストではないかと考えるところです。こういった条件で適地があるかどうかは別として、旧町内、多ノ郷地域はそれぞれ須崎市の中心部との位置づけでまちがつくられていています。これまで整備してきた公共施設や民間企業の進出も、それを前提にしているはずです。高台が住宅用地だけならば中心部から少し離れたところでも魅力があると思います。しかし、当市は津波で浸水しない安全な高台の需要はさらに高まると思います。

高速道路、鉄道、港湾があり、今も交通の要衝です。まちの中心部から少し離れたところに新しいまちができたということにならないように候補地を選定することは重要ではないかというふ

うに、私自身が期待をしたり考えたりしているところでございます。また、高台整備をする場合には、今後のまちのありようを見据えまして、十分余裕を持った用地確保が必要ではないかと考えます。

これらを要請をして、次の質問に移ります。

当面する課題でございます。須崎市総合計画についてです。

その1点目、市政懇談会では計画に盛り込もうとしている大まかな内容を一部報告をされています。詳細はわかりませんが、現在、進めている各分野の取り組みを継続していくことになるのだろうかと受けとめたことでした。これまでの取り組みを強化したり、また、新たに事業展開しようとしていることなど、特徴的な点についてお聞きをいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 須崎市を将来どのようなまちにしていくのか、どのようにしていく必要があるかなど、本市のまちづくりの方向性を示す指針となる須崎市総合計画の策定に向けて作業を進めておるところでございます。

現在、平成27年に策定した総合計画に基づく取り組みを検証する中、現状分析や課題の抽出を行い、まちづくりの基本的な考え方について整理を行っておりまして、市政懇談会の場におきましても一部御説明をさせていただきました。次期総合計画における取り組みを強化するもの、新たな事業展開、特徴についてのお尋ねにつきましては、基本的な考え方を含め整理を行っている状況ではございますが、まちづくりを考える中では、共通点や関係性もある持続可能な開発目標として国連で採択されましたSDGsの理念や考え方なども取り入れたいと考えております。

本市のまちづくりの将来を見据え、人口減少対策、地域の活性化、防災対策などの取り組みを進め、市民の皆様が安心して住み続けたい、住んでよかったと感じられるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） よく市長、持続可能なまちという言葉を使われますけれども、いろんな意味で持続可能、捉え方があるわけですから、具体的に持続可能な須崎市というふうなことについては、どんなふうなイメージを持てばいいのか、今、市長が持っておられるのかということについて、ちょっとお答えをいただけませんでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 就任当初から持続可能な須崎づくりと、消費から創造へということを言わせていただいてまいりました。

その中で、先ほどSDGsという考え方方が国連でも採択されて、今、国でもいろんな形で啓発活動と言いますか、広報をされておるところでございます。

持続可能性というのは、いろんなことがあると思います。人口減少をどのように食いとめていくか。あるいは産業をどのような形で維持、発展させていくか。あるいは福祉分野、貧困の問題、

エネルギーの問題。エネルギーの問題というものは、エネルギーの地産地消の問題等々、多岐にわたるものでございまして、いわゆる、この地域が将来にわたってきちっとして存続していくためのいろんな要素を強くしていくということであると考えております。そういう点で、次期総合計画でSDGsの考え方、理念を取り入れていくということに今現在のところしております、それをもって持続可能性を総合計画の中で表現をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 具体的に、雇用の場ということについてお聞きをしたいと思います。

計画では雇用の場の確保が強調されています。大変重要であることは異議がありません。雇用の場の確保といえば企業誘致と言われますが、そう簡単ではありません。これまでも企業誘致に取り組んでこられたようですが、実績はまだありません。残念ながら、津波浸水地域でありながら高台が整備されていないなど、企業進出には条件不利地域とのイメージがあるのではないかでしょうか。

企業誘致も重要ですが、現在、頑張っている事業者を応援し、雇用を守る取り組みが重要です。

これまでも、ふるさと納税制度によって新たな事業起こしや販路の拡大などで雇用につながったケースや、新規の農業従事者の確保につながるさまざまな助成制度も、その中身はまだまだ不十分ですが、あります。今、社会全体が労働力不足、働いてくれる人がいない、ハローワークに募集をかけても問い合わせがないなどと言われる一方で、仕事がない、生活が大変などともお聞きをいたします。

私は、本市において、介護、福祉、保育、子育て支援の分野も非常に重要な雇用の場だと考えます。本市には介護施設がありますが、職員不足は利用者の受けるサービスの制限につながり、市民の老後の不安を増大させています。

保育の分野では、保育士不足が深刻な状況で、保育所の統廃合を進めざるを得ない1つの要因ではないかとも思っているところでございます。子育て支援の分野では、放課後児童クラブや放課後子ども教室がふえてきました、支援員の人数も相当数になってきましたが、支援員の確保がいつも課題です。私は、こういった分野に携わる方々が、それぞれ金額的にも納得でき、また将来性がある雇用条件を整えることができれば、企業誘致並みの雇用創出になると考えます。若者にとって魅力ある雇用の場にするために、行政として支援することも研究の必要があるのではないかと考えます。雇用の場としての介護、福祉、保育、子育て支援分野をどのように認識されているのか、所見をお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 介護、福祉、保育、子育て支援分野につきましては、重要な雇用の場と認識しております。先ほどいろいろな御紹介がございました雇用と、いわゆる求職者のミスマッチが今もあるわけでございまして、有効求人倍率、須崎市管内におきましても1.0を超えておるわけでございます。

その中で、人手不足が顕著になってきたと。確かにおっしゃるとおり、企業誘致をしても働き

手がいないじゃないかと。企業も、この地域へ出てきて労働力が確保できるかというようなことも1つの進出の判断材料にもなっておるというふうにもお聞きをしております。

そういう中で、いかに今、例えば仕事をされてない方、あるいは高校卒業して県外へ出られようと考えておられる方に、いかに須崎市で残っていた大いに、あるいは須崎市の現状の求人で働いていただかくかということは大事になってまいりますが、いろんな形の介護、福祉、保育、子育て分野、非常にいろんな制度との絡みもございます。

御質問の趣旨は、一方で待遇の面をもうちょっと考えていたり、いろんな労働環境を整えていったらどうかという趣旨かとも思いますが、そのあたりは、いろんな事業者、あるいはいろんな制度の中での話となってまいりますので、各分野においての最善のあり方を今後とも考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 小さな自治体では、本当にこういった分野が重要な雇用の場になると認識は市長も持たれているということがわかりました。

確かに、それぞれの制度の問題もございます。こういったことに関する事業者の皆様方、あるいは働いている方々とも、意見交換をしながら、一旦、この仕事についたけれども、そこに将来性は見出せてないような方々がたくさんお聞きをするわけです。

この仕事を今やっていると、しかし、いろんな意味で条件が不十分であるというふうなこともあります。

その制度に問題もあるということも言わましたが、例えば、介護に関する事業所等々におきましては、その事業所の運営自体が国の制度改悪によって非常に維持することが困難になりつつある。しかし、そこで踏ん張って事業所を維持しないと、市民の皆さん方の介護サービスの提供に支障が生じてくる。その間に立って、いろいろ苦労されている実態もございます。

やはり、私はそういう場合には、事務所に対してどういう支援ができるかとか、あるいは、保育のことにつきましても、今の須崎市のホームページから、最新求人情報（かわうそ）というのがありますけれども、そういった情報を見てみましても、本当に須崎市の保育士の募集がずらずらと掲載をされているわけですから、本当に事業者側は人手不足で困っている。

そこなんかについても、これまで本当に、なぜ保育士がこんなに不足しているのか、須崎市の保育士、須崎市じゃない保育協会もあるわけですけれども、保育士が来てくれないかみたいなことについての問題点等々もいろいろと、いろんな議員も、私含めて質疑もあったところですけれども、そういったことも、やっぱり本腰取り組んでいく、きめ細やかに取り組んでいく、そのことが今、私は本当に大事なことになっているというふうに思っておりますので、個々にはこれ以上のことは申し上げませんけれども、そういった事業所の皆様方と、やはり情報交換をする、そのことが非常に重要ではないかというふうに思います、この点については、市長いかがでしょう。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 当然、先ほど言われた分野にかかわらず、いろんな分野で人手不足現象は起きております。このことは十分認識しております、それが何の原因なのかというのは、やはり、しっかりと把握したいわけでございます。ただ、把握して、いろんなことが次の段階で何をどう考えるかということになろうかと思いますので、そこのあたりは非常に雇用のミスマッチというのを強く感じております。そこをどう解消するかということも、基本的には考えていかないと、なかなか待遇面だけ、あるいは環境面だけでこれを解決するというふうには、基本的には考えておりません。

もう1つは、2万1,000人の人口の中で60歳以上が約1万人になってきたと。半分が須崎市民の人口構成で60歳以上になってきたと。この60歳以上の方のお力をどのように発揮していただくかと。例えば、保育の場面でもファミリーサポート制度であるとか、いろんな買い物においても地元での対応ができるというようなことを含めまして、やはり、もっともっと我々も説明をしていかんといかんのですけども、地域における共助の部分、具体的には、1つは地域自主組織を、やはり強固にしていって、雇用とは別の部分で福祉、保育等を支えるような地域づくりをしていかなければならぬと、そのように考えております。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） ぜひ、私は事業者の皆様方と意見交換をするということを強く要請をしておきたいと思います。今、市長が高齢者の人数がふえてきたと、そういう方々にどういった形で力を発揮してもらうかと、そのことを考えていかなければならないというふうなことを言われたわけでございますが、それはそれでまた当然でもございます。私が前段で質問を申し上げましたことは、若者にとって魅力ある雇用の場にするため、行政として支援することも研究の必要があるのではないかという観点から申し上げたところでございます。

当然、60歳を過ぎた方にもまだ持てる力を発揮していただきたい、発揮したいと言われている方もおいでるわけですけれども、今度はその部分について少し関係いたします有償ボランティアの考え方についてお尋ねをしたいと思います。

今、介護保険制度が度重なる改悪で、介護サービスが保険給付から外される範囲がふえてきて、これまで介護保険事業であったものが市の総合事業に移管されています。一部、サービスの提供者を有償ボランティアで対応しようとしたものの、実施には至らなかつたのではないかでしょうか。責任ある仕事、たとえお金を支払うといっても、ボランティアという位置づけでは携わってくださる人を見つけるのは大変だと思います。

国はさらに介護保険の改悪を狙い、議論を本格化させています。要介護1、2の人の生活援助を保険給付の対象から外すことや、利用料2、3割負担の対象者を広げることなどを検討することで、心の底から怒りを覚えます。高い介護保険料を年金から天引きしていますので、安心して介護サービスが受けられるよう、専門家が配置されなければなりません。

介護や子育て支援を有償ボランティアで対応しようとするることは、それぞれが命を預かる仕事でありますので、携わってくださる人を確保することが非常に難しいと思います。現在、放課後子ども教室の運営がこの形でやられていますが、有償ボランティアに頼るのではなく、仕事とし

て携われる条件整備が今後求められるのではないかと考えますが、子ども・子育て支援課長にお聞きをいたします。

○議長（大崎宏明君） 暫時の間、休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁をお願いします。子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 中山明君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（中山明君） 放課後子ども教室につきましては、文部科学省管轄の事業でございまして、小学生の放課後の居場所づくり、安心・安全な活動拠点としまして、地域の方に安全管理人、豊島議員が言われる有償ボランティアでございますが、なっていただきまして、報酬につきましては、時給1,000円で平日4時間以内、休日8時間以内、また開設日数が250日以内の基準に基づきまして運営をお願いしております。

国の制度によります教室の開設時間の縛りがございますので、特に平日の時間のみをもって、議員が言われるように、生活の糧にできるような、そういう形は非常に厳しいかと思います。あくまで、これは国の制度にのっとった上でやっておりますので、言われるような通常の雇用形態とは、異なっておりますので、その分、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 確かに制度の問題もございますが、放課後子ども教室、放課後児童クラブ、2つあって、大変面倒なことですけども、児童クラブのほうは学童保育という言葉が定着をしていると思いますけれども、学童保育のほうは、本当に支援員の確保が難しくて、そういう短い時間で支援員をお願いしていたわけですけれども、非常に難しかった。だから、何とか4時間ということにして、若い方には少し固定給で安定した1つの仕事になるようにというような条件整備をして、状況は改善されてきたのではないかというふうに私は思っております。これから先、有償ボランティアという形で、新しくできる放課後子ども教室の運営の状況等々も見ていかなければなりませんけれども、こういった学童保育のこれまでの経過というものは非常に参考になるのではないかというふうに思います。申し上げておきます。

次に、やっぱり、これから先に介護についても、非常に国がこういった形で介護サービスの切り捨てを進めていますから、この分野を本当に市民、地域の皆さん方に担ってもらいたいという方向がさらに強まってくると思いますけれども、こういった今後の問題につきましても、それではなかなか人の命を預かるということでは難しいですよということを申し上げておきます。

次です。しんじょう君がさまざまな仕事おこしにつながっていることは多くの市民が認めるところになってきました。しかし、市はしんじょう君ばっかりに力を入れているのではないか、な

ど厳しい見方もあります。しんじょう君の取り組みに関係する業種や事業者が一定限られているという結果も否めないのでしょうか。他の業種の仕事につながる事業にも取り組んでいく必要があると考えます。これまでにも何度か取り上げてきましたが、住宅リフォーム助成制度は経済効果が非常に高いことから、経済対策としても取り組まれてまいりました。

10月から消費税が引き上げられますと景気がさらに悪くなるのは、誰もが予想するところです。これから暮らしさは、仕事はどうなっていくのか、不安が高まります。

今こそ検討すべきではないでしょうか。住宅リフォーム助成制度の復活、また店舗リフォーム助成制度の創設に対する見解をお聞きします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 住宅リフォーム助成制度の再開及び店舗リフォーム助成制度の創設についてのお尋ねでございます。

豊島議員御案内のとおり、助成制度は一定の地域経済効果があると認識はしておりますが、個人の家のリフォーム、あるいは個人、あるいは法人所有の店舗のリフォームにつきましては、例えばバリアフリー化、あるいは耐震化、あるいは移住者向けのリフォーム等々、その目的に応じた助成制度もございます。それ以外の、単純に個人の家を個人がリフォームするという場合における制度につきましては、現在のところ、それへの助成につきましては考えておりません。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 例えれば移住の目的でこの住宅を改修すると、今ある住宅をリフォームすると。そういうことに対して助成制度とか、いろいろそれはございます。しかし、やっぱりそういうの�数が限られているというところもあるわけでございます。

この住宅リフォーム助成制度というのは、経済対策としてあちらこちらでやられてまいりました。須崎市が例えば1,000万円、その財源を用意いたしましたならば、7,000万円、8,000万円、あるいは1億円を超える、そういうふうな住宅関連事業になったという実績がございます。7倍、8倍、場合によっては本当に10倍以上の実績がありますというふうなことは須崎市議会でも答弁がありましたし、全国的に、この制度の経済効果が高いということはもう本当に実証済みでございます。

今、私はこの問題何回も取り上げてきていますけれども、住宅関連業者の技術の継承、大工さん、左官さん、あるいは内装業者の皆さん方、いろんな技術がやっぱり継承されなければならないと思うのです。その人たちはやっぱり一定仕事を毎年続けてやれるような状況になっちゃってもらわんといかんなと思います。例えば、今、台風15号でしたか、関東・東海あたりに大きくその被害がテレビで放映されていましたけど、それなんかでも、本当におうちの屋根が飛んだとか、ガラスがいっぱい割れたとか、そういうふうな住宅に関して被害がたくさん出たときに、じゃあ、その修復を誰がするかというときには、やっぱり、今の住宅メーカーだけではちょっと対応しきれないと思うところです。その技術を引き継いでいただく後継者の育成、こんなこともとっても大事になってきます。そういう観点から、金額的にそんなに住宅リフォーム助成制度とか

いうふうなことも、そんな何十億円にもなるわけではありませんから、どれだけ貢献できるかというのをわかりませんけれども、私はそういった形で技術者の皆さん方に技術を継承していただく、そういった災害等々の場合の本当に役割は大きいわけでございますから、そういう観点からもこの問題について、何とか必要があるのではないかというふうに思っているところでございますが、この点については、市長、再度御答弁いただきたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 2つの観点を言わされました。経済対策としての観点、そして技術継承という観点の2点だったと理解をいたしまして御答弁申し上げます。

まず、経済対策として考える場合でございます。私、基本的にさきの質問にもございました、一番の経済対策、今後、須崎市における経済対策となるのは高台整備が一番の経済対策になるんじゃないかなというふうに考えております。その中で、新しい住宅需要等々の中でお金が回っていく、経済が回っていくと、そういう循環ができるきっかけになるというふうに思っておるところでございます。

そして、技術の継承につきましては、現状、いろんな大工とか技術のある方が須崎市内、結構、工務店が頑張っておられまして、いろんな職人と提携して仕事を行っておるというふうに理解をしております。そういう工務店が数店舗、元気な工務店があるわけでございまして、そういう中で技術の継承も、若い方もできておる工務店もございまして、技術継承はできていっておるんではないかというふうに理解をしておるところでございます。

○議長（大崎宏明君） まだ、質問中でありますが、この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質問を許します。豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 午前中から住宅リフォーム助成制度の問題、これが経済効果が高い事業であるとか、あるいは、住宅関連業者の技術者の継承になっていると、こういう観点から質疑を続けているところでございます。市長は高台整備が一番の経済対策になるというふうに言われました。それはそれだと思います。ゆえに、6月議会に私は地元の土木関係の事業者の皆様方が、ここで何とか事業継承に頑張っていただけるようなチャンスになるんではないかと、そのような仕掛けと言いましょうか、仕組みで高台開発ができるようにする必要があるのではないかという観点から質問をしたところでございました。

それで、そこにはもちろん経済活動ということでは期待をするところですが、ただ、技術の継承ということでは工務店があるからというふうなことでは、一部の人の継承にはなっているにし

ても、たくさんの方々が技術は持っているが仕事がないわよということもたくさん以前からずっと聞いておるわけでございまして、やっぱり、こういった業種の皆さん方の仕事につながることというのも非常に私は大事なことだと思っているところです。

須崎市がまち・ひと・しごと創生総合戦略という、ことしの3月に改定されたものですけれども、これの冒頭に雇用の創出、人口減少を食いとめるために雇用をつくっていくという記載があるわけですけれども、この中でも、今までのやり方の引き続きでやっていこうとされている姿勢があるわけですね。つまり、地産外商、これを強化していくと。ここの範囲の皆さん方にとってはいろいろやってきて、それを継続していくということですけれども、私の申し上げているのは、これはこれで大事だけれども、別の業種の皆さん方に仕事につながるという取り組みが必要ではないかという観点から申し上げているところでございます。また、この問題は今後も取り上げていきたいと思います。

次に進みます。自治体新電力会社構想と再生可能エネルギーの問題でございますが、電力自由化の流れを受けて、周辺の自治体と連携をして自治体電力会社創設の検討を始めると議会に説明がありました。新聞報道もあったところです。私は自治体電力会社が購入する電気が火力、原子力、再生エネルギーなどありますが、何で発電をするのか、電源ですね。これが非常に重要だと考えます。今日の深刻な自然災害をもたらす要因が地球温暖化と言われております。かと言って、再生エネルギーの供給には今は限界があります。

一方で、第五次エネルギー基本計画に、再生可能エネルギーの主力電源化に向けて取り組むと書かれたことで大きな変化が起り、再生エネルギーが経済活動に不可欠な存在になってきたとも言われています。再生エネルギーを供給できない自治体から企業が逃げていく時代に変わろうとしています。このような観点から、この事業を総合計画に入れるのかも含めまして、事業に対する市長の基本的なお考えをお聞きします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 自治体新電力に関しまして、各メディアにも取り上げられておりますが、ことし7月24日に須崎市を含む周辺6つの自治体が集まる検討会が開催をされたところでございます。検討されております新電力会社の事業スキームといたしましては、まず参画する自治体、及び賛同する民間事業者の共同出資により会社を立ち上げます。

新電力会社は、電力卸市場等から電力を購入して、域内の公共施設を中心に電気を販売いたします。そして、会社が得た利益は参画自治体に配当されることで地域に還元されていくという仕組みでございます。事業化の段階では、発電事業は想定をしておりません。あくまでも売電事業に特化した形でスタートするため、発電施設の設備に伴う過度な財政負担もございません。

自治体新電力の狙いは大きく3つございます。1つ目は、公共施設の電気代が安くなることで、自治体の財政負担が軽減されます。2つ目は、これまで域外に流出していたお金を地域内にとどめることでございます。3つ目に、会社の利益は参画自治体への配当を通じて地域に還元されます。

新電力会社は民間企業となるわけでございますが、最終的な目的は利潤の追求ではなく、地球

環境の保全や当該地域の地方創生につながるものと考えております。こういったことも含め、須崎市といたしましても自治体新電力の趣旨に賛同し、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、再生可能エネルギー、いわゆる風水力、地熱、太陽光、バイオマス等の活用促進に当たりましては、須崎市のみならず世界的な課題であると認識をしておりまして、これに取り組んでいくことは大変意義のあることと捉えております。自治体新電力においても、発足時点では再生可能エネルギーによる発電等は想定しておりませんが、将来においてエネルギーの地産地消の取り組み、そして再生可能エネルギーの活用もこの枠組みに入ってくる可能性があると考えております。

総合計画との関係でございますが、この自治体新電力を具体的に盛り込むかどうかは別といたしまして、エネルギーの地産地消、あるいは地球環境を守っていくと、そういう形の文言では必ず入ってくるものと考えております。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 次に進みます。

保育所の統合問題についてです。この件について、私は9月4日議会開会日の市長の提案趣旨説明でふれられると思っていました。いや、これまでの議論の経過からして、また来年度への準備を整えるためにも、統廃合をどうするのか今議会で明確に市長の政治判断を表明されるべきと思います。保育所統廃合をどうされるのか、具体的な方向性をお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 保育所の統廃合につきましては、平成17年の統合計画についての答申を受けて、市内を5つのグループに分けて統合に向けての説明会を開催してまいりまして、今日に至っております。

特に統合の御理解をいただけない保育園に対しましても、何度もお伺いしまして保護者の皆様初め、地域の皆様の御意見も頂戴して皆様の保育園に対する思いも聞かせていただいたところでございます。この統廃合につきまして、現在も最終的な話し合いを行っておるところでございまして、開会日には間に合わなかったわけでございます。

ゆえに開会日にいろんな具体的な表明ができなかつたわけでございまして、今月中には従来申し上げたとおり、来年度の配置計画を発表させていただきたいというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 今月中というときには、その出されたものに対して議員はどういう方法で質疑が掛けられるのかお尋ねをいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 統廃合計画に地域の方の、できるだけの御理解を得てという文言があるわ

けでございまして、それに沿って、我々、地域とのお話し合いを現在も進めておるところでございます。その結果について御報告を申し上げる機会を、9月、いずれの段階かに持ちたいというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 今までの地域の皆様方の声を尊重するという意味では、結果を私は信じて、それでは待ちたいというふうに思います。

本当に、6月議会でいろんな質疑があったときにも、もうその時点で既に遅いじゃないかというような思いも強く私もしましたし、そういう質疑もあったわけです。例えば、南公民館の市政懇談会では、みなみ保育園に行こうとしていた子供たちが新しい保育園に行くであろうと、そのときにゼロ歳児の子供の通園バスにどんなふうに乗せられるのかなと、大変心配をされている声なんかも具体的に寄せられたわけですけれども、そういった今後生じるであろう問題に対して、丁寧に地域に入って、例えばバスに具体的に乗っていただくとかね、小さな1歳に満たない子供というふうに言わ祝いましたけれども、そういうこともやっていくことが必要ではないかというふうなことを思いますけれども、そういった今後の取り組み、準備に向けての、お聞きをいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 御趣旨は、説明等が遅いんではないかという御趣旨かと思います。いろんな課題が、例えば統合に当たってですね、統合される保育園から統合した保育園に通園するに当たる例をとりましても、いろんな課題があると思います。

○議長（大崎宏明君） 市長に申し上げます。申し合わせ時間になりましたので、簡潔にお願いします。

○市長（楠瀬耕作君） そういうことに対しては、今後とも誠実に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（大崎宏明君） 順次質問を許します。佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 皆さんこんにちは。

9月議会、通告に従いまして、3番手で一般質問を行わせていただきます。

6月議会は、かなり多岐にわたって質問をさせていただきました。今議会は、もう少し掘り下げた議論を展開をさせていただけたらと思います。

さて、参議院選挙の結果は、投票率は厳しいものではございましたが、しかしそのような状況の中でも、目指してきた政治の安定は一定保たれたと思います。その政治の安定状況を生かしつつ、どのように市民生活の満足度を高めていけるか、市政に携わる者として、また一議員の立場ではございますが、大きな責任を感じているところでございます。

須崎市議会に、4期目の役割をいただき、今議会で早1年近くは経過をいたします。楠瀬市政2期目の終わりに近い議会でもあります。本当に時の経過は早いものでございますが、私は今期

4期目、1年目のこの9月議会の質問で、通算52回目の質問になります。これまで一回一回の質問に全力で取り組んで、議員活動に取り組んできたものの、この間市民生活の向上にどれだけの貢献ができたかと思うと、甚だ市民の皆様の評価の目線に身をさらされて肅然といたします。

そして、楠瀬市政2期目、31回目の質問に立たせていただくことになるわけでございますが、この間、尾崎県政は3期目で終わることになり、次の選挙で新しい知事にバトンタッチされることになります。また、県内政治も激動期に入ったと思います。須崎市政も、来年1月の市長選挙へ、現職の楠瀬耕作市長が3期目の挑戦の意思を明確にされないままの状態に、市民の皆様もどうなっているんだと、やきもきされている声が多く寄せられています。私自身、楠瀬市政に市民の声を代弁して、一般質問をさせていただいた経緯からも、楠瀬市政の目指すものは何であったのかの認識と評価の観点から、掘り下げた質問を展開をしていきたいと思っております。

さて、市長の政治姿勢でございますが、まず1点目、民間出身の行動力の市長として、全力投球で奔走したこの8年間、社会環境や市民生活の価値観などの急激な変化の連続の中で、この2期8年の楠瀬市政の公約に対する達成度や積み残した課題など、楠瀬市長御自身の現状認識と、これから市政の課題解決や市政発展への取り組みについて、市長の所見をお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） まず冒頭に、8年目を迎えて、何とかこれましたのも、議員の皆様、市民の皆様、そして職員の皆様のおかげでございまして、改めてこの場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げたいと思います。

こちらの職につくに当たりまして、2期目の冒頭に、選挙に臨むに当たって掲げたことがありますね、「挑戦と行動する力で共感と連携を広めていきたい」ということをまず大きく掲げさせていただきました。振り返りますと、挑戦と行動ということは、幾ばくかできたかもしれませんけども、なかなかそれが共感とか連携が広まってきたという形には、まだまだほど遠いんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。

その大目標に対しまして、4つの柱を立てております。1つはですね、全国でも最下位集団にいる須崎市の財政再建を進めること。2つ目は、喫緊の課題である防災対策を優先順位をもって進めること。3つ目につきましては、新しい価値を創造して、市政に新風を吹き込んでいくこと。4つ目として、人材育成に努めることでございました。

こういう目標を掲げてきたわけでございますが、財政再建につきましては、1つの目標である実質公債費比率18%というものを何とか下回ることはできたわけでございます。しかし、まだまだ公債費比率高どまりをしておりまして、なかなか手放しで喜べる状況ではないということございます。ここまでくるに当たりましては、市民の皆様に大変な御苦労をおかけした、あるいは職員の皆様、議員の皆様にも御苦労をおかけしております、こういう状況はできるだけ早く脱却できるようになればすばらしいなど、現状では思っておるところでございます。

もう1つで言うと、ふるさと納税、貴重な寄附をいただいて、この須崎市の財政が、例えば経常収支比率であるとか、将来負担比率が改善してきたという現実もございまして、この点に関しては、全国から寄せられました浄財、あるいは寄附をいただいた方に本当に心から感謝を申

し上げたいと思います。

防災対策につきましては、とりあえず命を守っていただくようなハード対策は一定進んだのかなというふうに思っておりますが、ソフト部分である自主防災組織の活性化等々は、まだまだこれからやるべきことはたくさんあるんではないかというふうに思っております。

新しい価値を創造し、新風を吹き込むことにつきましては、いろんな形で、国との連携等によりまして事業等を導入できてきた。例えば下水道でありますとか、しんじょう君の海外展開でありますとかいうことは一定取り組んでおりますが、まだ結果には結びついてないということでございます。

人材育成もまだ道半ばということで、何ではかるかといいますと、人口減少がその割合がなだらかになったかと、この8年間で、ということではかりますと、まだまだその状態ではないというふうに判断をしております。

以上によりまして、先ほど佐々木議員もおっしゃいましたが、自分の活動というものは、外部が評価するものであるとは思っておりますけども、基本的に先ほどのような総括をいたしますと、それほど高い点数は与えられないものだなというふうに総括をしておるところでございます。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 市長からの率直な御所見をお伺いいたしました。

2点目といたしまして、私、楠瀬市長にせっかく質問をさせていただくわけでございますので、楠瀬市長の手腕に期待をしながらも、市民目線をしっかりと働かせながら、市政に対しチェックもまた働くとともに、市政に対する提案を行うなど、市民の皆様とともに、立場は違いますが、市政発展に取り組んできた自負や経緯がございます。

これはまた僭越ではございますが、議員全員の皆様の率直な思いではないかと思います。市政発展への大切なこの時期に、一般質問する意気込みもまた全然違ってきます。要は、3期目の挑戦について、楠瀬耕作市長の所見をお伺いします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 市政の先輩であります佐々木議員から、進退の御質問をいただきまして、ありがとうございます。前定例会でも、海地議員から同様の御質問を頂戴をいたしました。

先ほどの総括も踏まえまして、自分もいろんな観点がございます。現在、まだそれを関係者の方と相談をしておる最中でもございますし、見届けたいと思っておることもございます。まことに恐縮でございますが、もう少しだけ時間を頂戴いたしまして、もしお許しをいただけるなら、閉会日あるいは遅くとも10月の定例会見で表明させていただければというふうに思っております。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 率直な意思表明をしていただきました。3期目、また課題山積のこれまでの1つの流れを、しっかり公約を実現していくべき意欲を十分感じさせていただきましたし、ま

た市民の皆様もそのことは感じられたんではないかなというように思います。

3点目といたしまして、令和元年度の財務状況の認識について、提案趣旨説明の中で一定の方針を述べておられます。その中で、まず自主財源確保の重要性の観点、そして経常的経費を含めた歳出の節減に引き続き努める観点、この2点について、具体的な取り組みの実績や内容、そしてこれから取り組みについて、市長の所見をお聞きします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 自主財源の確保といたしましては、本年度が第1期の最終年度となります須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略、そして、すさきがすきさ産業振興計画、それぞれの目標達成に向けた取り組みを着実に進めて、一次産業から商工業の振興、また地域自主組織や集落活動センターなどによる地域力向上を図ることで、域内経済の活性化を促進し、市政をできるだけ高い水準で確保するとともに、滞納繰越分を含めた収納率の向上に取り組むこととしております。合わせて、市有財産の有効活用や、ふるさと納税によります寄附金確保にも努めてまいりたいと考えております。

次に、経常的経費の節減につきましては、人件費や需要に不確定要素を含む扶助費などを除きまして、経常的経費の大きな割合を占める公債費の縮減が効果的であると考えておりますので、第10次行政改革大綱でもお示ししておりますとおり、元金償還額と発行額の差額を、3ヵ年平均で7億円とする取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） ただいま、市長から総括的な御所見をお伺いをいたしました。これは、次の地方創生並びに地域の活性化の4番目の質問にもかかわってくるわけですが、特にこの法人市民税、そして法人税収入がなかなか厳しい傾向性にあるというような認識もされておりますが、特にこの中小・小規模企業者への取り組みをさらに明確にすることによって、この增收を図っていく取り組み、これはまさに税収増の取り組みだけではなくて、やはり市民の雇用の確保であったり、賃上げであったり、またそういった付加価値の大きな課題でございまして、またそのことは個人消費の拡大、また若い子育て世代が本当にこの地域で生活していくという大きな要因でもございます。

そういう観点から、次の質問に入らせていただきたいと思います。

まず、地方創生並びに地域の活性化というテーマのもとで、中小・小規模企業への総合的支援の強化、これをテーマにちょっと質問させていただけたらと思います。

これまで、私何回かこのテーマで一般質問をして、議論を積み重ねてきた経過もございます。また、市長から一定の答弁もいただいたところではございますが、市長もみずから認めておられますが、本市のこれまで十分でなかった体制と対応部分も含めて、市内の中小・小規模企業者への生産性向上等に直接つながる補助制度の利用促進など、今後の中小企業支援の取り組みをさらに発展させるためにも、前椿原地方創生振興監の6月議会の提言では、経済産業省や厚生労働省など、企業のニーズに応じた幅広い補助事業が用意されている。企業を支援するためには、この

国の省庁関係なく、また国、県、市関係なく、大きな視野をもって、企業支援に取り組むべきであるとの認識が示されました。そのためには、徹底的なニーズ調査、そしてそのニーズにマッチした補助事業の紹介と支援が大切である。今後の企業支援は、行政が中心となって商工会議所等、数多くのサポーターと綿密に連携しサポートしていくことが、市内企業発展のかぎとなるとの提言でございました。前椿原地方創生振興監の提言に対する市長の所見をお聞きします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 須崎市内の中小・小規模企業者支援に関する所見について、御質問いただきました。

御質問の中で、佐々木議員御紹介の前椿原地方創生振興監は、経済産業に関する豊富な行政経験と幅広い人脈等を駆使し、限られた期間ではございましたが、本市の中小企業支援に御活躍をいただき、よき手本を示していただいたものと考えております。

さて、人口減少に伴う働き手不足の現状を見据えましても、企業活動の効率化を図りつつ、生産性の向上を追求していくことは大変重要な課題でございまして、そのために活用し得る有利な補助制度等と企業等を速やかに結びつけていくことが必要でございます。

高知県は、現行の第3期高知県産業振興計画の中で、中小企業者に対するワンストップ相談窓口を地域ごとに設置をしており、須崎市内には高幡地域本部が置かれております。今後におきましては、この相談窓口に寄せられる事業者ニーズの詳細等についても情報を共有しつつ、より有効な支援策の導入を図られるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 市長からは、こういった提言の重要性は十分認識をしていますが、県のワンストップ相談窓口等とも連携し、取り組みを進めていくとのお話であったように認識をしますが、須崎商工会議所等もこのことに関しては重要性を認識し、取り組みを進めておりますが、やはり須崎市がよりそういった取り組みを明確に掲げて、そして県や関係者との連携を図っていく。もう一步、積極的な取り組みは重要ではないかなというように認識しております。

例えば1つには、ふるさと納税等でも、販売促進等について、経費をしっかりとそのふるさと納税を活用しながら、市内の多様な企業が大きなメリットを活用されているわけですが、やはりもう一步、それぞれの取り組みをもう少し企業のニーズというものをしっかりと把握して、それに適切に応えていく、こここのところは、やはり須崎市という1つの多様な企業が存在する、こういう地域性やからこそできる取り組みではないかなと思います。

1つには、例えば事業承継税制、これは国の試算ではですね、中小企業の経営者のうち約245万人が2025年までに70歳を迎え、そのうち127万人が後継者がまだ決まっていないと、これ国ベースですが。そういったところは、適正な後継者が継続されなければ廃業。そして廃業がふえれば、2025年までには、約650万人ほどの雇用と22兆円の国内総生産が失われるとかいうような、そういう試算も出ているわけです。これは、須崎市のこういった、椿原さんもおっしゃっていましたが、ともかく須崎市で、多様な中小・小企業の皆さん本当に厳しい経営

の中でも頑張っていらっしゃるわけでございますが、そういういたところのやっぱりニーズをまずしっかり調査する。これはやはり須崎市が県とも連携しながら、もっと指導力を持って進めていく、そしてそういうニーズ、それからあと賃上げへ向けては、前回の一般質問でもさせていただきましたが、賃上げへ向けた企業のそういう取り組みを支援するものがありますし、それからものづくり補助金、これは特に椿原さんがやってくれたところでございます。私も2、3企業を紹介し、一緒に話を進めさせていただきましたが、本当にやっぱり企業の皆様は、毎日忙しい中でそういういたところに十分研究しやっていく、経営者が、働く皆さんと一緒にになってやっていますので、日々大変な思いでやっていますので、やっぱりそこら辺のところを、やはり中小企業がより活性化することの付加価値がものすごく大きいです、また地域の今後、経済の好循環を進めていくためにも、中小企業の活性化というのは国の大好きな課題にもなっていますので、もう一步踏み込んだ取り組みを、市長お願いしたいと思いますが、再度質問させていただきます。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 私も、過去零細企業経営者でございましたので、どういう情報がどんなタイミングでどうほしいかというようなことは経験したこともございますし、直接国の支援策等となかなか自分の業務がつながらない、それをどんな形でつなげるかという話かと思います。

椿原さん、本当にすばらしい活躍をしてくれたわけでございますが、恐らく市がもっともっと突っ込んでいくためには、多分体制から見直さなければならない問題になってくると思います。今、すきがすき産業振興計画をつくる中において、市の各課を越えた若手職員が直接企業に出向いて、企業の状況をお聞きして、それで計画をつくるという活動を今までもしております。

そういう活動の中で得られる情報等を生かしていくということもあります、なかなかそれが担当の違う職員でございますので、統一した形にはなってないのが実情でございます。それをやるには、先ほども言いましたように、体制をどうするかということから考えていく必要があると思っております。そういうことになりますと、やはり行革等の絡みもございますので、今の行革の絡みの中で、何が考えられるのかという話になってこようとか思いますので、その点は一回検討はさせていただきたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 市長の率直な御答弁いただきました。まさに、これはいわゆる1つの大きなアプローチではないかと思いますので、ぜひ早期に3期目を決意していただいて、整理をしていただいて、取り組みをさらに前へ進めていただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

5点目といたしまして、地域公共交通の現状と課題というテーマですね、これまで副市長と何回かの議会で議論を積み重ねて、各課の取り組みの経過を見てまいりました。その中で、移動手段の確保と高齢者の安全運転支援の取り組みについての私の質問に、副市長の6月議会の答弁では、本市の公共交通を補完する仕組みとして、多ノ郷北部地域の予約型乗り合いタクシーの導入を、本年10月1日から3路線での運行を目指し、準備を進めているとのことでございました。

また、自動車運転が必要な方への支援も必要と考えており、合わせて検討していきたいとのことでございましたが、その後の取り組み結果について、副市長の所見をお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長（横畠浩治君） 佐々木議員御質問の、多ノ郷北部地域への予約型乗り合いタクシーの導入につきましては、本年10月1日からの運行を目指して、準備作業を進めてまいりましたが、運行許可申請に係る事務手続のおくれなどによりまして、運行開始予定日には間に合わない状況となりました。

運行開始がおくれることにつきましては、多ノ郷公民館だより9月号で皆様に周知をさせていただいたところでございますが、運行を待ち望んでおられた皆様には、御迷惑をおかけすることになり、大変申しわけなく思っております。

運行開始につきましては、来年1月以降にずれ込む見込みですが、できる限り早期に運行できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。どうか御理解をお願いしたいと思います。

また、自動車の運転が必要な高齢運転者への支援につきましては、具体的には自動ブレーキや、ペダル踏み間違い時の加速抑制装置などの安全運転支援機能を搭載したサポカー及びサポカーS、こういったものの購入に係る補助制度などの支援が挙げられます。本市独自の補助制度の導入検討には至っておりませんが、多くの中山間地域を抱える高知県において、県全体の課題として、まずは取り組みを進めていただくよう、来月7日開催予定の高知県の市長会に、本市からの提案議題として、県における支援制度の創設を要望することとしております。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） ちょっと私の質問の仕方が悪かったと思うので、反省しておりますが、テーマとして、地域公共交通の現状と課題ということで設定しております、乗り合いタクシーの進め方として、10月1日、結果としてできてませんでしたという御答弁、やはり答弁いただく以上は、それがどうしておくれ込んだのか、そういう現状。そして、来年1月からやっていく上の課題であるとか、この辺のところをもう少し、せっかく答弁に立っていただくわけで、御説明いただけたらと思いますが。

○議長（大崎宏明君） 副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長（横畠浩治君） まず運行開始がおくれた要因としましては、事業者と市の認識に少し違いがあったのではないかと思っております。事業者の方には、これまで機会を見つけて、何回か運行許可申請書の作成をお願いもしてきておりましたが、事業者もお忙しい中での対応であったということ、また我々のフォロー、あと追い等も十分でなかったことから、結果的に申請書の作成がおくれてしまったということが要因でございます。

現在は、市で全面的にサポートをしながら、申請書の作成を行ってもらっておりまして、作成自体はこれからそれほどかかるないと思っておりますが、運輸支局の審査等に約2カ月半かかるということで、運行開始はそこから見ても、先ほど申しましたように、来年1月ごろになるので

はないかと思っております。

また、課題等についても多々あろうかと思うんですけど、例えば予約者が当日急にキャンセルしてしまったというようなときに、当然運転手には待機もしてもらつておるわけでんで、その時間あけてもらつておりますので、その間の補償的なものとか、そういったことも検討しなければならないのかなと思っています。

あと、また料金についても、一応片道300円ということで設定しておりますけど、距離によって変えるとか、そういったことも検討しなければならないのかなと。ただ、その場合には、運転手の距離によって金額を変えてしまうと、かなりな重荷になつてしまつというか、こういうことがありますんで、その辺を考慮しながら、慎重に考えていかなければならぬかなと思っています。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

[2番 佐々木學君登壇]

○2番（佐々木學君） このことに関しては、事前に議員協議会で、企画政策課からも、一定おくれるという説明もございました。そのことを踏まえて、今、副市長に、市民の皆様に内容をきっちり周知をしていただくという観点で質問させていただいたわけでございます。この質問のテーマとして掲げさせていただきました地域公共交通の現状と課題、これは須崎市だけではなくて、もう全国的な当然課題でございますし、少子高齢化の進展であるとか、都市部、地方部で格差のある交通機関の分担率であるとか、地方公共交通をめぐる現状であるとか、過疎化により地方で深刻化する高齢化とか、これは国土交通省が出している1つの文章を、今、御紹介をさせていただいたわけです。

1つの今回の多ノ郷北部地域への乗り合いタクシーのアプローチ等、例えばその須崎市も8地区ありますので、多様な地域性がございますよね。この山間部、中山間であつたりこういう中心市街地であつたり、例えば浦ノ内のような南岸、北岸を抱えた、浦ノ内であればもう自主組織が立ち上がっていますし、1つの移動手段の確保について本当に身近な生活の課題として、地域自主組織の1つ、大きなテーマにしているというようなことちらちらお聞きをしているところでございますが、今後他の自治体での取り組みについてもしっかりと調査して、須崎市が今後取り組んでいくに当たつてのアプローチ、このことを、現在多ノ郷北部地域での取り組みに関しては、そういうことで一つ一つ現状分析と課題解決へ取り組みを進めていただいておりますが、より効果的なアプローチがないものかどうか、これは他の自治体の調査もしっかりと行っていけばどうかと思うわけですね。

その中で、私がいただいたある資料では、地域住民との協働による取り組み事例といたしまして、愛媛県八幡浜市の取り組みが、非常にモデル的な取り組みとして国土交通省からも紹介されているところでございますが、このことをちょっとその事例を紹介していただいたらと思うんですが、構いませんかね。

○議長（大崎宏明君） 暫時の間、休憩します。

午後 1時45分 休憩

午後 1時46分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁をお願いします。副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長（横畠浩治君） 先ほど佐々木議員からお話のあった八幡浜市の取り組み、私では、存じてないところがありますので、企画政策課長からお答えをさせていただきます。

○議長（大崎宏明君） 企画政策課長。

〔企画政策課長 國澤豊君登壇〕

○企画政策課長（國澤豊君） 議員より御要望のありました、愛媛県八幡浜市の日土町というところになる取り組みでございます。地域の路線バスの縮小によって、住民から立ち上がった組織でございまして、収入は運賃収入に加え、このバスを利用する会員、正会員等がございますが、約400人近くおります。この中で、入会金でありますとか、年会費もございます。また中学校の統合によって、スクールバスを市から受託しまして、委託料の収入が主なものとなっております。

運行ルートにつきましては、小中学校と市街地の病院であるとか、買い物の施設になっております。議員からも御案内ございましたけど、国交省から、他の自治体についてもたくさん事例は紹介をされております。ほぼ行政主導というよりは、地域から立ち上がったNPO法人でありますとか、そういった地域団体の活躍が持続可能なと言いますか、継続して運行ができる形の紹介が多いと認識しております。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 今、企画政策課長から、他自治体の事例も紹介をしていただきましたが、とにかく持続可能な制度として、やはり少子高齢化が進行していく中で、この地域公共交通、移動手段をどう確保していくかというのはもう大問題ですので、1つさまざまなアプローチ、また現在取り組んでいることにつきましても、よりしっかりととした取り組みをお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

続きまして、ひきこもり支援についてお聞きをしたいと思います。

公明党の山本博司参議院議員の国会質問から行動を起こした内閣府が、平成27年度及び平成30年度に実施した生活状況に関する調査の結果から、広い意味で、広義のひきこもり群の実態が全国的に明らかになってまいりました。引き続き、都道府県や中核市レベルでの自治体によるひきこもり状態にある方の実態などにかかる調査が行われまして、より明確な実態が明らかになってまいりました。その実態に伴う支援のあり方も、徐々に整備をされております。

須崎市による、自治体によるひきこもり状態にある方の実態等にかかる調査と、自治体でのひきこもり支援の強化の全体像について、福祉事務所長の所見をお聞きします。

○議長（大崎宏明君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 井上幸一君登壇〕

○福祉事務所長（井上幸一君） 議員御指摘のとおり、内閣府では生活状況に関する調査を行い、15歳から39歳までの広義のひきこもり群である人の推計数が、平成27年度は54万1,000人、平成30年度調査では、40歳から64歳までの方が61万3,000人いるということが判明し、中高年のひきこもり状態にある方の存在や、ひきこもりの状態にある期間の長期化が明らかになっています。さらに、過去10年間において、全国128の自治体で、自治体によるひきこもり状態にある方の実態調査が行われております。

国では、支援のあり方として、まずはより相談しやすい体制を整備し、生活困窮者自立支援制度に基づく支援を充実させていくこととしています。議員御指摘の、本市における事態調査の実施につきましては、先の6月議会で副市長が答弁したとおり、訪問調査やアンケート調査等を実施しても、その結果が実態を反映したものであるか疑問であり、結果的に推計でしかないことから、実態調査ということではなく、本市では須崎市生活支援・総合相談センターほっとを相談窓口の中心にして、民生委員や地域、あるいは関係機関からの情報を収集、共有し、関係機関と連携して、そのケースケースに応じた的確な支援をしていくことが重要であると考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 福祉事務所長から、型どおりの御答弁をいただいたわけですが、いわゆるひきこもりということについてしっかりと、いわゆる従来制度のはざまから落ちこぼれていた皆様ですね、ここをどう救済していくか、そして一応社会の問題、政治のテーマとしてどう位置づけていくか、ここが大きな課題であったわけで、そこのところに政治の光が当たりだしたと。

このことは、私日常的には地域活動していく上で、民生委員の皆様が確かにきめ細かく地域の見守り体制をしながら、お弁当を届けたりする活動の中で、なかなか先般の一般質問の中にもありました、民生委員さんがたまらなくなつて、その方の私生活にまで入つていろいろお世話しあつて、いろんなトラブルが発生したというようなこともございます。そういうお声もお聞きします。そういった中で、やっぱりその辺のところを、しっかりと政治テーマとしてどう、また行政の課題としてどうとらえるか、ここですので、確かに現在までの調査で、訪問調査いうたらぎつちりぎつちり訪問して、1つのデータを出していくことだけを想定した今の答弁であったように思いますが、そのようなことを政治が課題にしたとしたということが大きなことなんです。だからそのことを、行政に立つ方も現場の実態に寄り添つて、より明確な取り組みが必要になってくるわけです。

そのことで、生活困窮者自立支援のほっとであるとか、包括支援の皆様は、今、必死で取り組みを進めてくださっています。これは私も本当に市民相談をいただきながら、そこへ何回も駆け込んで、一緒になって取り組みも進めさせていただいております。ただ、そこをもう一步やはり行政がその網の目をきめ細かくどうしていくか、ここのところをやはり広い意味でのひきこもり、狭い意味でのひきこもり、そして準ひきこもり群とかいうようなことで、しっかりと実態をよりきめ細かく把握していこうとしていますので、ここのところをやはりもうちょっと行政に立つ、先頭に立つ福祉事務所長さん、しっかりと1つ現場の思いを受けとめた取り組みを、今後よろしくお

願いしたいと思います。

時間もありませんので、次に移らせていただきます。

続きまして、子ども・子育て関連3法に基づく須崎市保育行政について。この同法に基づき、子ども・子育て会議が地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画、関与できる仕組みとして設置をされております。須崎市において、その会議の構成と構成メンバーといいますか、その立場の方を言っていただいて結構ですが、構成とこれまでの活動実態、記録、または子ども・子育て支援事業計画、並びに同事業の実施状況について、子ども・子育て支援課長にお聞きします。

○議長（大崎宏明君）　子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長　中山明君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（中山明君）　須崎市では、平成22年3月に、5年間を計画期間とし、安心して子育てができるまちづくりを目指し、次世代育成支援行動計画を策定しました。その後、議員御案内のとおり、平成24年8月に認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改正等が盛り込まれた子ども・子育て関連3法が制定されました。その関連3法の中の、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられ、次世代育成支援行動計画の考え方を継承するものとして、平成27年3月、須崎市子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。

この計画は、須崎市子ども・子育て支援会議での議論を踏まえることとされておりまして、会議は保育所、幼稚園、学校等関係機関の代表者やその保護者、地域福祉関係者から構成をされております。

内容につきましては、意識調査アンケートの実施により、ニーズに応じた子育ての支援を実施するため、必要な教育・保育の提供や子育て支援センターでの育児の相談、子育てに伴う経済的負担の軽減など、子育てに優しいサービスの充実を図りながら、会議におきまして、毎年度必要に即して取り組みの見直し等を検討してまいりました。

今年度が計画期間の最終年度となっているため、平成30年度におきまして、小学6年生までの児童の保護者に対しまして、子育てに関するニーズ調査を実施しました。会議では、そのニーズ調査の結果を踏まえまして、会議の委員である保護者を含む子ども・子育て支援の当事者などの意見を頂戴しながら、第1期計画における達成状況の確認と見直しや、須崎市における子育て支援施策の検討を行います。

現在は、令和2年度からの第2期須崎市子ども・子育て支援事業計画の策定に向かまして、計画策定支援を業者に委託し、来月に予定しております第1回須崎市子ども・子育て支援会議の開催に向けまして、作業を進めているところでございます。

○議長（大崎宏明君）　佐々木さん。

〔2番　佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君）　御答弁いただきました。私、前回の保育行政の質問について、行政と保育協会との役割分担についてお聞きしたところでございますが、今回は例えば土曜日午後の保育所の運営など、先ほども話が出ていましたが、子育て当事者、保護者からのいろんな要望ですね、

この辺をどの程度課長さんが把握し、それを具体的にどう満足度を高めていこうとされているのか、その会議は行われるという説明でしたが、例えばそういう保護者からの具体的な要望、例えば土曜日の午後の保育所の運営等に関しての御要望は上がっていませんでしたか。

○議長（大崎宏明君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 中山明君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（中山明君） まず土曜日の要望ということですが、私がこの4月に参りまして、それから具体的な要望は聞いておりません。

それと、保育協会の話も出ましたが、当然その関係者も会議等には、園長等ですね、関係ありますので、それも含めて御意見を頂戴するようになっていますが、来月開催するようになりますが、私が来まして初めての開催になりますので、具体的な中身までは詳しくは把握していませんので、来月からの会議、真剣に取り組んでいきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大崎宏明君） この際、10分間休憩します。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

御報告いたします。4番大崎稔さんより、本日午後早退の届け出があつております。

質問を許します。佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） あと、防災・減災をテーマにした質問でございますが、8番目、国の大規模地震に対する事前の避難の施策についてということで、大規模地震の発生形態のメカニズムや、発生時期の危険が強まっているとの認識から、国が事前避難の方針を打ち出していると思いますが、その事前避難の詳細な内容並びに事前避難について、高知県や須崎市はどのような取り組みをされていこうとしているのか、市民の皆様にわかりやすく丁寧に、ゆっくりとした答弁を、地震・防災課長にお聞きをいたします。

○議長（大崎宏明君） 地震・防災課長。

〔地震・防災課長 岡本憲仁君登壇〕

○地震・防災課長（岡本憲仁君） お答えいたします。国は、南海トラフで通常と異なる事象が発生し、南海トラフ大規模地震の発生可能性が相対的に高まったときに、南海トラフ地震臨時情報を発表します。地震対策は、突発対応が基本となります。事前に情報があれば、より安全な防災行動を選択することが可能かと思われます。本市では、この臨時情報を活用し、津波被害・建物崩壊などから命を守るために避難所を開設して、市民の皆さんへ事前避難を呼びかけます。

避難対象者としましては、津波の到達時間が短い地域にお住まいの方、耐震性の不足する住宅にお住まいの方、斜面の崩壊により、著しい被害が発生する恐れのある範囲にお住まいの方などに、1週間程度の事前避難をお願いします。

なお、避難対象地域の指定や避難所等につきましては、今後須崎市防災会議におきまして協議

し、地震防災計画に盛り込む予定でございます。市民の皆様には、臨時情報が予知ではない、不確実性を持つ情報であることを正しく理解し、一人一人が地震に備えるよう、今後とも周知啓発に努めてまいりたいと考えております。また、県も同様でございまして、防災対応を呼びかけ、減災につなげることとしております。

以上でございます。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 今後、地域防災計画にどのように盛り込まれていくか、また経過をしっかりと注視してまいりたいと思います。

ともかく、防災を我が事として政治の主流に押し上げていく取り組みが、国ベースまた自治体ベースで進んでいると思いますが、このたびの立地適正化計画においても、本市独自の仕様として、自主防災活動強化区域の設定がなされているところでもございます。防災・減災におきましても、地域の共生をさらに推し進める役割が大事でございますが、特に須崎市における防災士の役割が非常に大事でございます。この防災士の連携強化の取り組みについて、これまで私も何回か提案をしてきたところでございますが、その現状そして今後の取り組みについて、例えば立ち上がり正在と認識をいたしておりますが、今年度の事業計画、事業実施をどのように予定をしているのか、その辺までお答えしていただければ幸いでございます。

○議長（大崎宏明君） 地震・防災課長。

〔地震・防災課長 岡本憲仁君登壇〕

○地震・防災課長（岡本憲仁君） お答えいたします。須崎市防災士連絡会につきましては、昨年より設立準備を行いました、昨年12月に、市内防災士26人によりまして結成されております。目的は、防災士有志が集い、相互の連携・協力により、地域防災力の向上と、地域防災の支援体制の構築を図ることでございます。

本年の事業といたしましては、5月にAED等、救命救急講習を行いました。10月には、防災気象講習会を開催いたしまして、最新の気象状況につきまして見識を広げていただきたいと考えております。また、11月には定例会を開催いたしまして、各地区の避難訓練や市の一斉避難訓練への参加協力、臨時情報が発表された場合の支援体制や、避難所開設の折には、リーダー役として運営協力等について協議させていただきたいと考えております。

防災士の皆様は、防災活動や災害時に役立つ知識を身につけた人たちでございますので、災害発生時には各地域で先頭に立って活動していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 私も、昨年末に防災士資格を取らせていただきましたが、やはりその技術とか知識や、常にリニューアルと言いますか、刷新していかないとぼけてしましますんで、ぜひまたその取り組みにも参画して、地域の取り組みにもしっかりと生かしていきたい。また防災士の皆様は、自主防災会に属する方もおられますし、行政の方もおられますし、各企業さんとかです

ね、特に病院とかは、日常的に本当に大変な状況の方と接する中で、防災士としての資格をしっかりと生かしたいと、そういう思いの方と多く率直な思いもお聞きしております。ぜひ1つこの取り組みを前進をさせていきたいし、事務局としての地震・防災課の取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問ですが、須崎高校の空き校舎の利用計画について。これについては、何回か副市長にずっと質問を継続をさせていただいておりますが、同利用計画の策定状況について、現時点での策定状況について、副市長の所見をお聞きします。

○議長（大崎宏明君） 副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長（横畠浩治君） 旧須崎高校の空き校舎の利活用策については、庁内の若手職員を中心としたプロジェクトチームにおいて検討してまいりまして、子育て支援の拠点や図書空間、カフェ、会議室を併設した文化・情報交流拠点としての提案を受けているところでございます。しかしながら、6月議会でも佐々木議員に御答弁いたしましたとおり、図書館の整備をどういう方針で進めていくのか、既存施設を利用する場合には、旧須崎高校も候補の1つに上がってくるわけで、やはりこの整備方針が定まらないと、利活用策を確立させることにはならず、現時点でもこの計画について、県教育委員会と正式に協議するまでには至っていない状況です。

また、県教育委員会でも、須崎総合高校の施設の全てが完成していないということから、旧須崎高校にある備品等を運び出すのはまだまだこれからであり、これを含めてさまざまな移行処理が必要なことから、まだ市に貸し付けるところまではいっていないということで、双方ともにもう少し時間がかかる状況でございます。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 副市長のけつをたたくわけではございませんが、せっかくの1つの資産でございますので、これをどう活用していくかというのは、非常に大きな利用価値もございます。内容的に、6月議会とほとんど前進をしてないということなんですが、やはりこれ副市長は県から来ていただいていまして、県との窓口として、しっかり全権委任されているというふうに認識していますが、やはりこの取り組みはしっかりと須崎市の1つのこれからの大変な取り組みやと思いますので、よりもう少し政治力を発揮していただきたい、より県教委とも能動的な折衝というか取り組みを図っていただきたい。まず、1点。

もうそれはやり方はいろいろあると思いますが、ただ、高等学校振興課との単なる電話でのやりとりとか、管財としての所管にただ聞いて、いかんか、いいかだけのそんな交渉ではなくて、教育長に乗り込んでいって、須崎市としてはこういう活用したいんだということをしっかりと訴えるくらいの行動力を発揮していただきたい。

まず、2点目としまして、須崎市の利用計画の取りまとめに当たって、やっぱり副市長としての指導力を発揮していただきたい。

図書館の話もありますが、立地適正化計画も発表されております。そういった中で、須崎高校の立地条件の中で、例えば図書館が、あそこは適切なのかどうか、こういったところももつとも

っと市が全体で取り組んでいる中での位置づけをもうちょっと検討していただきたい。

それと、やはり若手職員のプロジェクトが計画を立てているということですので、これはこれでやっぱり、もっと稼働させていって、同時並行で利用計画をもっと立案すべきやと思います、これは。それとやはり県教委の高等学校振興課の担当者ともこの前ちらっと副市長室でお会いさせていただきましたが、空き校舎は、県教委としては須崎総合高校の校長先生に全権委任しているというような感じで、全く当事者意識はないように、僕は認識しています。

そういう意味の中で、しっかり迅速に事を進めていかないと、いざ話が決まろうとしたときに間に合わないということになります。これはもう去年から同じような質問をずっと続けていますので、副市長、ぜひ行動力を発揮していただきたい。御答弁、お願いします。

○議長（大崎宏明君） 副市長。

申し合わせの時間になりましたので、簡潔にお願いします。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長（横畠浩治君） まず行動力の件ですけど、なかなか先ほど政治力とかいうふうな大きなことを言わされましたけど、双方の状況は、先ほど答えたとおりで、ちょっと動きづらい状態はあるんですけど、例えばプロジェクトチームからの提案には、須崎中学校を須崎高校に移して、立地のいい須崎中学校を道の駅と一体化させて利用したいという提案もございます。この件に関しては、県教委にも相談させてもらっておりまして、6月議会から何もしてないということではなくて、随時提案いただいた中で、随時大きな障壁となりそうなものについては、県教委とも協議をさせてもらっているということですので、御理解もいただきたいと思います。

あと、利用計画について指導力をということですけど、先ほどいろいろ申し上げましたとおり、図書館の動き、これについては、今現在建設構想の委託をプロポーザルで業者を選定する動きがあります。その中で、須崎高校についても、活用策について意見を求めるようになっておりますので、その動きとともにやっぱり見届けながら、同時並行にはなりますけど、利活用策を検討していきたいと思っていますので、そこら辺についても、何とぞ理解いただきたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 順次質問を許します。高橋立一さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） 通告に従いまして質問させていただきます。

保育園の統合についてお伺いいたします。

午前中、豊島議員からの質疑がございましたが、私、先の6月定例会において、保育園の統合に向けての、保護者への説明の状況、あるいは計画の進展ぐあいについてお聞きをいたしました。その際、市長は、先ほど豊島議員との質疑の中でも触れられておりましたけれども、9月末までに統合の最終判断をしていくということを述べられました。

その中で、計画自体が非常に長期化しているということで、市長も、長期化はしているという御認識だったろうというふうに思っています。実態として、統合の計画と現実とのずれが生じていることが計画の長期化に結びついているのではないかと。また、長期化することによって、それが広がってきているとと思うところであります。この際、統合計画について、一定の見直しが必要な時期ではないかと思うわけです。

この期に及んでという考え方もあるかもわかりませんが、市長にお伺いをいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 保育園の統合計画についての御質問でございまして、長期化しているのでそれが生じているのではないかという御指摘でございます。

あえて議論を深めるために、尺度として、やっぱり児童、園児の数を見てみると、平成17年に予測した数と、それほどふえてもないですし、かえって減っておる状況の中で、見直す合理的理由が私どものほうにはないというふうに判断しております。

長期化しておる理由といいますのは、やはり地元との協議がなかなか整ってこないのが理由であると思っておりまして、現実とのずれという意味ではないというふうに理解をしております。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） 私も行政の問題、責任とは言えない要素が多分にあるというのは認識しておりますが、抽象的な言い方になるかもしれません、この間、巷間で言われております保護者の皆さん的新保育園への意識等々のことをいろいろ考えてみると、やはりこのままの計画どおりを提示した中で進めていくことが、果たしていいのかということを疑問に思ったわけです。

あまり詳しく言う時間もありませんし、どういった声があるとか、どういった判断をしているんじやないかとかっていうことも聞き及びもしますが、それはそれとして、非常にわかりにくくかもしれません、そういうことを含めて質問させていただいたわけですが、見直す合理的理由はないということでありますので、この計画のもとに引き続き、しかし、9月末までに統合の最終判断をしていくことであろうというふうに思うわけですが。

ということは、この計画がもとにやっていくということで、見直す合理的理由がないということは、この計画のもとに最終判断をしていっても、それで矛盾は生じない結果を生むということの判断でよろしいでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 9月末にどういう形で決着、とりあえずの決着を見るかというのは別として、現在、統合計画で予定されています5園計画を見直すのであれば、次の段階、例えば2園計画にするとか、そういう見直しは当然今後の話として出てくるのではないかというふうに思っております。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） 次の話は別としましても、当面その5園に統合する、AからEまでのグループで分けるという計画自体はそのまま生かして、9月末の最終判断もそれに基づいた、それとそれのない判断をされるという認識でお聞きしました。

私、先ほど豊島さんとの質疑の話もしましたけれども、その上で、保育士不足のことなんかも言わされておりました。実は単に統合計画というだけじゃなくて、そういった園児数と保育士の数、

あるいは雇用の問題も総合的に考えて統合計画も見直したらどうかという思いも実はあるわけでございました。

直接、統合という問題に関係するというか、それではないかも知れませんが、この間、私も何度も保育士不足の対策として、処遇改善であるとか、そういうことも言わせていただいた関係から、ぜひそういったものもあわせた計画をつくっていただけたらどうかという思いがあつて質問したところでございました。

ほかにも会計年度任用職員についても質問を三度、四度とさせていただいたわけですが、その中でも、やっぱりなかなか今現在でも臨時職員の雇用がしにくい、応募者が少ないという現実もある中で、やっぱり処遇の改善というのは、私は大きな対策の1つだろうというふうに思うわけで、そういう意味で統合計画の見直しはどうかなということで質問をさせていただきました。

ともかく何度も言いますが、市長は、今のままの計画の中で、9月末にはそれに基づいた判断をして発表していくということで承りましたので、この質問は以上にしておきます。

続きまして、マイナンバーカードについてお聞きをいたします。

2016年1月1日からスタートしたマイナンバーカード制度は、その普及率の低迷が言われ続けております。総務省の発表では、本年7月1日現在の全国の普及率は13.5%ということです。

マイナンバーカード制度は、各種証明書の取得や公的な身分証明書としての利便性がうたわれておりますが、情報漏えいによる損失、プライバシー侵害の可能性等が危惧されており、それが普及低迷の大きな要因として考えられます。

このたび、普及促進の方策の1つとして、政府が国、地方の公務員とその被扶養者に対し、マイナンバーカードを2019年度末までに取得するよう促し、その状況を報告することを中央省庁や自治体などに対して指示をいたしました。カード取得は法律上の義務ではないとされてはいるものの、通知は事実上の強制だとの指摘もあります。行政機関や金融機関を語った詐欺も横行している状況の中で、自主的取得は別としましても、公務員が率先垂範となるに値しないと、私は考えるところです。本市としてどのように取り組むのか、市長にお伺いをいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 基本的には、令和元年6月21日に閣議決定をされました経済財政運営と改革の基本方針2019及び令和元年6月28日付で総務省自治行政局公務員部福利課長からの依頼通知に基づきまして、まずは、地方公務員共済組合員であります職員のマイナンバーカードの取得を促していくこととしており、8月の行政事務連絡会で各課等の長に対しまして周知を行ったところでございます。最終的には、令和3年3月から本格実施される予定のマイナンバーカードの健康保険証利用に向けて全員の取得が求められることとなれば、実質的な義務化もあり得るものと考えております。

さきにもお答えいたしましたとおり、本市といたしましては、閣議決定、総務省通知に基づき取得を促していくことといたしておりますので、期限前の駆け込み申請等の混乱を避けるために、自主性に任せつつも、少しずつ早い段階で進めていければと考えております。

○議長（大崎宏明君）　高橋さん。

〔10番　高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君）　自主性に任せつつもというお言葉がありましたので、そのところは1つの大きな進め方の中の、ある意味、個人の尊重という意味での言葉と聞き取りました。

先ほど言わせていただきましたように、やっぱりこのカード、確かに利便性が高い部分があるだろうというふうに私も思いますし、これからますます必要になってくることがあるかもしれません。それは国の施策に基づいての部分も随分あるわけですが、そういった意味でいいますと、そっちのほうに気をとられがちなところがありますが、やっぱり先ほど言いましたようなことも大きく言われている中で、いわゆる国民総背番号のような管理、国による国民の管理、個人の管理といった視点は、どうしても拭えない部分があるだろうというふうに思うわけでございまして非常に私自身は疑義を持たざるを得ないものだというふうに思っているところであります。

もう一度お聞きしますが、自主性を尊重しながらということで、例えば須崎市の職員に対しても、その姿勢を統一的に行使して取り組んでいくということでおろしいでしょうか。

○議長（大崎宏明君）　市長。

〔市長　楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君）　先ほども御答弁したとおりでございまして、国から、そういう指針といいますか通知もございまして、その内容で各課等の長に周知したところでございます。

そのやり方について、当然、個人の自主性というものもございますので、それはそれで十分尊重して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君）　高橋さん。

〔10番　高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君）　承知いたしました。そのとおりであっていただきたいと思います。職員の皆さんの中でも、やっぱり私と同様に非常にこのマイナンバー制度については疑問を持たれている方も多くおられるんじゃないかなというふうに推定するわけでございまして、そのところは絶対に譲れないところではないかというふうに思うわけで、自主性を何より優先して取り組んでいくようにしていただきたいというふうに思うところです。

実際、私の知り合いにも、これ、先月にもちょっとお話しする市民の方がおられまして、運転免許証を持たない人がありました。健康保険証では不十分な場合の身分証明としての必要性を考えるということだが、デメリット、先ほど言ったようなことなんですかけれども、デメリットを心配して、つくりたくないという人もおられます。もちろん、犯罪の防止という意味から、今はもう顔写真入りの証明書といったものの必要性を求められることも多くなってきているというふうに思いますが、だからといいまして、1つの番号に複数の情報を関連づけられるマイナンバーカードの危険性は無視できないというふうに思います。この点については、市長はどうお考えでしょうか。

○議長（大崎宏明君）　市長。

〔市長　楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君）　いろいろと技術開発が進む中で、いろんな形で国民の利便性を高めていく

という観点もあろうかと思います。やはりいろんな申請ごとも含めて、いろんな場面が想定されるわけでございます。メリットも、これから多くの方が持てば、いろんな形の制度設計ができるいくということも一面ではあるわけでございまして、その中で、やはり技術の進展とともにそういう担保ができるような形の社会になっていかなければならぬなど。当然、そういう危険性をできるだけ排除しつつ、技術の進展に伴って社会も変わっていく、それが自然の流れではないかというふうに思っております。

○議長（大崎宏明君）　高橋さん。

〔10番　高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君）　日本のいろんな面の技術力、日進月歩で進んでいくだろうというふうに思いますし、市長のおっしゃるように、そういった部分でカバーできてくる部分が見えるのかもしれません。ただ、市長も御認識の、先ほど答弁された内容から類推しますと、今現在ではその技術力と、あるいはセキュリティーの問題も含めた技術力とこの制度が必ずしもマッチしていないというふうにお伺いしましたが、そういう御認識でしょうか。

○議長（大崎宏明君）　市長。

〔市長　楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君）　今のところの利用形態が、どこの範囲でおさまっているのか、ちょっと十分理解はしてないんですけども、少なくとも行政間のセキュリティーでいきますと、須崎市役所においてはインターネットと普通の事務処理が分離されておりますので、まず、その心配はないというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君）　高橋さん。

〔10番　高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君）　もちろん行政の長であられますから、行政に対する信頼性というのはあらうというふうに思いますが、行政に限らず、あらゆる意味で、コンビニでの利便性が高いとか、いろんなショッピングでの利便性が高いとかということも、もしかしたらこれからもっともっと高くなってくるのかなと思いますが、行政云々の話だけに限らず、やっぱりどっかにすきがあるというのは市長も御認識を、今現在のあり方として御認識をされちゅうというふうに私は御答弁から読み取ったわけでございます。

そういうこともあるので、さっきの質問にありました職員の自主性というのは、なおさら重んじなければならないんじゃないかなというふうに思うわけで、そういう点を改めて御認識いただいて、腹に入れて、このマイナンバーカードについての取り組みを肃々と、しかし慎重に、確実に、遗漏のないように進めていっていただきたいというふうに思うところです。そういう認識で判断をさせていただきました。

続きまして、職員の派遣についてお伺いをいたします。

本定例会には、須崎市社会福祉法人への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例が提案されています。題名そのものを「須崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」と改め、より幅広い団体への派遣を可能とするものであります。総務課長の説明では、商工会議所やJA等への派遣が考えられるのではないかということでありましたが、改めて、この改正について目

的をお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 現在、本市の職員の派遣につきましては、条例、規則におきまして、社会福祉法人に限定し、社会福祉法人須崎市保育協会及び社会福祉法人須崎市社会福祉協議会に派遣できることとしておりますが、このたびの改正につきましては、直接的には組織再編によりまして、一般社団法人化する観光協会への職員派遣を可能とすることを目的といたしております。

このことによりまして、プロモーション活動や教育旅行の誘致及び拡充、さらにはインバウンド対策など、官民一体となった観光施策の推進体制をしっかりと構築していきたいと考えております。

また、派遣先につきましては、政令で定められた範囲に限られ、別に規則で定める必要はございますが、その数は医療法人や国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構を初めとして108カ所に及ぶ組織、団体となっておりますので、その範囲をお示しするための議案勉強の際に、身近な団体の例を挙げて説明したものと、総務課長からは報告を受けております。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） 例として挙げていただいた、その2つの団体に関しても、市長言われるよう、時間的な部分もあったし、我々議員がわかりやすいという範囲で御説明があったものと判断をいたします。

ただ、いろんな医療法人等、108カ所の組織、団体に及ぶということでございまして、非常に現時点では想像がつかないんですけれども、いろんな専門性が要ったりするところもあるのかなという、本当にわからないような状況であります。現段階で、他団体との協議等はされておられるのかをお聞きをいたします。先ほど言いました観光協会のことはありますが。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 先ほどの観光協会以外の協議等は行っておりません。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） 今はその1団体だということでございました。

ある意味でいいますと、条例の制定が先か、その目的が先かという議論はいろいろ出てくるかもわかりませんが、今現在は観光協会だけだという話であります。これから可能性というのは、やっぱり先ほど言いました108団体も多くあるということですので、出てくるだろうというふうにも思うわけですが、その点についても全く今は頭の中に具体的にはないということでおろしいでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） すみません、観光協会と、先ほど例示のあったJAと商工会議所をのけた

105 団体にどういうものがあるか自体も、私、承知していないので、現時点では全くそういうつもりもございません。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） 市長、言われましたように、官民一体となった取り組み等々、観光協会に派遣することによって進んでいくことも、もちろんあろうかと想像するところでございます。

これから、もしかしたらほかの団体等との協議、あるいは実際に派遣を行うということも出てくるかもしれません。そういったときに、やはり職員の皆さんのもチベーションとか、実際のこの市役所内の職場への影響が出ないようにしなければならないというふうにも考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 職員の派遣を行うことによります職員のモチベーションや職場への影響ということで影響が出ないようにとの御質問からは、悪影響が懸念されるとの御指摘であると思われますが、職員派遣や人事交流につきましては、人材育成や組織の活性化、団体間の連携強化を目的として実施をしてきておりまして、その成果は市政を推進する上で好影響をもたらすものと認識をいたしております。

また、今後、持続可能な元気創造のまちを目指し、市民の皆様の利便性や福祉の向上など、さらに行政サービスを拡充していくためには、やはり組織力の向上が必要でございますので、職員、職場におきまして、派遣や人事交流の意義を十分御理解をいただきて、意識的に高いレベルで行政職員としてのモチベーションを保っていただくことが重要であると考えております。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） 私は、市役所内の職場への影響という点でいいますと、せっかく採用したのに、新たに欠員ができてしまうとかという心配をしているわけでございまして、もしかしたらですよ。職場にはつちゅうはずの人が、はられるはずの人が事実上、出向でおらんなるという、派遣でおらんなるということなんかが、余りあり過ぎると職場への影響が出やしないかという意味の影響という質問でございまして、派遣すること自体の影響ということではなくて、物理的な職場への影響が出ないようにしなければいけないと思いますがという意味でございます。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） ごらんのとおり、組織計画であるとか人員計画というのは、あらかじめ計画的に立てていくというものであると考えておりますので、急に派遣を決めて、組織的に人員が足らなくなるというようなことは全く想定していないわけでございます。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） 急に決めるわけでもないでしょうし、急にそんなことになることはない

だろうとは思いますが、ただ、事前の話し合いがなされるとはいえ、その職場の定数の削減とか、そういったことは、もしかしたら、杞憂に、考え過ぎなのかもわかりませんけれども、出てくるのではないかということも心配をするわけでございまして、そういったことも含めて、職場への影響が出ないように、事前の協議を、職場ともそ�でありますし、職員労働組合とも、そういう意味でいうと、しっかり協議をしなければいけないというふうに思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 派遣、交流の意義は、先ほど申し上げたとおりで、これはもう十分今後、須崎市にとっても大事な事業になってくると思っております。ただ、派遣先がどうかということは当然ありますし、派遣に当たって、適材適所といいますか、そういう人選も当然考えていくわけでございます。

その上で、計画的に、計画的というのは、あらかじめやはりある段階ではお示しをして、納得いただきて進めていくという形が一番よろしかろうというふうに思っております。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） よろしかろうというよりも、そうでなければいけないというふうに私は思っておりますので、ぜひ、そこで、そういった視点を大事にしながらやっていくようにしていただきたいというふうに思います。

続きまして、防災対策についてお伺いをいたします。

被災建築物応急危険度判定についてお伺いをいたします。被災建築物応急危険度判定とは、地震等大きな災害が発生した場合、被災した建物にこのまま住み続けてもいいのか、それとも倒壊する可能性があるから避難した方がいいのかを判定し、「調査済」、「要注意」、「危険」という3種類のステッカーを建物の出入り口などに張りつけ表示するものであるということでございまして、その判定を行う被災建築物応急危険度判定士の育成が必要となっているということでございます。その必要性や実効性はあるというふうに思いますけれども、実際、災害が発生してから迅速に家屋の被害状況を調査する必要もあるでありますし、ボランティアとしての協力ということで、困難さを想像をいたすところであります。

現時点で、本市で有資格者がおられるのか、また、県への支援要請の体制づくり等はどのようなになっているのか、また、今後の取り組みの方向性はどうなっているのか、地震・防災課長にお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 地震・防災課長。

〔地震・防災課長 岡本憲仁君登壇〕

○地震・防災課長（岡本憲仁君） 御質問の家屋の被害調査を行う判定士は、建築士資格を有する要件がございます。市役所内におきましては、判定士は住宅・建築課の職員1人でございます。

高知県への支援要請につきましては、高知県と高知県建築士協会が協定を締結しております。派遣が必要な市町村は、県が設置します判定支援本部に派遣要請することとなっております。

今後につきましては、本年度、住宅・建築課職員1人が判定士の資格を取得する予定ですが、建築士資格の要件があり、これ以上の増員は難しいと思われます。

一方、市内には判定士の有資格者が31人いらっしゃるとのことです。よって、高知県建築士会須崎支部に災害時の協力につきまして御相談したいと考えております。

以上でございます。

○議長（大崎宏明君）　高橋さん。

〔10番　高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君）　非常に取得に向けての高いレベルの技術力も要求される資格かなというふうにお伺いをいたしました。この質問については、ある物の本をちょっと見ていたら、このことが書いてあります。そこから須崎市のホームページとかを改めて見させていただいて、ちょうど出ておりましたので、ただ、余り詳細に触れられてはおりませんでした。それから県のホームページも見させてもらいました。課長が先ほど言わわれたように、県からの派遣云々の話も書いておりました。

これから、そうすると、市内31人おられるということでございますので、具体的な取り組みはまだまだかもしれません。先ほど聞きましたように、その方たちに対しての取り組みの方向性といったものはどうでしょうか。

○議長（大崎宏明君）　地震・防災課長。

〔地震・防災課長　岡本憲仁君登壇〕

○地震・防災課長（岡本憲仁君）　お答えいたします。

市内の有資格者31の方につきましても、高知県建築士協会の会員様でございますので、当然、上部組織の建築士会が県と協定を結ばれておりますので、災害時には、そういうボランティア活動が要請が来るであろうということは御理解いただいていることと存じますので、そのことも含めまして御協力を要請したいと考えております。

以上でございます。

○議長（大崎宏明君）　高橋さん。

〔10番　高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君）　理解させていただきました。

今後、その31の方、わかっておられるのであれば、建築士協会を通じてのみならず、やっぱり須崎市、行政としてのその31の方々への接触でありますとか、御協力の改めての依頼、そういうものも必要になってくるかというふうに思いますので、ぜひその点も同時に進めていただきたい、御協力を願えるようにしていただけたらというふうに思うところであります。

続きまして、その他の質問をさせていただきます。

子供の権利について、教育長にお伺いいたします。6月の定例会の中で、子供を守ることについて教育長に質問させていただいたところですが、この子供の基本的人権を国際的に保障するために定められた「国連子どもの権利条約」、日本政府の訳では、「児童の権利条約」というそうでございますが、これが採択されて今年で30年を迎えるということでございます。条約では、子供の権利として、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利に分けられております。

それぞれどれが欠けても、子供の人権は保障されないというふうに考えるところがありますが、現実、日本国内の法整備は不十分であると言われてもおります。

また、内閣府によれば、2011年時点で、子供の権利条例等を制定する自治体の中に高知県の市町村は記載をされておりません。「国連子どもの権利条約」についての考え方及び自治体での条例制定の必要性について教育長にお伺いをいたします。

○議長（大崎宏明君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 「子どもの権利条約」につきましては、私たちが暮らす社会において、子どもが国籍や人種、文化、宗教などの違いにより、不当な扱いを受けることのないように、大人と同様に権利を認め、子供を守るために世界共通の規範であるというふうに認識をいたしております。

しかしながら、子供を守るという共通の意識はあるというふうには考えておりますけれども、国々が置かれた状況でございますとか、経済状態、あるいは社会的習慣等により、その実態は大きな差があるというふうにも認識をいたしております。

そのような状況でございますので、子供を守るという根幹が揺らぐことなく、健やかに育つことのできる環境と人権が守られることが非常に重要であり、そのための施策、制度というものが構築されているというふうにも考えております。

こうした中で、基本的には、児童福祉法を基本といたしまして、行政を初め関係機関によります児童福祉施策が推進をされておりまして、須崎市におきましても例外ではないというふうに考えております。

しかし、昨今の社会の状況を見るときに、子供にかかる大変痛ましい事案が繰り返し発生をしております。こうしたことから、まだまだ十分ではないというふうにも感じているところでございます。制度面でも運用面でも改善すべき課題は多いというふうに認識をいたしております。

なお、子供の権利条例というお話をいただきましたけれども、これは広く市民的議論を待つべきものであるというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） 大きく言えば国際的なこの認識というのは、国連を中心にして広がってはおるということでございましょうし、ただ現実がそれに伴っていないところもあるということございましょう。そして須崎市としても、やれるところから子供の権利については取り組みもされておられる。条例制定については広く市民との議論を待つということであったというふうに思います。

当然、条例制定ということは、広く議論をし、真の中身を議論して、その中身を実現できるものにしていくのが条例であろうというふうに思いますので、ただ単に条例を制定するということではないというふうに思うわけでございます。当然そこには議論があり、理解がありということだろうというふうに思うわけでございまして、そういう意味での制定の必要性ということで質問させていただきました。

これから、なかなかにわからぬをを目指してというふうな、すぐ議論はできないかもわかりませんが、ただ、全国にはいろんな制定をされちゅう自治体もございますので、ぜひそこら辺も調べていただいて、私、中身まではちょっとわかりませんが、一覧表みたいなものがあったと思いますので、そういうことでも、いま一度勉強されて、取り組んでいっていただいたらいいのかなというふうに思うわけでございます。

先ほど教育長も言われました、子供に対する痛ましい事件、事象等々、大変起こっています。この長い間、そして、今でもなお、扶養されている間は、子供の権利は制限されてしかるべき等々の考えが、もしかしたらあるかもしれません。しかし、無力に見える赤ん坊でも、人間の尊厳において平等という視点に立てば、おのずと見えてくるところがあろうかと思うところです。

現実的に支配と被支配、あるいは主と従といった関係が虐待や育児放棄の大きな要因であることは間違いないと私は考えるところがありますが、いま一度、教育長にお伺いをいたします。

○議長（大崎宏明君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 少し話かえりますけれども、その条例の話ということになりますと、多分に理念条例という性格のものになろうかというふうに思えますので、一方的につくって終わりというものではないんだろうというふうに理解をしておりますので、先ほどそういう御答弁をさせていただきました。

御指摘の、報道されます虐待事案等では、その状況及び原因というものはさまざまでございますけれども、養育者と被養育者という立場の違いに基づく誤解といいますか、理解の不十分さと申しますか、そういうことが大きな要因の1つであるというふうには考えております。

御指摘もあったように、今なお子どもとの関係において、誤った認識を持っている養育者が少なからず存在するというふうにも考えております。特に、その者の育った家庭に起因するというようなことが考えられるケースもございますことから、今後とも意識の啓発等を図っていく必要があるのではないかというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） 教育長、おっしゃられるように、各家庭、各地域、いろんな状況の違い等々もあるうかと思いますし、一律に言えることではないことも多いかと思います。

教育長も、共通認識としてあられるように、やっぱり私は、支配と被支配、主従という言い方をさせていただいた、表現させていただいたわけですが、その言い方が、表現が正しいかどうかは別として、私はそういうふうな感じで捉えているところがございまして、それは教育長が言われた親が子どもに対する考え方の部分で、先ほど言われたようなところと、そんなに変わったことではないんじゃないかというふうにも思うわけでございます。

そういう意味で、当然、先ほどの条例制定の話にもかかわってくる問題ではあると思いますが、やっぱりその部分もいろんな中で、これから、例えば教育者であるとか、専門家の講演をお願いするとか、そういうことも含めて、須崎市としての子供の人権についての運動、取り組みをぜひ進めていっていただくようにお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきたいと

思いますが、ちなみにこの条約は、ナチス占領下のワルシャワ、ユダヤ人ゲットーの中で孤児院を続け、子供の保護に努め、最後は強制収容所で子供たちとともに虐殺された、ある小児科医の意志を引き継ぐことへの重大な決意のもと、ポーランドが作成したものであるということでございます。それをつけ加えまして、私の質問を終わります。

○議長（大崎宏明君）　この際、10分間、休憩します。

午後3時10分　休憩

午後3時20分　再開

○議長（大崎宏明君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

順次質問を許します。高橋祐平さん。

[8番　高橋祐平君登壇]

○8番（高橋祐平君）　皆さん、こんにちは。本日、最後の質問者として登壇させていただきます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まずは、市長の政治姿勢についてお伺いさせていただきます。

ことしの3月議会で質問させていただきました桐間地区の避難タワーについて、再度質問させていただきたいと思います。

3月議会にて、桐間地区の避難タワーにおいてお伺いさせていただきました際に、市長は、事前防災対策について、優遇措置のある制度として引き続き継続するよう、全国市長会などを通じて国に要望していくことになりましたが、その後の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君）　市長。

[市長　楠瀬耕作君登壇]

○市長（楠瀬耕作君）　今後とも切れ目のない事前防災対策がとれるように、令和2年度で法律改正が予定されております緊急防災・減災事業債につきまして、本年4月に開催されました第135回高知県市長会議におきまして、国への要望として、引き続き同様の起債措置、あるいは交付税措置の継続について要望させていただきました。

この件につきましては、次回の高知県市長会議、秋の市長会議におきましても、これは県への要望になりますが、県としても一緒にこの緊急防災・減災事業債の延長を、県としても国に要望してくれという要望を県に上げる予定としておりまして、そういうことで、事前防災を切れ目なくやっていけるようにしていけたらということでございます。

なお、国からの回答につきましては、通常、相当の日数を要しますので、現状では届いていない状況でございます。

○議長（大崎宏明君）　高橋さん。

[8番　高橋祐平君登壇]

○8番（高橋祐平君）　引き続き、要望をよろしくお願ひいたします。

また、桐間地区事業所等津波避難対策協議会にて、その後、防災については協議はされたのかお聞かせください。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 桐間地区の各事業者様との避難対策につきましては、この地域の多くの事業者様は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法におきまして、南海トラフ地震に伴い発生する地震からの円滑な避難の確保に関し作成する計画であります南海トラフ地震防災対策計画の策定が義務づけられていることと存じますので、避難対策につきましては、それぞれ御検討をいただいていることと考えております。

なお、本市と事業者様で組織をしております桐間地区事業所等津波避難対策協議会が主催で毎年避難訓練を実施しておりますが、本年度は妙見山も避難場所に加えて実施する予定でございますので、全ての事業者様におかれましては、訓練に御参加いただき、スムーズな避難対策の参考にしていただければと考えておるところでございます。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔8番 高橋祐平君登壇〕

○8番（高橋祐平君） 今後は、防災について行政が中に入って協議されるということはないでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） この桐間地区につきましては、やはりいろいろと集客施設が多いということございますので、避難対策をどのような形で各事業者が捉えておるかというようなことも含めまして、市としても一定の関与を持って進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔8番 高橋祐平君登壇〕

○8番（高橋祐平君） また、緊急避難場所としまして、妙見山を視野に入れておられるとお聞きしましたが、その後、妙見山は緊急避難場所に指定されたのかお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 妙見山につきましては、ことしの4月から妙見山の妙見町街区公園を緊急避難場所に指定をさせていただきました。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔8番 高橋祐平君登壇〕

○8番（高橋祐平君） 避難場所が多いということは、市民にとって大変心強いことだと思います。高台開発はもちろん重要だと思いますし、流入人口が多い桐間地区では、なかなかたくさん課題があろうかと思いますが、有事の際に一人でも多くの命が助かることができますように、私は桐間には避難タワーが必要だと考えております。

今後としても、ぜひとも避難タワーの実現に向けまして、前向きな取り組み、協議をしてくださいますように強く要望しまして、次の質問に移ります。

続きまして、人口減対策についてお伺いさせていただきます。

昭和29年10月に1町4村が合併しまして、須崎市として市制を施行し、来月で市制施行丸65周年を迎えることとなります。そんな中、人口推移に目を向けてみると、昭和35年3万2,976人をピークに、現在ではその数からいいますと、約1万1,000人の減少となっております。そして今後におきましても、人口減少がより一層加速する予測となっている現状ではございますが、その減少率をいかに抑制するかが大きな課題となっております。

総務省の2018年人口移動報告によりますと、39道府県で、人口流出が進み、高知県では2,307人、そして本市では311人の転出超過となっており、高知市に次ぐ転出超過となっております。

本市の人口減少は、死亡者数が出生者数を上回る自然減と、転出が転入を上回る社会減の合計でございます。本市におきましても、子育て支援など、出生率の増加に向けた取り組みで、自然減の抑制と同時に、流入促進策と転出抑制策が求められています。

そこでお伺いいたします。2018年人口移動報告に対する所見、原因や背景を含め、どのように分析されておられるのかお尋ねいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 高橋議員御指摘のとおり、総務省統計局より報告されました2018年の住民基本台帳人口移動報告におきまして、本市の人口の転出超過、いわゆる社会減が高知市に次ぐ減少数となっております。

この移動報告につきましては、外国人が外国から本市へ直接転入した場合と、本市から国外へ直接転出した場合には、移動者数には含まれないこととなっておりますが、一旦外国人が本市に入つてこられて、出ていくときに国外でなく国内へ転出した場合は、転出者として移動者数に含まれることとなっております。

本市の場合の明徳義塾中高等学校の留学生が帰国せずに国内へ転出した、本年3月末の数字だと思いますが、90人程度おいでまして、この数字が社会減の311人に含まれております。したがいまして、311人から90人引いたものが日本人の移動報告という形になってまいります。

また、高齢者の施設への入所なども一定の数がいると推測はしておりますが、いずれにせよ、須崎市におきましては、社会減が多いことには変わりはございません。本市の窓口における転出者のアンケートでは、若い世代の就職を機に転出される方が多いことなどからは、1つには、雇用の場も要因と言えるのではないかと考えております。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔8番 高橋祐平君登壇〕

○8番（高橋祐平君） 人口減だけで、その自治体の元気度をはかるることはできないと思いますが、大きな1つのバロメーターであることは間違ひありません。

若い方が定着しやすい安全で安心して住める環境整備が緊急の課題であることは言うまでもありません。具体的な取り組みをどのようにお考えになっているのか、市長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 本市では、本格的な人口減少時代に立ち向かうため、人口ビジョンのもと、須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしまして、産業振興によります雇用の創出、移住支援、出産や子育て支援などの施策を実施をしてきております。

高橋議員御案内の、報道にありました人口移動報告における県内の社会増となっている市町村では、浸水リスクの低い宅地開発、交通や買い物の利便性などの要因に加えまして、移住や子育て支援への取り組み効果ではないかとの紹介もございましたので、本市における社会増減の内容も検証し、取り組みを進めていきたいと考えております。

また、南海トラフ地震など自然災害に備えるとともに、定住を促進するための宅地の整備などを目的とした高台整備に向けた取り組みも進めて行く必要があると考えております。安心で住み続けたいと思うまち、若者が地域で暮らしていくまちを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔8番 高橋祐平君登壇〕

○8番（高橋祐平君） 市長のリーダーシップのもと、災害に強く人に優しい須崎市づくりを進めていかれるごことを願い、次の質問に移ります。

続きまして、不燃物ごみ収集ルールの徹底について質問いたします。

不燃ごみは、地区ごとに決められた曜日に決められた分別方法によって出すこととなっています。分別方法は、須崎市の「ごみの分け方・出し方」に具体的に記載されております。しかし実態は、決められた曜日以外に出されるごみや、決められた分別方法ではないごみが出されているのが見受けられます。当然、収集日以外のごみや分別されていないごみは、収集車が取っていかないため、そのまま収集指定場所に放置され、地域の景観や環境が損なわれるなど、大変見苦しい状況となっています。

そこで、環境保全課長にお伺いいたします。こうした実態をどのように把握され、具体的にどのように対応されているのかお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 環境保全課長。

〔環境保全課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○環境保全課長（嶋崎貴寿君） お答えします。

まず、実態の把握でございますが、不燃ごみが収集された後に、その都度、巡回点検を行いまして、それぞれの収集場所に不燃ごみが残っていないか確認をいたしております。その上で、収集ができないごみにつきましては、収集できない理由及び決められた方法でごみを出していただく旨を記載した警告文書をごみに張りまして、持ち帰っていただくよう促しております。

また、市民の皆様一人一人がごみの出し方を守っていくことが最も重要でございますので、収集場所に不法投棄禁止の看板を設置したり、ごみの出し方のポスター、ごみの品目別の分け方、出し方の冊子を作成しまして、各御家庭に配布するなど、決められた方法でごみを出していただくよう周知啓発を行っております。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

[8番 高橋祐平君登壇]

○8番（高橋祐平君） そうした実態把握のもとに対応されているとのことですですが、その効果は出でておりますか。

○議長（大崎宏明君） 環境保全課長。

[環境保全課長 嶋崎貴寿君登壇]

○環境保全課長（嶋崎貴寿君） 先ほども御答弁申し上げましたとおり、それぞれの収集場所への巡回点検を行っておりまして、環境保全課といたしましては、今なお議員御指摘のような状況があることは認識をしております。

ただ、一方では、ごみの減量化、特にリサイクルへの関心が高まる中で、広報や啓発を通じて今日市民の皆様のごみに対する意識も徐々に変わってきているのではないかと認識いたしておりまして、収集場所によりましては、収集できないごみが減少するなど、これまでに改善された収集場所もございますので、より効果があらわれるよう引き続き周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

[8番 高橋祐平君登壇]

○8番（高橋祐平君） 指定場所の立て看板に「収集日及び集積場所以外にごみを出すと不法投棄です。5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金となります」とありますが、その看板の下に、堂々と不法投棄がされている実態がありますが、今までにこの法律を適用した事例はありますか。

○議長（大崎宏明君） 環境保全課長。

[環境保全課長 嶋崎貴寿君登壇]

○環境保全課長（嶋崎貴寿君） お答えします。

議員御案内のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、不法投棄には罰則規定が設けられております。そうしたことから、これまでにも、須崎警察署におきまして、不法投棄で検挙されたケースはございますが、いずれもごみ収集場所以外での不法投棄でありまして、決められた方法でごみを出していただけないケースにつきましては、これまでに廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰則が適用された事例はございません。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

[8番 高橋祐平君登壇]

○8番（高橋祐平君） そもそも、こうした事案については、実態確認が重要になると思います。巡回して防止に努めているとは思いますが、現実的に困難ではないかと思います。こうした場合に、監視カメラの設置も有効な手段と思われますが、そのような対応はされていますか。

○議長（大崎宏明君） 環境保全課長。

[環境保全課長 嶋崎貴寿君登壇]

○環境保全課長（嶋崎貴寿君） お答えします。

これまでに、収集できないごみが多い場所、あるいは地元からの要望があった収集場所につき

ましては、ごみをきちんと分別して、決められた方法で出していただくことを目的としたしまして、既に監視カメラを設置しております、収集できないごみが減少するなど効果を上げている収集場所もございます。

以上です。

△時間延長

○議長（大崎宏明君） 間もなく定刻となります、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

高橋さん。

〔8番 高橋祐平君登壇〕

○8番（高橋祐平君） 決して処罰することが目的ではなく、美しいまち、秩序のあるまちを実現することが目的でありますので、その実現に向けて取り組んでいただくことをお願いして、次の質問に移ります。

続きまして、休耕田対策についてお伺いいたします。

2019年8月25日の高知新聞に、「荒廃から水田守る」として、JA土佐くろしお100%出資法人株式会社土佐くろしお村村営みのりの活動内容が掲載されました。

農林水産省は、1年以上作付せず、今後数年の間に再び耕作する意思のない土地を、耕作放棄地と位置づけをしています。市内のあちこちに耕作せず雑草が生い茂っている土地が見受けられます、須崎市には、この耕作放棄地がどれくらいの面積になっているかお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） 農林水産課で把握しております本市の遊休農地の面積につきましては、農業委員会からの報告としまして、平成30年末で15.1ヘクタールでございます。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔8番 高橋祐平君登壇〕

○8番（高橋祐平君） 耕作放棄地が発生する主な要因は、高齢化による廃業や農業機械の買いかえ時に廃業する農家が多いようです。高齢により作業が困難となることや、買いかえや修理に多額なお金を投資するよりも、米を買ったほうがずっとよいという農家の方々もいます。

先日、みのりにお伺いし、お話を聞かせてもらいました。平成27年に立ち上げ、農業者の労働軽減と耕作放棄地の解消を主な目的として、地域を支える事業と稼ぐ農業に取り組んできましたが、経営的に苦しい状況が続いているとのことです。

その主な要因は、主な作付米である飼料用米の販売単価が極端に安いことや、土地条件の悪い条件不利地が多く存在し、人員や経費が多くかかるため、生産コストが高くなることがあります。景観の悪化防止や防災機能の維持、鳥獣被害を防ぎ国土保全を守っていくという観点からも行政の支援は必要だと思いますが、今までどのような支援をしてきたか、課長にお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） お答えします。

平成27年に設立されました村営みのりへの支援としまして、同年度には大型トラクターやコンバイン等、平成28年度と平成29年度には、小型トラクターをそれぞれ1台、昨年度にも2台分の農業用機械の導入に対して支援を行っております。

また、狭隘な農地については、受委託の際に、一定の作付条件を付して、保全活動に一部補助をする制度もございます。昨年度からは、中山間農業複合経営拠点に位置づけられておりますので、引き続き交付金事業を活用しながら支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君）　高橋さん。

〔8番　高橋祐平君登壇〕

○8番（高橋祐平君）　機械導入に関しての補助金が多いようですが、それだけでは、先ほども述べました飼料用米の生産については、基本的な部分で問題があり、つくればつくるほど赤字が拡大する結果となります。

こうしたことから、耕作放棄地解消や水田を守る事業につきましては、構造上の問題からJA単独では限界があるように思います。南国市では、南国市JA出資型農業生産法人育成補助金交付要綱を制定していると伺います。須崎市におきましても、耕作放棄地をなくすためにも、JA出資法人の運営を支援していくという取り組みが必要だと思いますが、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君）　市長。

〔市長　楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君）　農地、休耕地を開墾して生産をしていくと、その担い手がなかなかいない中で、JAが須崎の場合はみのりという法人を立ち上げて、JAの中で、ある意味、JAの1つの組合員サービスとしてやっている面もあるというふうにも認識をしております。

基本的には、やはり休耕地をなくしていくと、耕作放棄地をなくしていくという取り組みは非常に大事であると考えておりますし、それが例えれば現状の品目、飼料用米中心の経営のあり方等が本当に適切なのかどうか。それによって赤字が出ておるということに対して、直接、市が例えれば赤字補填していくというようなことが、果たして適當なのかどうか。そのあたりは慎重に審議をしなければならないわけでございますけれども、いずれにしましても、みのりが、今の現状の形は別といたしまして、やはり一定の役割を担っていただきたい、今後とも担っていただくわけでございますので、市としても、今以上の支援が、どのような形ができるのか、そこは中で議論しながら、また、JAさんともお話をしながら考えていきたいというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君）　高橋さん。

〔8番　高橋祐平君登壇〕

○8番（高橋祐平君）　ぜひ議論を進めていただきたいと思います。

高齢化や機械更新の困難から、今後ますます耕作放棄地が増加していくことが予想されます。どうか適正な方法で支援する仕組みづくりに取り組んでいただきますようお願いいたします。次の質問に移ります。

続きまして、待機乳幼児対策についてお伺いいたします。

最近、年度途中の保育所への入所、特に乳幼児の入所が困難で、入りたいけど入れない、大変

困っていると市民の方から何件か私に連絡がありました。須崎市には、共働きされている世帯が多く、いざ職場に復帰しようというときなどに、子どもを預けられないということになりますと、さまざまな問題が家庭に発生してしまうのではないかと考えますが、現状はどのようにになっているのかお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 待機児童につきましては、今年度の当初にはございませんでしたけれども、それ以降、途中入所を希望される御家庭が多かったことから、現在、約20人の方に入所をお待ちいただいている状況でございます。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔8番 高橋祐平君登壇〕

○8番（高橋祐平君） このような現状を改善していくための具体的な対応策をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 保育士の確保ということがもう最大の原因でございますので、そのためには、さまざまな工夫をしているところでございます。保育協会におきましては、毎年、できるだけ採用していただくということで、ここ数年は10人程度を採用していただくというような形で努力をいただいております。また、受験者確保のために、保育士養成の専門学校等を直接訪問をして、受験していただくよう、御案内もしているところだというふうにお聞きしております。

また、臨時職員につきましては、有資格、無資格を問わず、ハローワークへ求人を出しましても、なかなか応募がございませんので、退職されました保育士でありますとか、つてを頼って探すというような努力もいたしておりますけれども、いかんせん十分な人数の確保ができないという現状にございますので、御理解いただきたいと思います。

本市といたしましても、保育士確保のために、須崎市で保育士として勤務していただくというようなことを条件に、資格取得のための奨学金を交付する制度でありますとか、保育協会に採用された保育士、要は須崎市で保育士として採用された方に就職祝い金を出すとかいうような制度も含めて、現在、検討をいたしておりますので、ぜひお知り合いの保育士がいらっしゃいましたら、御紹介いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔8番 高橋祐平君登壇〕

○8番（高橋祐平君） この問題に関しては、本当に困っちゃう、何とかしてほしいという切実な話を聞いております。たくさん問題解決には困難があると思いますけれど、課題の解決に向けて全力で取り組んでいただきますようにお願いいたします。

昨年、市議会議員として議席をいただき、2回目の一般質問でした。無知な質問にもかかわらず、市長を初め執行部の皆様には真摯に御答弁いただきましてありがとうございます。

これで、今議会における私の一般質問の全てを終わらせていただきます。

○議長（大崎宏明君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

11日の議事日程は、一般質問、議案審議及び委員会付託であります。開議時刻は午前10時。

本日はこれにて延会いたします。

午後3時53分 延会

第457回須崎市議会9月定例会会議録

議事日程

令和元年9月11日（水曜日）午前10時開議

- 第 1. 一般質問
- 第 2. 市議案第15号 平成30年度須崎市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3. 市議案第16号 平成30年度須崎市巡航船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4. 市議案第17号 平成30年度須崎市バス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5. 市議案第18号 平成30年度須崎市スクールバス特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6. 市議案第19号 平成30年度須崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 市議案第20号 平成30年度須崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 市議案第21号 平成30年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 市議案第22号 平成30年度須崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10. 市議案第23号 平成30年度須崎市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11. 市議案第24号 平成30年度須崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12. 市議案第25号 平成30年度須崎市水道事業会計決算の認定について
- 第13. 市議案第26号 須崎市立地適正化計画に基づく事前防災の推進に関する条例の制定について
- 第14. 市議案第27号 須崎市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第15. 市議案第28号 須崎市社会福祉法人への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16. 市議案第29号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について
- 第17. 市議案第30号 須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第18. 市議案第31号 須崎市水道給水条例の一部を改正する条例について
- 第19. 市議案第32号 令和元年度須崎市一般会計補正予算（第2号）について
- 第20. 市議案第33号 令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第21. 市議案第34号 令和元年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第22. 市議案第35号 令和元年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第23. 市議案第36号 須崎市過疎地域自立促進計画の変更について

- 第24. 市議案第37号 人権擁護委員の候補者の推薦について
第25. 市議案第38号 教育委員会委員の任命について
第26. 市議案第39号 工事請負契約の締結について
第27. 請願の付託
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第27まで

出席議員

1番 吉野 寛招君	2番 佐々木 學君
3番 西村 泰一君	4番 大崎 稔君
5番 西山 慶君	6番 松田 健君
7番 柿谷 悟君	8番 高橋 祐平君
9番 土居 信一君	10番 高橋 立一君
11番 海地 雅弘君	12番 宮田 志野君
13番 豊島美代子君	14番 森田 收三君

欠席議員

15番 大崎 宏明君

説明のため出席した者

市長 楠瀬 耕作君	副市長 横畠 浩治君
会計管理者兼会計課長 中谷 卓也君	総務課長 梅原健一郎君
企画政策課長 國澤 豊君	プロジェクト推進室長 奥田 史雄君
元気創造課長 西森 茂幸君	人権交流センター所長 久万 敏幸君
地震・防災課長 岡本 憲仁君	税務課長兼固定資産評価員 北川 幸一君
市民課長 馬場 砂織君	長寿介護課長 吉本加津代君
健康推進課長 森光 澄夫君	環境保全課長 嶋崎 貴寿君
農林水産課長 楠瀬 晃君	建設課長 里見 浩志君
住宅・建築課長 小野修一郎君	福祉事務所長 井上 幸一君
水道課長 宮本 文彦君	教育長 細木 忠憲君
学校教育課長 北川 洋子君	生涯学習課長 西田 功君
子ども・子育て支援課長 中山 明君	監査委員 畠中 健治君
選挙管理委員会委員長 松浦土佐男君	

事務局職員出席者

局	長 小野 昌司君	次	長 池田知佐子君
主	監 濱田 尚己君		

午前10時 開議

○副議長（森田收三君） これより本日の会議を開きます。

15番、大崎宏明さんより、申し合わせにより、本日午前中、欠席の届けがあつております。

日程第1 一般質問

○副議長（森田收三君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。宮田志野さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） おはようございます。発言通告に従い、質問いたします。

初めに、選挙についてです。

7月の参議院選挙は、選挙期間も長く、さまざまな御苦労もあったかと思いますが、選挙管理委員会の方や市民の皆様の御協力により、滞りなく行われたこと、感謝申し上げます。

さて、参議院選挙では、投票時に高知・徳島選挙区で投票し、次に比例代表と、2回投票しました。記載台の正面に選挙区の候補者名、比例代表の政党名と候補者名は左側にあったので、見にくくて、文字も小さいので、わかりにくかったという声を何人の方から聞きました。私も、そう思いました。

選挙区に政党名や比例代表の候補者名を記入したり、比例代表の投票用紙に選挙区の候補者名を書いた無効票がたくさんありました。こうした間違いを防ぐために、選挙区と比例代表はそれぞれ正面に張り、見やすくするため、選挙区と比例代表の記載台を別にすることはできないでしょうか。

○副議長（森田收三君） 選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 松浦土佐男君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（松浦土佐男君） おはようございます。

お答えをいたします。御質問いただきましたように、確かに、記載台を分けて、それぞれ候補者の氏名を掲示することによって、候補者の氏名を間違って記入することによる無効票は減ると思われます。しかし、市内42カ所の投票所の広さはまちまちであり、特に地域の集会所に、今の2倍の記載台を設置するとなりますと、投票所内が手狭となり得る集会所が多数出てまいります。

全ての投票所において、投票所内に掲示する記載台と提示しない記載台が混在する掲示方法は

絶対にとらないことと、すなわち記載台を分けている投票区と分けていない投票区を設置しないように規定をされていることからも現状での投票所での設置は困難であるというふうに考えております。

なお、国政選挙においては、煩雑なミスなどをなくする意味で、通常よりも選挙事務従事者を増員して投票事務に努めているところでもあります。例えば、投票用紙を渡すときに、投票用紙と同じ色の名簿から候補者を選んでくださいとか、なお御質問をいただく場合は事務従事者が個別に御説明をするなどの方法で、間違った投票がないように対応してまいりましたし、今後におきましても無効票にならないような説明等に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（森田收三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） すごい努力されて、間違わないようにされているということは理解できましたが、記載台を倍にするのではなくて、数をふやさなくとも、場所をそれぞれ分けるという方法ではできないでしょうか。現に高知市の投票所ではそのようになっていますので、投票の記載台を倍にするというのではなくて、減らして半分ずつにするとかという、そういう方法をとることは不可能でしょうか。お聞きいたします。

○副議長（森田收三君） 選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 松浦土佐男君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（松浦土佐男君） 高知市の例を申されましたけれども、高知市の場合は輪番制といいますか、1回帰って、もう一度投票用紙をもらうとかいうことやなくて、山手線を回るような形で投票していっておりますので、須崎市の場合でも、少なくとも記載台を別にするとかいうことになりますと、人員とかそういうことではなかなか事務従事者をふやすということもできませんので、現状で間違いのないような説明をして、周知をしていきたいと思っております。

○副議長（森田收三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 高知市の場合も、1回もらって投票して、またもらって投票してという形であったと思います。すみません、ちょっと不確かですが。ほかの自治体がどういう体制をとっているのかも一応調べてみられて、それでもなお無理のようでしたら諦めるとか、研究していくことを要望いたしまして、この質問は終わりります。

次の質間に移ります。

期日前投票は市役所の1カ所、選挙管理委員会の部屋で行われていますが、有権者が足を運びやすくするように、商業施設、例えばマルナカなどに期日前の投票所を設けることはできないでしょうか。お聞きいたします。

○副議長（森田收三君） 選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 松浦土佐男君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（松浦土佐男君） お答えいたします。

期日前投票は、平成15年、公職選挙法の改正によりまして設けられた制度で、告示日または告示日の翌日から選挙期日の前日までの期間に、選挙人名簿に登録されている市区町村と同じ市区町村において投票することができる制度であります。

選挙期日に仕事やレジャー、悪天候などで投票に行けない方も期日前投票をすることができます。最近では、買い物の際に投票ができる利便性であったり、選挙が身近に感じられるということからも、投票率の向上に寄与するといった点から、大型商業施設に期日前投票所を設けている自治体も見受けられます。

須崎市でも商業施設の期日前投票所の設置をという御質問をいただきました。例えば、市役所と大型量販店の2カ所で期日前投票所を設置した場合、大型量販店で投票を済ませた人が市役所でも投票に行くといった二重投票を防ぐために、大型量販店で投票が行われた旨を直ちに市役所の期日前投票所の投票管理者に通知する体制をとる必要があります。

現在、須崎市の期日前投票システムのオンラインを考えましても、多額の追加経費が必要と伺っております。また、期日前投票所では選挙期日当日の投票に関する規定がそのまま適用されるため、選挙期日同日と同じ設備、人員が求められます。

以上のことから、経費負担は別にいたしましても、須崎市の現状では今以上の投票事務従事者の確保は非常に困難であります。選挙のたびに選挙事務職員の募集をしたり、ホームページでも常時投票立会人を募集しておりますが、なかなか応募していただく方がいなくて、選挙のたびに従事者確保に大変苦慮しているのが現状であります。選挙執行事務はミスが許されません。百点満点が当たり前であります。期日前投票所を新たに設置するために、熟練された人材を設置することは、投票事務従事者確保の上からも非常に困難であると考えております。なお、期日前投票は、投票期間が告示日の翌日から投票日の前日までであります。市長及び市議会選挙では6日間、衆議院議員は11日間、知事及び参議院選挙は16日間、投票時間は午前8時30分から午後8時まで、投票当日までは相当の期間、投票ができます。選挙管理委員会といいたしましても、今後とも広報を通じて市民の皆様に周知をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（森田收三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） なかなか難しい課題ということがわかりました。コンピューターシステムのほうが、新しくなるときに、市役所だけではなく、ほかのところでも期日前投票できるようなこともまた考えていいってもらいたいと思います。

次の質間に移ります。

市役所の期日前投票所は奥にあります。車椅子や足の悪い方には長い距離を行くことになり大変です。投票所近くの東側の入り口にスロープを設けて、東側の駐車場からすぐに入れるようにするか、またはロビーなどに投票所を設置することはできないでしょうか。お聞きいたします。

○副議長（森田收三君） 選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 松浦土佐男君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（松浦土佐男君） お答えいたします。

投票率の低下が問題となっております今日、投票率の向上を図る上からも、投票環境の改善は重要でありますので、通告をいただきましたので、庁舎を管理しております総務課総務管財係と協議をいたしました。期日前投票の期間だけであるならば、スロープの設置可能の感触を得ましたので、予算を含めて市長部局に要請をしてまいりたいと考えております。なお、ロビー等への設置については、選挙管理委員会としては考えておりません。

以上です。

○副議長（森田收三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 早速の御対応ありがとうございます。

ロビーに設置を考えておられないというのはなぜでしょうか。お聞かせください。

○副議長（森田收三君） 選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 松浦土佐男君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（松浦土佐男君） 御質問は、多分、市民相談室のことではないかと思っていますが、通路等ではとてもできませんので、あるとすれば市民相談室だと思いますが、そこには一般的な市民の皆さんがある。市民課は特に一般市民の方が多数おいでますので、場所的にも広大な広さの部屋であればいいですけれども、今の状況で言えば選挙管理委員会事務局と期日前投票所とかけ離れたところというのは非常に、現在の職員2人ですけれども、職員が事務室で市民の皆さんと電話等の対応とかいろいろありますので、従事者のみで離れたところでやるということは非常に選挙のミスとかそういうことを避けるためにも、現状が一番いいのではないかと思っています。のために、御指摘をいただきました東側の通路にスロープを設ける。そういうことの設置を考えております。

以上です。

○副議長（森田收三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 理解できました。ぜひスロープの設置をお願いいたします。

次の質問ですが、7月の参議院選挙、須崎市の投票率、選挙区・比例代表とも約47%でした。そんな中、若い世代の投票率が低いことが話題になっていますが、若者に選挙に行ってねというと、選挙の仕方がわからんき、選挙に行きとうないという答えが返ってきます。また、学校では政党の違い、政治について、また選挙のことを詳しく教えてもらっていないので、いきなり選挙に行けと言われても無理があるという声も聞きました。政治への興味を持つような授業がされていない。今の教育がそうなっていないのではないかということを私は考えてしましましたが、これは国のレベルでの議論がされなくてはならないと思いますが、投票方法を知つもらうことは、自治体で何らかの対策ができるのではないかと思いまして、そういうことがないように、高校生に対して模擬投票授業を行つて、投票方法について学んでもらうことが1つ方法として必要ではないでしょうか。お聞きいたします。

○副議長（森田收三君） 選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 松浦土佐男君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（松浦土佐男君） お答えいたします。

平成27年、公職選挙法が改正され、選挙年齢が20歳から18歳以上に引き下げられ、須崎市では平成28年の参議院選挙から適用されております。

須崎市におきましては、高知県選挙管理委員会とも連携をしながら、未来の主権者教育を市内の高校に出向き、出前授業を含めて、若いうちから政治や選挙に対し、理解を深め、主権者としての自覚の取り組みの実施を行い、また毎年、成人式でも選挙投票への呼びかけも行ってまいりました。

それぞれの学校では、実際に近い体験をしてもらうために、投票現場で使用している投票箱や模擬投票用紙を用いて、通常の選挙と同じように、生徒から2人の立候補者が立候補の挨拶、その後に投票から開票までの作業を全て高校生がするなど、出前講座やミニ投票等を実施して、投票の仕方など選挙の基礎知識を身につけていただくとともに、国や社会の問題をみずからの問題と捉えて、自分で考え、判断し、行動する主権者を育成するための啓発事業に取り組んでまいりました。

本年も6月21日に須崎総合高校で、同じように模擬投票体験の授業を実施しました。今後とも、若年層に政治に関心を持つてもらえるように、出前講座や模擬投票体験などの授業に、高知県選挙管理委員会や学校の協力をいただきながら、引き続き行っていきたいと思っております。

○副議長（森田收三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 模擬授業とか教育されているということ、私、認識不足で大変失礼いたしました。引き続き投票率を上げるために御尽力くださいますようお願いいたします。

続いての質問に移ります。小学校の夏休みのプールの開放についてです。

夏休みのプールは楽しい思い出や健康な体づくりにも一翼を担っております。楽しみにされている子供さんも多いのではないでしょうか。高知市の小学校はプール事故の影響で、この夏、プールはほとんど開かれていません。須崎市での小学校の夏休みのプール開放についての状況と、運営方法についてお尋ねいたします。

○副議長（森田收三君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） お答えいたします。

小学校の夏休み中のプール開放につきましては、原則、PTAが運営主体となって開放するという形でお願いをいたしております。そうしたことから、学校とPTAが協議の上、開放の有無を検討して、判断しているところでございます。

今年度におきましては、多ノ郷小学校と浦ノ内小学校がプール開放を見送ったところでございます。

○副議長（森田收三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 浦ノ内小学校と多ノ郷小学校で実施されなかった理由について、お聞かせください。

○副議長（森田收三君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 基本的には、安全管理上、十分な体制がつくれなかつたということでございまして、各学校とも事前に救急法の講習会等を実施をいたしまして、PTAの皆様に受講していただいて、必要な監視体制を整えているところでございます。

そうしたこと、本年度は受講していただける方が少なかつたというようなことから、そういう判断をされたというふうにお聞きしております。

○副議長（森田收三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） このプールの開放については全国的にも本当に問題になっていると認識しております。中止になった学校では、プールに行きたいという子供さんの声があつたり、親御さんからしてみたら、子供がゲームばかりして本当に困ったという声も聞いています。今後の子供たちの夏休みの過ごし方が心配されるところです。

平成30年度スポーツ庁委託事業の学校における体育活動での事故防止対策推進事業、学校屋外プールにおける熱中症対策の中に、日本スポーツ振興センターが災害共済給付を行つたものうち、小中学校の災害発生件数は5年間で約370万件、熱中症発生件数は約1万2,000件、そのうちプールでの熱中症の発生件数は179件、学校のプールにおける熱中症による死亡事例については確認されていませんが、ただ学校の屋外プールにおいては熱中症以外にも溺れたり、プール底への衝突による脊髄損傷などの深刻な事故、プールサイドを走っていての転倒、熱くなつたプールサイドでのやけど、水中での衝突などによる事故も発生しているという記述があります。

そこで、あってはならないことですが、万が一事故が起つたときの対応について、お聞きいたします。

○副議長（森田收三君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） プール開放中の事故等の対応につきましては、各PTAで保険に加入をしていただきまして、万一の場合はその対象範囲で対応するということにいたしております。

○副議長（森田收三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 保険があるといつても、やはり何か重大事故が起つたときにはものすごい責任を負うことになります。プールの監視をする親にとっては、本当に心配でたまらないと思います。そのせいもあって中止にならざるを得ないという学校が出てきているのが現状ですが、やはり安心して監視できる体制を整えていくこと。例えば運営マニュアルをきちんとつくっていくこと。安心して対応してもらえるような対策をとっていただきたいと思います。本当に熱中症などの危険がプールサイドでもあるということで、水を入れて水温を上がらないようにするとか、日陰を多くつくるとか、そういう対策も同時にとっていくこと、検討いただきたいと思います。お願いいいたしまして、次の質問に移ります。

地球の温暖化で年々夏が暑くなっていることを実感するこのごろです。涼を求めて川へ行く人もこれからますますふえてくることが予想されます。そこで、夏休み期間中、新莊川に監視人を置き、どこか1カ所でも天然のプールとして設置できないかお聞きいたします。

○副議長（森田收三君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 以前は新莊川の水源地付近におきまして、水遊び場として夏休み期間中に監視員を配置しておりましたが、堰が破損をいたしまして、水泳が危険な状態となったという判断をいたしましたことから、平成23年度以降、実施をいたしておりません。

その後、堰の改修が終わりまして、従前よりは安全な状況になったということで検討をしてみたけども、警備会社等に確認をいたしましたところ、河川での遊泳監視業務はリスクが高く、安全が保障できないというようなことから、引き受けていただけないという回答がございました。そうしたことで、十分な安全管理体制がつくれないというようなことで、現時点では天然のプールの設置ということについては予定をいたしておりません。

○副議長（森田收三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） なかなか問題が難しいということは理解できましたが、川遊びをしている小学生が死亡するといういたたまれない事件が毎年あちこちで起きています。やはりそういう事故を防ぐためにも、安心して泳ぐ場所を市が提供することが必要ではないかと考えます。天然のプールができないのならば、やはり市営のプールをつくるとか、須崎高校のプールを市民プールにするとか、子供たちの健康だけでなく、市民の生涯スポーツの場として健康づくりのためになると思いますので、また御検討くださいますよう要望いたします。

次の質問に移ります。自衛隊への名簿提出についてです。

このところ頻繁に起こる災害時の自衛隊の救助活動などは本当にありがたいと感謝するところです。しかし、海外派兵が始まることや、憲法9条を変えようという政府のもとで、自衛隊員の命が脅かされています。募集のダイレクトメールを自衛隊の適格者、主に18歳に今送られてきていますが、自衛隊への名簿提供は市は以前では名簿の閲覧、手書きで写すようにしていましたが、総務省の求めに応じ、昨年度から一覧での名簿提出を行っています。

市は、自衛隊への18歳の住所・氏名・生年月日・性別の4情報提供について、その可否を保護者に確認するべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（森田收三君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） 平成31年3月定例会でも、同趣旨で同意を得ずに情報を提供することの認識につきまして、市長にお尋ねいただきまして、御回答もさせていただいたところでございますが、法令等に基づきまして適正に行われる個人情報の提供につきましては、その可否を本人等へ確認することは法令上求められておりませんので、情報提供の依頼があった場合はこれまで同様の取り扱いとすることといたしております。

○副議長（森田收三君） 宮田さん。

[12番 宮田志野君登壇]

○12番（宮田志野君） 可否を求めるなどを法令上書かれてないとおっしゃられましたが、自衛隊法の第97条には、都道府県知事及び市町村長は政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行うとあります。それから、自衛隊法施行令第120条、防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関し、必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができると書いています、それに基づいて行っておられると思いますが、このどこにも名簿提出を行わなければならないとは書いていません。応じるかどうかは、自治体の判断に任されています。提出について、このことは府内で議論されたのでしょうか。お聞きいたします。

○副議長（森田收三君） 総務課長。

[総務課長 梅原健一郎君登壇]

○総務課長（梅原健一郎君） 提出につきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、市長の認識と同様に、府内で提出について、ちゃんと府内手続を経た上で提出をさせていただいているということです。

それと、情報提供に関しましては、自衛隊高知地方協力本部長から、募集対象者情報に関する資料の紙媒体での提出という依頼があつてありますので、それに応じて提出をいたしておりますところでございます。

○副議長（森田收三君） 宮田さん。

[12番 宮田志野君登壇]

○12番（宮田志野君） 須崎市自治基本条例第24条、個人情報の保護に、市はその保有する個人情報を厳重に管理し、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければなりませんとあります。自治基本条例、これは須崎市の最高規範であり、一番に尊重されるべきではないでしょうか。これに照らし合わせれば、自衛隊への一覧での名簿提出は余りにも軽々しい、個人情報を厳重に管理していないと思わざるを得ません。個人情報は尊重し、守るという責務が自治体にはあるのではないですか。

仮に、本人や保護者などから、自分の個人情報を提供しないでほしいという申し出がありましたら、その方の情報は提供しないでくださいますか。お聞きいたします。

○副議長（森田收三君） 総務課長。

[総務課長 梅原健一郎君登壇]

○総務課長（梅原健一郎君） 須崎市個人情報保護条例第30条第1項では、開示を受けた自己に関する個人情報の利用の停止または消去、もしくは廃棄、または提供の停止を請求することができるとして、利用停止請求権が規定されておりますが、いずれも個人情報の取得や適正管理または特定個人情報のファイル作成に関する違反がある場合と規定されておりまして、この件につきましては、当該利用停止請求権が適用されるものではないと解しておりますので、提供の停止には至らないものと考えております。したがいまして、今後におきましても法令に基づき、募集事務に関する情報提供の依頼があった場合には、これまで同様の情報提供を行っていきたいと考えております。

なお、自衛隊の募集事務の一部に限らず、行政間、団体間におきましてやりとりされる、あまねく全ての法定事務に関しましても同様のことが言えると考えておりますので、それに対して全て個人情報出さないでほしいと、そういうことへの請求にお答えすることは今後もないものと考えております。

○副議長（森田收三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） これは法解釈の違いによるものだと思いますが、自治体によっては名簿の提出を取りやめたところもあります。

第2次世界大戦では、日本政府が戦争を始めました。政府が過ちを犯すこと、こういったことは十分に考えられます。政府が言ってきたから、はいどうぞと市民の情報を簡単に提供すること、私は問題だと思います。庁内で再度検討いただくことを要望いたしまして、この質問を終わります。

続きまして、保育所についてです。昨日、高橋祐平議員の質問に、私の質問と重なるものがありますので、その部分は省略して質間に移ります。

市の待機児童は、今20人ということでした。保育士不足がその要因となっていることは十分承知しております。少子化が進む中で、全国的にもそのことが大変な問題となっています。

私の子供のころ、保育士は大変人気のある職業でした。女の子の憧れの職業の1つでありました。しかし、今は人気があるとは言えません。その原因がどこにあるのか。いま一度じっくりと考えてみる必要があるのではないでしょうか。

保育所を最近退職された方からお話を伺いました。その方は、子供のころから保育士になるのが夢で、大学に行き、市の正規職員として採用され働いていました。夢をかなえられて本当にうれしかったと言っていました。しかし、勤めてみると、乳児から目が離せないので、自分の昼食は子供を見ながらかきこんで食べていた。最近は弁当の量も減らし、食べたか食べないかぐらいの状態だった。また、持ち帰り仕事もあり、親に夜なべで手伝ってもらったこともある。その方は実家を出てひとり暮らしをしようとも試みましたが、身の回りのこと、経済的な問題、いろいろありまして、自立することができず、とうとう退職されたとおっしゃっていました。正規雇用の方でもこのような状態です。

そこで質問です。保育士の非正規の方の賃金は幾らでしょうか。

○副議長（森田收三君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 中山明君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（中山明君） お答えします。

公立保育園につきましては、臨時職員賃金ということで、有資格の保育士が日額7,680円、無資格の保育士が7,180円となっております。また、ボーナス分に当たります割増賃金が、夏期・冬期とも、有資格で10万円、無資格が5万円となっております。

民間保育園につきましては、公立と同様の賃金体系でお願いをしております。

なお、次年度におきましては、会計年度任用職員制度の導入がございますので、臨時職員の雇用体系が変わりますことから、現在、人事サイドで協議中でございます。

○副議長（森田收三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） その金額では、手取りが十二、三万円ぐらいではないかと考えますが、保育士の仕事を私はとても特別な仕事だと思っています。子供さんの事故が起こらないか、けががないか、本当に気を抜くことができない、緊張感を持って働かれています。いろんな知識も必要で、非常にプロフェッショナルな仕事だと考えます。全国的な保育士不足にはこういった労働条件に合った賃金が支払われていないことに原因があるかと思います。見解をお聞かせください。

○副議長（森田收三君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 中山明君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（中山明君） 先ほど宮田議員さんから、非常に厳しい仕事と言われました。確かにやはり子供の命を守るということで、とても大事で、神経が非常にいるようなお仕事と思っています。その中で、やはりそれに見合った給与ということでお話しいただきました。この件につきましても、先ほど申しましたとおり、来年度からは、この臨時職員に対します雇用体系が変わります。会計年度任用職員制度という形になりまして、この形で給与につきましても、またボーナス基準等も変わってまいりますので、今協議中でございますので、御理解いただきたいと思います。

○副議長（森田收三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） ゼひ大幅な引き上げを要望いたします。

高知県地方最低賃金審議会は、8月、最低賃金を790円としました。しかし、この金額では年収100万円台で、ワーキングプアから抜け出すことができません。全労連の最低生計費調査によりますと、普通の暮らしをするには、25歳単身者で月22から24万円が必要との結果になった。全労連は、現在の地域別最低賃金823円、これは全国平均ですが、ではとても暮らせない。都市部と地方とで生計費にほとんど差がないことも明らかになったと指摘し、こうした実態を踏まえた最賃引き上げが必要と考えています。

地方自治体の力では、この地域間の賃金格差はなくすることは厳しいです。国にその格差是正の方法、何らかの形で求めていくこと、検討できないでしょうか。お聞きいたします。

○副議長（森田收三君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 中山明君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（中山明君） これにつきましては、課長という立場が非常に言いにくいけれど、当然、できることでしたら、やはり国レベルのお話しになりますので、そういった基準で、全体で国が考えていただけるならありがたいと思いますので、それについても府内で議論をしてまいりたいと考えます。

○副議長（森田收三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） ゼひ活発な議論、よろしくお願ひいたします。

この第3次須崎市地域福祉計画の中にも、子供を健やかに育てるために今後どのようなことが

重要だと考えますかの問い合わせに、子供が安心して遊び、学べる環境を整備する、46.1%。子育てと仕事を両立できる雇用環境をつくるが40%で、子育てや雇用環境の改善を求める声が圧倒的に多くなっています。これほどの多くの市民が要求しているということは、本当に緊急に取り組むべき課題だと考えます。

地方でも暮らしていくようにする、人口流出の歯どめになる、雇用環境を整えていくことが、地域経済をよみがえらせることにもなると考えます。ぜひ須崎の雇用の場をよりよくしていくために、皆様のお知恵を集められることをよろしくお願ひいたします。

さて、6月議会で私が提案していました保育士不足解消の取り組みとして、保育士になるための奨学金制度の創設、検討されているということをきのうの御答弁の中にもありましたので、そういういた施策で効果が出ることを期待しておりますので、ぜひ取り組みのほう進めていただけますように要望いたします。

次の質問は、須崎駅についてです。

車椅子の方が須崎駅を利用する場合の対応はどうなっているのでしょうか。お聞きいたします。

○副議長（森田收三君）企画政策課長。

〔企画政策課長　國澤豊君登壇〕

○企画政策課長（國澤豊君）車椅子の方が須崎駅を利用する場合の対応につきましては、事前に須崎駅まで御連絡いただければ、駅員が介助等の対応をとっているとお聞きをしております。

なお、事前に連絡がない場合でも対応はしていただけることですが、駅員の勤務体制の関係で、すぐに対応ができないなど、お待ちしていただく場合もあるとのことで、できるだけ事前に連絡をいただければとのことありました。

○副議長（森田收三君）宮田さん。

〔12番　宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君）上分地区の市政懇談会で、車椅子のお孫さんが須崎駅を先ほどの手順で利用したと言わっていましたが、やはりエレベーターの設置をするか、横断できるようにしてもらいたいという要望が出されていました。

先日、そのお孫さんに、高校生なんですけども、お会いいたしまして、話を聞いたんですが、車椅子は自分だけではない、ほかにもいる。エレベーターがあつたら駅を利用しやすくなるので、ぜひつけてほしいとおっしゃっていました。

また、私の知り合いの80歳の女性は、須崎駅から窪川駅に行くときに、2番線まで階段を上がっておりていき、窪川駅に着いたらまた階段を上り下りして改札を出て、今度帰ってくるときは窪川駅へ行くのに、駅の構造上、上り下りして、回り道をして、もう疲れた。もう二度とJR使って窪川には行かないということを話されていました。

車椅子の方だけでなく、高齢者の方にとってもやはり須崎駅は利用しにくく、バリアフリーを求める声を多く聞きます。前回の議会でも市長がJR四国に行って要請をしているということをお聞きいたしましたが、近い場所での線路の横断、もしくはエレベーター設置について、市から幾らかの負担をすることをJRに提案してみてはどうでしょうか。お聞きいたします。

○副議長（森田收三君）市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） このエレベーターの設置につきまして、実はJR四国に行く前に、国土交通省の鉄道局に出向きました、いわゆる国の補助制度はないかという確認をいたしました。その中で、やはりこの同じ基準で3,000人という国の基準があるということでございましたが、詳しくは申せませんが、やり方によっては道があるということでございましたので、そのお話を持ってJR四国へお伺いしたわけでございます。しかしながら、やはりそのときの感触は、JR四国側は、例えば半分補助があってもなかなか半分の負担が難しいという感触でございました、田野駅の例を見ても、100%自治体が出すという形であれば、お話ができるのかなというような感触を得ております。

したがいまして、100%市が出せるかどうかという話になってこようかと思いますが、なかなかそこまでの議論が庁内でできてないし、煮詰まってないわけでございます。

もう1つは、近い場所にということでございます。近い場所ということで須崎駅に確認いたしましたが、陸橋等の付近の線路横断は、安全性の確保の面からなかなか難しいという御回答でございました。それに対してどんな設備があれば近い場所で横断ができるかということですが、なかなかJR側もこの設備があればその場所で横断が可能になるというような案がなかなかないようでございまして、このあたりは今後のお話しになるのかなというふうに思っております。

○副議長（森田收三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 線路の横断ですけども、今、多ノ郷駅は踏切を横断して下り方面と行くようになっています。多ノ郷駅、特急列車が高速で通過していくことがあります。遮断機はあるものの、無人駅です。須崎駅は高速で通過する列車はありません。まして駅員さんがいますので、須崎駅を横断することが危険というのは、私はちょっとその多ノ郷駅のことと照らし合わせてJR側の言い分はどうかなという考え方もありますが、横断する方法も1つかと思いますが、私はやはりエレベーターの設置のほうが移動しやすいと思いました、田野駅に私、エレベーターを見に行きました。田野町に問い合わせましたところ、どうやってつけたかと言ったら、県の交通施策バリアフリー化設備整備費補助金制度を使って、県から1,000万円、町が2,290万円出して、建設費3,290万円で設置することができたと聞きました。実は県のほうのそういう補助もあるということを、私、知りませんでしたが、そういうことを検討していただくこともできないでしょうか、お聞きいたします。

○副議長（森田收三君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 田野駅へ行かれたということですが、田野駅の場合は高架になっておりまして、設備としても上がる設備でいいんですけども、須崎駅の場合は2基必要になるという、上がって渡ってまた違うホームへおりるというような構造上の問題がそのまま設置費にはね返ってくるということでございまして、正確な見積もりはとっておりませんが、田野駅よりは当然割高になるというでございます。

県の1,000万円の補助をいただいても、その差額を自治体が負担するということになりま

すので、そのあたりは慎重な議論が必要であると思っております。

○副議長（森田收三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） その県の補助事業、持ち出しが多額になるかとは思いますが、また議論していただきたいと思います。

それと、先ほど市長も言われました国の補助事業を受ける場合に、1日の利用者3,000人未満駅についてはいろいろ条件があって、必要性が高いと認められる場合には採択することも可能ということで、初め、3,000人以上利用がないでできないということでしたが、実は未満でも手を挙げることができるということを知りました。それから、もちろんそれには鉄道事業者が設置するという意思がなければ始まらないので、JR四国に設置するという気持ちになってもらうために、やはり須崎市としても、要望を再び上げていただくようになつたので、要請いたします。

このバリアフリー化は本当に今國が進めていますし、須崎市でも須崎駅は土讃線発祥の駅で、歴史のある駅です。ぜひエレベーターの設置を何とかして、須崎駅を私たち市民の誇れる駅にしていただきますように要望いたしまして、私の質問を終わります。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森田收三君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 選舉管理委員会委員長に関連をお尋ねをいたします。

無効票が多かったということで、せっかく投票に行ってですね、そういう目的で無効にするという有権者の判断もあったかもしれません、中身を見たとき、開票立会人で行って、やはりこれ間違っているのではないかというふうに、用紙をね、思ったところですが。記載台をふやすことというのは、私は十分可能性があるのではないかというふうに思います。

最近、人口も減ってきたりして、投票率も下がっているというふうなことは、投票に来られる方も昔よりはやはり減ってきたというところもありますが、下の選管の今の期日前投票のあの会場も、1つは選挙区、1つは比例というふうなことで記載台を2カ所に分けてやると。そして地域地域の投票日当日に、集会所等々使ってやっていますけれども、私も老人いこいの家で投票した場合にも、十分可能性があると。そんなにどんどん待たなくていいほど投票に来られていないわけですから、やはりこっちとこっちに分けるというふうなことをぜひ検討してもらわないかんなというふうに思うところですけど、これだったら費用も要らんというふうに思いますけど、これについてはいかがでしょう。一番狭い投票所を想定されて、いかがでしょう。お答えをいただきたいと思います。

○副議長（森田收三君） 選舉管理委員会委員長。

〔選舉管理委員会委員長 松浦土佐男君登壇〕

○選舉管理委員会委員長（松浦土佐男君） お答えします。

答弁でも申し上げたと思いますけれども、期日前投票の市役所でやっておると同じ形式でやらないかんということですので、個々投票所の投票の記載台のといいますか、記載の方法は違ったらいかんということですので、例えば豊島さんが選挙されている老人いこいの家というのは、施

設的には非常に広い、余裕のある施設です。ただ、浦ノ内の南岸とかいろいろな地域に行きますと、小集落の中にあって、集会所等も非常に狭い。そういうところと今豊島さんが言われておる投票区では、できるところと、実質できないところとあるわけです。それを同じ投票の方法にせないけませんので、例えば前側に1つの候補者の分、左側に構えたら全部の投票所も同じ方法にせないけませんので、今の現状では投票区を統合して広い場所に移すとかいうことが、地域の有権者の皆さんのお理解がいただける中で投票区を統合するとかいう方法ができれば、可能性が出てくるかもわかりませんけれども、1カ所でもそういう設置が不可能な場合にはできませんので、今の現状ではちょっと困難ではないかと思っております。

○副議長（森田收三君） 豊島さん。

[13番 豊島美代子君登壇]

○13番（豊島美代子君） そういう投票所、変わるというふうなことについても、それは地域の方の理解も、議論も必要だとは思いますけれども、記載台といつてもこれぐらいの幅ですから、1台がね。1カ所に選挙区が1台、比例が1台と。あとこれだけを置くスペースというふうなことを考えたら、何とか私は工夫されるということで可能性があるんじゃないかなというふうに思っているところなんですけれども、ぜひまた前向きの方向で議論を重ねていただきたいというふうに思うところですが、これは要請にとどめておきますけれども、いかがでしょう。関連質問ですから、答弁が要りますね。これについて、お答えいただきたいと思います。

○副議長（森田收三君） 選挙管理委員会委員長。

[選挙管理委員会委員長 松浦土佐男君登壇]

○選挙管理委員会委員長（松浦土佐男君） お答えいたします。

宮田議員さん、豊島議員さんのそれぞれの質問の趣旨は、いかにして無効票を減らすかということですので、それについては選挙管理委員会としても努力しているところでございますけれども、今の現状では困難ということを申し上げましたけれども、多分、また委員会の中で、きょう御質問いただいた経緯を含めて、私は今の答弁では困難ということを申し上げておりますけれども、関連質問いただきましたので、委員会の中でまた協議もしてみたいと思っていますが、厳しい状況だとは私なりに思っておりますので、申し添えておきます。

○副議長（森田收三君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時07分 再開

○副議長（森田收三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

順次、質問を許します。柿谷悟さん。

[7番 柿谷悟君登壇]

○7番（柿谷悟君） 結の会の柿谷です。よろしくお願ひいたします。

さて、須崎市のトップリーダーとして選ばれた楠瀬市長には、リーダーとして大きな期待がかけられております。その責任の重大さと激務を担うことは、本当に大変なことだと思います。頑

張っていただきたいと思います。

20年ほど前、環境問題の研修に、宮崎県の綾町に視察に行きました。見るもの、聞くもの、驚くばかりでした。見事なまちづくりをしていました。中でも非常に感心させられたのは、元町長さん的人格のすごさでした。その胆力、剛力。土佐流でいいますと、いごっそうそのものでした。半世紀前、時の政府を向こうに回して、一歩も引かず、綾町の自然林を国の伐採計画から守り、その信念を貫いておられました。その結果が今どうなっているかというと、ますますすばらしいまちづくりが積み上げられております。ユネスコのエコパークに登録されているそうです。先日はテレビで紹介されており、3月には高知新聞に1ページ丸々使ってその全容が紹介されていました。金アユ守れと国へ抵抗。高知新聞に本当に1ページ丸々使って、現在の綾町の様子が記されておりました。その中身は、時間がありませんのでここでは控えますが、須崎市もお手本にしなければならないのではないだろうかと思います。私ももう一度視察に行きたいと思っていますし、同僚議員さんたちにも働きかけて、視察に行ければと思っています。

須崎市の将来のために、トップリーダーの存在は、その見識と決断が大きな鍵を握っております。トップリーダー、市長には、大きな責務があると思います。そのような観点から質問をさせていただきます。

さて、初めに身近なところから質問させていただきます。

市民にわかりやすい言葉で行政アプローチをするように取り組んでいただきたいと思います。元気創造課とか、子ども・子育て支援課というのがありますが、おもしろい、工夫しているなと思います。今の時点で、須崎市はどのようにわかりやすい工夫をおられるのでしょうか。いわゆるお役所言葉は、市民にはとてもわかりにくいと思いますが、窓口に来られる方々や、須崎市広報などの情報提供にどのような工夫をおられますでしょうか。お聞きいたします。

○副議長（森田收三君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 行政の事務や事業につきましては、基本的に法律や政令、条例などに基づいておりませんので、公文書など一般的にはなじみの少ない用語や表現が用いられている場合が多くなることもありますし、わかりづらいとの御指摘につきましては、市民の皆様にとりましても同様のことが言えるのではないかと推察されるところでございます。

議員の皆様、市民の皆様とともに、市政を推進していく上におきましても、お役所言葉により、お互いの理解・認識に行き違いやすれ、誤解が生じることがないようにすべきと考えておりますが、現時点でお示しできる具体的な取り組み例はないのが現状でございます。

○副議長（森田收三君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 東京の町田市や葛飾区などでは、「見直そう！ “伝わる日本語” 推進運動」というのに取り組み始めたという朝日新聞の報道がありました。

住民参加型の企画に参加した高校生たちから、専門用語が多く、理解できないなどの声があつたことから、取り組みが始まったそうです。例えば、住民票の異動は住所変更、転出はお引越し、低年齢児などは年齢を明確に記す。扶助などの専門用語は使わない。そのように新聞報道では紹

介されていました。日本語教育の専門家をアドバイザーに迎えて、ホームページなどの表現の改善を試みたそうです。今後、こんな身近なところにも取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（森田收三君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） おっしゃるとおりだと思っておりまして、情報というのは、出しただけで伝わってなかつたら、情報発信にならないわけでございます。そういう意味で、やはりそういう壁といいますか、があれば、それを取り除く努力をしていきたいというふうに思っております。

○副議長（森田收三君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） ぜひ具体的に取り組んでいただきたいと思います。

さて、先日、子ども議会が行われました。子供たちの率直、するどい質問が続いたと思います。市長の感想はいかがでしたでしょうか。また、彼らの質問をどのように今後の市政に活用されようとしていますでしょうか。お聞きいたします。

○副議長（森田收三君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 子ども議会についての感想でございますが、やはりそれぞれが学校の皆さんで議論されて、非常に子供たちの目からの市政への要望ということで、非常に新鮮でありまして、また頼もしくもあったと感じております。また、その生徒さんたちが、どんなお考えを持っておるかということを知るよい機会になっておるとも考えております。

生かし方でございますが、過去の例でございますが、例えば、すさきがすきさPR曲ができました。このPR曲や東京銀座の高知県のアンテナショップ、まるごと高知でございますが、でのPR活動の予算、あるいは一番記憶に新しいものとして、朝ヶ丘中学校から空調設備の要望がございまして、本年度の早い段階で、全校の普通教室に整備することができたわけでございます。

国の補助金制度ができたことが大きいといったとしても、子ども議会での声に応えたいという思いが背景にあったことは間違いございません。ほかにもございますが、時間がかかることもあるものの、必要と思うことはなるだけ実現しようと思っておりますので、これからもたくさんの御提案をいただければというふうに考えております。

○副議長（森田收三君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） ありがとうございます。本当に子供たちの率直な意見・提案・要望、具体的にそれが施策になっていけば、子供たちにも大きな励みになると思います。

今や全国で住民参加型の取り組みは活発に行われています。活発なまちづくりの重要なポイントだと思います。須崎市ではどのような形で住民参加型の取り組みがなされているのでしょうか。お聞きいたします。

○副議長（森田收三君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 市政への参加につきましては、個人・団体を問わず、さまざまな形態があるものと考えております。具体的には、市政懇談会を初め、各政策の形成過程における委員会等への参加や、パブリックコメントなどが市民参加のわかりやすい形だと思いますし、アンケート調査への回答や市に対する意見や要望など、また地域でのさまざまな行事や活動への参加等も、まちづくりにつながる1つの参加の形ではないかと思っております。

このように、あらゆる場面で市民の皆様に御参加をいただいているものと考えておりますので、今後とも市政に関するわかりやすい情報提供や、市民の皆様の御意見やお考えをお聞きする機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（森田收三君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） ありがとうございます。パブリックコメントという言葉が出てまいりましたが、私の想定では、図書館のことについてとか、防災のことについてとか、住民参加で積極的に意見を聞いて、計画を立て、進めようとしておられると思うのですが、その図書館や防災の点について、少し触れていただけないでしょうか。

○副議長（森田收三君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 図書館の構想につきましては、ワークショップという形で、市民の皆様から募集した方々が集まつていただいて、昨年3回行いました。それで素案みたいなものをつくりまして、今年度の予定ではまたワークショップを開かせていただいて、今後の進め方等を市民の方と一緒につくっていくということにしております。

また、防災につきましては、基本的には自主防災組織、自助・共助の部分を強くしていきたいということで、自主防災組織に対する補助金制度なども創設をしてきたわけでございますが、こちらのほうの活性化をぜひ今後とも図っていきたいというふうに考えておりますが、こちらのほうは、自主防災の活動に住民の方が参加をいただくということが大前提になってまいりますので、そのような機運づくりも含めて、まだまだ努力をしていかなければならないというふうに思っております。

○副議長（森田收三君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） ありがとうございます。

今や全国的に国民の政治への関心が薄れ、選挙の投票率の低さ、地方議員選挙への立候補者のなり手不足は、深刻な社会問題となっています。私は、市議会において、この短い期間に議会改革調査特別委員会の一員として、さまざまな話し合いに参加してきました。須崎市議会においても、いろいろな工夫をしながらも、なかなか有効な方を見出せない現状があります。

全国の市町村はどのように取り組んでいるのだろうかと思って調べてみましたが、あっと驚くような取り組みをしている市町村が結構たくさんありました。市町村、教育委員会、議会が、それぞれに真剣勝負で取り組んでおり、実績を上げている市町村も多くありました。決して乗り越えられない壁ではないんだと、希望と勇気をいただいたように感じました。

キーワード、鍵の言葉は、住民参加にあるようです。2、3の例を紹介してみたいと思います。岐阜県の可児市、ここでは高校生議会がもたれており、県から190万円の助成費が予算化されて、NPO法人への委託の形で、着実に実施・継続されています。1回限りの質問や要望で終わるのではなく、実際に提案が実現するまでの過程を体験していく若者たちは、政治に無関心な大人にはならないと思われます。

越谷市では、市議会が中心となり、越谷市と教育委員会が協力していく形で学生会議が実施されており、そこでは36万6,000円余りの予算が計上されているそうです。中身もなかなかのもので、質問の通告があり、答弁書作成があり、通常の議会スタイルをしっかりと踏んでいるそうです。越谷市では、この学生議会が開かれた議会活動となり、市議会にも新しい風を吹き込んでいるそうです。市長席、教育長席で一部始終を見聞きしている市長、教育長にも、新鮮な影響を与えていたいと思うです。

犬山市では、市民が議会で5分間スピーチする市民フリースピーチ制度というのを実施しているそうです。長野県飯綱町では、政策サポーター制度というのがあって、住民参加の場を用意しているそうです。

中でも感心したのは、愛知県新城市の若者議会です。穂積亮次という強力なリーダーシップを持つ市長によって、1,000万円を限度とした予算をつけて、行政、議会への政策提言が、提案ができる議会です。企画部まちづくり推進課という市のその課が中心となって、さまざまな提案を実現しているそうです。例えば、図書館リノベーション、若者の文化的な発表の場をつくる、バスの利用促進プロジェクト、地域とかかわる若者防災事業、教育プランティング事業などなど、さまざまな事業を、若者の発想とやり方で実現させています。つい最近では、1,000万円の予算の中で、たしか970万円ぐらいそれを使って実行されていると記されました。新城市では、この若者議会に市議会は挨拶程度のかかわりしかなく、行政の強いリーダーシップで実施されています。トップリーダーの理念と見識と決断力が重要なんだと思わせられるところです。新城市には、全国から視察が相次いでいるそうです。近い日に私も視察に行きたいと願っているところですが、計画が具体化していきましたら、市の職員さん方も御一緒に視察に行くということもいいのではないかと思っているところです。

そこで市長への質問です。

住民参加型の方策を立てて、市民が積極的に須崎市の行政に関心を持ち、かつ、やがては議員選挙の立候補につながるような、そんな取り組みをなさる姿勢は、お考えはありませんでしょうか。お聞きいたします。

○副議長（森田收三君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 住民参加型の市政ということでございまして、非常に大事な観点かと思っております。

須崎市なりに今展開しておることが一部当てはまるのかなと思って御質問を聞いておりましたが、例えば浦ノ内の自主組織、これは公民館を中心として、自分たちの地域課題を自分たちで解消していくという取り組みでございまして、それに対して市も予算を出して、活動していただ

く活動費を予算化させていただいております。それをもって地域をつくっていくということでございます。ただ、青年層に対する取り組みではございませんので、この点、御質問の趣旨と少し外れる部分もあるかと思います。

青年層に対しまして、実は去年まではゆめのあるまちづくり応援事業ということで、例えば朝ヶ丘中学校、須崎中学校から、プレゼンテーションをいただきて、それに対して予算づけをするということも去年まではやっておりましたが、ことし、ちょっと中断しております。そういうことも含めまして、やはり御指摘の点は非常に重要な点だと思いますので、今後とも新たな展開ができるように、議会の御協力も必要かとは思いますけども、考えていただきたいというふうに思っております。

○副議長（森田收三君）　柿谷さん。

〔7番　柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君）　ありがとうございます。ぜひ、若者に限らず、住民の方々が行政の働きに参加する機会をたくさんつくっていただき、またその提案・要望、そのようなことを具体的に具体化していく、そこに予算を投入していく。そういう形で行政と市民の間が、間隔が遠くならないように、身近なものと感じられるように、住民参加型のいろんなプログラムを用意していただきたいと願うものです。

次に、子ども議会について細木教育長にお尋ねいたします。

先日の子ども議会は、教育委員会の主催で行われているそうです。準備など、いろいろ大変だったと思います。御苦労さまでした。これは長く継続して行われていると思いますが、教育委員会としてどのようにお考えになっておられるのでしょうか。1、子ども議会の目的は何でしょうか。2、その成果はいかがなものでしょうか。お聞きいたします。

○副議長（森田收三君）　教育長。

〔教育長　細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君）　お答え申し上げます。

子ども議会は、キャリア教育の一環として、市議会の一般質問に準じまして、この本会議場におきまして、児童生徒と市長初め市幹部職員とが質疑、討論をすることを通じまして、子供たちに議会や行政の仕組み等に関心を持っていただくことを目的として、実施をいたしております。また、質問や提案の取りまとめ作業を行うことによりまして、須崎市の将来について考えていただくとともに、課題や夢について考える機会を与えるというようなこともあわせて目的といたしております。

成果ということでございますけれども、なかなか具体的にこれが成果だというふうに言えるものはないというふうにも思うんですが、子供たちが自分たちの住む地域を見詰め直し、それらをよりよくするために、自分の意見をまとめ、提言することを通して、地域の将来について考えていくと。そういう大変よい機会になっているというふうにも考えておりますし、さらには自分の考えを伝え、その回答を受けとめることによりまして、貴重な社会性を育む機会になっているものというふうにも考えております。

○副議長（森田收三君）　柿谷さん。

[7番 柿谷悟君登壇]

○7番（柿谷悟君） ありがとうございます。

子ども議会は小中学生が対象です。私は、高校生議会についてお聞きしたいと思いますが、高校生となると、県の教育委員会の管理下にあると思いますが、大学のない須崎市において、高校生の存在は貴重な若者であると思います。県の教育委員会の管理下にはあるのですが、この須崎市の若者を用いて、高校生議会を準備していく、そのようなお考えはないか、お聞きしたいと思います。

全国では、高校生議会、学生議会、若者議会、いろいろな取り組みがあります。それぞれの市町村では、若者が出ていく、離れていくということの対策への一環として考えて取り組んでいるようです。須崎市では、これまで高校生議会の取り組みはありましたでしょうか。高校は県の教育委員会の管轄下にあるから対応できないというのではなく、大学のない須崎市では、この貴重な若者たちに須崎市をよりよくするための取り組みをしてもらうチャンスを与えることを考える必要ではないでしょうか。教育委員会だけの取り組みだけではなく、市も議会も一緒になって新しい取り組みにチャレンジしていくべきではないかと考えるものです。教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（森田收三君） 教育長。

[教育長 細木忠憲君登壇]

○教育長（細木忠憲君） 柿谷議員御指摘のとおり、高校生の存在あるいは彼らの活動と申しますものは、須崎市にとりまして、さまざまな意味で大きな効果をもたらしているところでございます。御案内のとおり、一例で申しますと、例えばドラゴンカヌーでありますとか、防災面での活動でございますとか、さまざまな効果を生んでいるところでございまして、そういう意味では非常に感謝をいたしております。

さて、高校生議会という御指摘をいただきましたけども、これまで子ども議会に、毎年各高等学校に対しまして参加要請をいたしているところでございます。ちなみに平成27年度には須崎高校と須崎工業高校、平成28年度には明徳義塾高校を加えました3校が参加をいただいておりますし、平成29年度、30年度は須崎工業高等学校に御参加をいただいております。

○副議長（森田收三君） 柿谷さん。

[7番 柿谷悟君登壇]

○7番（柿谷悟君） 実績があるということですけども、平成27年に2校、28年には明徳も入れてそのような取り組みをしておられるということで、今後もぜひ若い人たちの意見・提言を具体的に市の行政に反映させていく、そのような取り組みをしていただきたいと願うものです。

市長はこの点、どのようにお考えなさるでしょうか。所感をお聞きいたします。

○副議長（森田收三君） 市長。

[市長 楠瀬耕作君登壇]

○市長（楠瀬耕作君） ゼひ高校生の皆さんも子ども議会、子ども議会という名称がいいか悪いかは議論あるところでございますが、従来参加していただいておりましたので、積極的に参加をいただきたいというふうに思っておりまして、今後におきましても参加要請を続けてまいりたいと

思っております。

○副議長（森田收三君）　柿谷さん。

〔7番　柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君）　ありがとうございます。

それでは次に食糧問題について、市長、教育長にお聞きいたします。

日本の食料自給率が、また下がりました。2018年度の集計結果は過去最低の37.33%です。須崎で生活していましたら、野菜をいただく、魚をいただく、イノシシの肉まで回ってくる。外国から63%も食料を輸入しているという実感は持てません。スーパーマーケットには食料があふれるほど積み上げられており、日本人は飽食と大量食べ残しの民族となっています。

昨晩、インターネットで少し調べておきましたら、日本人の食べ残しで、世界の飢餓の人たちを2倍養えるという言葉が出てまいりました。

このような飽食の国となっておりますが、あすのことは誰にもわかりません。戦争、地震、津波、飢饉。自分の国の食料確保のために、今後、日本には輸出はいたしませんと、そんなことになってしまったら、日本はたちまち飢餓状態になってしまいます。

新聞各紙は連日のように食料自給率の低下について報道していますが、どれほどの人がこれに心をとめ、危機感を感じているでしょうか。日本人は平和ボケしていると言われますが、飽食ボケしていると言われても仕方がない現状ではないでしょうか。

現在、政府はアメリカが求める農産物輸入の拡大を進めようとしています。ますます自給率が下がってしまうでしょう。このような現状の中で、須崎市はどのような姿勢でこの食料自給率低下の問題に対応しようとしておられるでしょうか。市長の所感をお聞きしたいと思います。

○副議長（森田收三君）　市長。

〔市長　楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君）　食料自給率についての御質問でございます。

以前読んだ本の中で、農産物を輸入するということは水を輸入することと一緒にすると。つまり、例えば小麦を育てるときに水が要ると。あるいはほかの植物もそうです。農産物もそうなんですが、要は水を輸入することと一緒にあって、たしか琵琶湖の水の3倍か4倍のものを輸入していることに等しいということを書いた本がございまして、非常に印象に残っておるんですけども、そういう意味で、やはり日本の国として食料自給率を一定引き上げていくということは大切なことではないかと。世界の中の日本としての位置づけを見ても、非常に大切なことではないかというふうに思っております。

当市の取り組みということでございますが、具体的な取り組みとして、これをやっておるんで食料自給率が上がるというような取り組みは残念ながら行っておりませんが、例えば農業に対して生産力を上げていくというようなことに予算を割いておるということとか、あるいは今後、先ほど御指摘のあった食品ロスであるとか食材の地産地消、食育も含めてですが、そういう取り組みが考えられると思いますので、この点も今後進めていければというふうに思っております。

○副議長（森田收三君）　柿谷さん。

〔7番　柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） ありがとうございます。

さて、10月16日は国連が定めた世界食料デーの日です。1981年、国連が世界の食糧問題を考える日として制定したものです。この世界の食糧問題を考えよう、飢餓と貧困問題の解決に取り組もうという啓発活動のために、世界食料デー大会を日本では各地で実施されています。昨年は29カ所で実施されました。四国では須崎市だけで行われました。須崎市での大会は、これで17回を数えるものです。当初は、須崎市・須崎市教育委員会との共催で行われておりましたが、現在は後援をしていただいている。これは、とても意義深いことだと考えています。この啓発活動は、国連食糧農業機関の後援を受けて、ハンガーゼロというNGO非政府組織が主催して全国で実施しているものです。この大切な啓発活動は、今後も地道に継続していくべきものだと思っています。

昨日は市長から持続可能な開発目標SDGsについて、答弁の中で語っておられました。SDGsというのは、2001年に策定されたミレニアム開発目標の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標ということです。持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成されて、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。SDGsは、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル、普遍的なものであり、日本としても積極的に取り組んでいますと記されていました。

その17のゴールの中には、飢餓、貧困、安全な水というものもありました。市長がこの持続可能な開発目標を大事にしているということを聞いて、大変心強く思いました。この世界食料デー、食糧問題とその啓発活動についての市長の所感をお聞きいたします。

○副議長（森田收三君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 国連が定めました世界の食糧問題を考える日であります10月16日には、世界食料デー大会を初め、さまざまなイベントや啓発活動が行われる中、柿谷議員御案内のように、須崎世界食料デー大会は、四国では唯一の開催ということでございまして、個人的にはなかなか接することのない、世界に広がる栄養不良、飢餓、貧困を考える貴重な機会を御提供いただいていることにつきまして、実行委員会を初め関係各位の御尽力に対しまして、敬意を表すところでございます。

今後とも継続した取り組みによりまして、さらに広がっていくことで問題解決に一歩でも近づくことができるよう願っておるところでございます。

○副議長（森田收三君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） ありがとうございます。どうぞ今後も継続して御支援をいただき、この啓発活動、取り組んでいただきたいと思います。

次に、教育長にお聞きいたします。

この啓発活動に、教育委員会もずっと後援をしてくださり、会場費の減免、小中学校で啓発チラシを受け取っていただいたり、協力をいただいている。

平成31年度の須崎市教育行政方針の中に、5番目、健康・体力づくりの項目がありました。食育の推進という目標が記されておりました。食に関する指導を通して、食事の大切さを見直すとともに、学校給食における地産地消の推進に努めますとありました。現在、食育がとても重要なところだと思っていますが、具体的にどのような食育を進めておられるのでしょうか。教育長にお聞きいたします。

○副議長（森田收三君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） どのような食育に取り組んでいるかという御質問でございますけども、各学校におきましては、食に関する指導の全体計画というものを立てておりまして、それに沿った年間の指導を行っているところでございます。

学習指導要領でございますとか、食育基本法、あるいは食育推進基本計画等に基づきまして、それぞれの学校の学校教育目標に沿った食に関する指導の目標というようなものを定めまして、その年間計画によりまして各学年の指導目標を定め、目標達成に向けて各分野での学習並びに指導等を行っているところでございます。

例えば、低学年でございますと食べ物に興味を持つこととか、あるいは食べ物の名前を知ることとか、食事のマナー、あるいはみんなで楽しく食べるということができるような指導というようなことを目標に掲げて取り組んでいるところでございます。また、関連する教科の授業におきまして、食育や健康に関する学習を行うことを通じまして実施をしているところでございます。さらには家庭に対しましては、学校だよりや給食だより、あるいは献立表の配布などを通しまして、家庭へも食育を共有していただいているところでございます。

○副議長（森田收三君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） ありがとうございます。ぜひ今後も積極的にこの食べ物の大切さ、食育に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、このハンガーゼロというNGO非政府組織は、食育に関して専門の講師が子供たちにもわかりやすく教える、そのようなプログラムも持っております。近い将来、講師をお招きして、食育に積極的に具体的に取り組むことを考えなさったらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○副議長（森田收三君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） そういう意味での専門家というものを活用して食育をやったということがございませんので、今後検討させていただきたいと考えております。

○副議長（森田收三君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） ありがとうございました。

いろんな課題が山積していることですけれども、ぜひこのまちの活性化のために、住民参加型のさまざまな取り組み、そして学校における食育に関しての積極的な取り組みを提案して、私の

質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（森田收三君） 以上で、一般質問を終結いたします。

日程第2 市議案第15号

○副議長（森田收三君） 日程第2、市議案第15号平成30年度須崎市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

○副議長（森田收三君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森田收三君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○副議長（森田收三君） ただいま議題となっております市議案第15号は、総務委員会に付託いたします。

日程第3 市議案第16号

○副議長（森田收三君） 日程第3、市議案第16号平成30年度須崎市巡航船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

○副議長（森田收三君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森田收三君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○副議長（森田收三君） ただいま議題となっております市議案第16号は、総務委員会に付託いたします。

日程第4 市議案第17号

○副議長（森田收三君） 日程第4、市議案第17号平成30年度須崎市バス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

○副議長（森田收三君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森田收三君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○副議長（森田收三君） ただいま議題となっております市議案第17号は、総務委員会に付託いたします。

日程第5 市議案第18号

○副議長（森田收三君） 日程第5、市議案第18号平成30年度須崎市スクールバス特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

○副議長（森田收三君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森田收三君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○副議長（森田收三君） ただいま議題となっております市議案第18号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第6 市議案第19号

○副議長（森田收三君） 日程第6、市議案第19号平成30年度須崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

○副議長（森田收三君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森田收三君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○副議長（森田收三君） ただいま議題となっております市議案第19号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第7 市議案第20号

○副議長（森田收三君） 日程第7、市議案第20号平成30年度須崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

○副議長（森田收三君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森田收三君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○副議長（森田收三君） ただいま議題となっております市議案第20号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第8 市議案第21号

○副議長（森田收三君） 日程第8、市議案第21号平成30年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

○副議長（森田收三君） これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○副議長（森田收三君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○副議長（森田收三君） ただいま議題となっております市議案第21号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第9 市議案第22号

○副議長（森田收三君） 日程第9、市議案第22号平成30年度須崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

○副議長（森田收三君） これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○副議長（森田收三君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○副議長（森田收三君） ただいま議題となっております市議案第22号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第10 市議案第23号

○副議長（森田收三君） 日程第10、市議案第23号平成30年度須崎市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

○副議長（森田收三君） これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○副議長（森田收三君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○副議長（森田收三君） ただいま議題となっております市議案第23号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第11 市議案第24号

○副議長（森田收三君） 日程第11、市議案第24号平成30年度須崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

○副議長（森田收三君） これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○副議長（森田收三君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○副議長（森田收三君） ただいま議題となっております市議案第24号は、教育民生委員会に付

託いたします。

日程第12 市議案第25号

○副議長（森田收三君）　日程第12、市議案第25号平成30年度須崎市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

○副議長（森田收三君）　これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○副議長（森田收三君）　質疑なしと認めます。

△委員会付託

○副議長（森田收三君）　ただいま議題となっております市議案第25号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第13 市議案第26号

○副議長（森田收三君）　日程第13、市議案第26号須崎市立地適正化計画に基づく事前防災の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

○副議長（森田收三君）　これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○副議長（森田收三君）　質疑なしと認めます。

△委員会付託

○副議長（森田收三君）　ただいま議題となっております市議案第26号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第14 市議案第27号

○副議長（森田收三君）　日程第14、市議案第27号須崎市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○副議長（森田收三君）　これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○副議長（森田收三君）　質疑なしと認めます。

△委員会付託

○副議長（森田收三君）　ただいま議題となっております市議案第27号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第15 市議案第28号

○副議長（森田收三君）　日程第15、市議案第28号須崎市社会福祉法人への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○副議長（森田收三君）　これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○副議長（森田收三君）　質疑なしと認めます。

△委員会付託

○副議長（森田收三君）　ただいま議題となっております市議案第28号は、総務委員会に付託いたします。

日程第16　市議案第29号

○副議長（森田收三君）　日程第16、市議案第29号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

○副議長（森田收三君）　これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○副議長（森田收三君）　質疑なしと認めます。

△委員会付託

○副議長（森田收三君）　ただいま議題となっております市議案第29号は、総務委員会に付託いたします。

日程第17　市議案第30号

○副議長（森田收三君）　日程第17、市議案第30号須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○副議長（森田收三君）　これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○副議長（森田收三君）　質疑なしと認めます。

△委員会付託

○副議長（森田收三君）　ただいま議題となっております市議案第30号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第18　市議案第31号

○副議長（森田收三君）　日程第18、市議案第31号須崎市水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○副議長（森田收三君）　これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○副議長（森田收三君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○副議長（森田收三君） ただいま議題となっております市議案第31号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第19 市議案第32号

○副議長（森田收三君） 日程第19、市議案第32号令和元年度須崎市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

○副議長（森田收三君） これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○副議長（森田收三君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○副議長（森田收三君） ただいま議題となっております市議案第32号は、それぞれの委員会に分割して付託いたします。

日程第20 市議案第33号

○副議長（森田收三君） 日程第20、市議案第33号令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

○副議長（森田收三君） これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○副議長（森田收三君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○副議長（森田收三君） ただいま議題となっております市議案第33号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第21 市議案第34号

○副議長（森田收三君） 日程第21、市議案第34号令和元年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

○副議長（森田收三君） これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○副議長（森田收三君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○副議長（森田收三君） ただいま議題となっております市議案第34号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第22 市議案第35号

○副議長（森田收三君）　日程第22、市議案第35号令和元年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

○副議長（森田收三君）　これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森田收三君）　質疑なしと認めます。

△委員会付託

○副議長（森田收三君）　ただいま議題となっております市議案第35号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第23 市議案第36号

○副議長（森田收三君）　日程第23、市議案第36号須崎市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

○副議長（森田收三君）　これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森田收三君）　質疑なしと認めます。

△委員会付託

○副議長（森田收三君）　ただいま議題となっております市議案第36号は、総務委員会に付託いたします。

日程第24 市議案第37号

○副議長（森田收三君）　日程第24、市議案第37号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

○副議長（森田收三君）　お諮りいたします。本案は先例に従い質疑及び委員会への付託、討論を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森田收三君）　御異議なしと認めます。よって、質疑及び委員会への付託、討論を省略することに決しました。

△採決

○副議長（森田收三君）　これより、市議案第37号を採決いたします。

本案は原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森田收三君）　御異議なしと認めます。よって市議案第37号は原案に同意することに

決しました。

日程第25 市議案第38号

○副議長（森田收三君）　日程第25、市議案第38号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

○副議長（森田收三君）　お諮りいたします。本案は先例に従い質疑及び委員会への付託、討論を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（森田收三君）　御異議なしと認めます。よって、質疑及び委員会への付託、討論を省略することに決しました。

△採　決

○副議長（森田收三君）　これより、市議案第38号を採決いたします。

本案は原案に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（森田收三君）　御異議なしと認めます。よって市議案第38号は原案に同意することに決しました。

日程第26 市議案第39号

○副議長（森田收三君）　日程第26、市議案第39号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

○副議長（森田收三君）　これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○副議長（森田收三君）　質疑なしと認めます。

△委員会付託

○副議長（森田收三君）　ただいま議題となっております市議案第39号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第27 請願の付託

○副議長（森田收三君）　日程第27、請願の付託を行います。

今回受理いたしました請願第1号は、教育民生委員会に付託いたします。

各常任委員会は、さきに付託いたしました議案とともに御審査の上、来る9月24日の本会議に御報告できますようお願ひいたします。

○副議長（森田收三君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。あす12日から9月23日までは委員会審査等のため休会し、9月24日に会議を開きたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（森田收三君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

9月24日の議事日程は議案並びに請願の審議であります。開議時刻は午前10時。

本日はこれにて散会いたします。

午後 0時11分 散会

令和元年第457回須崎市議会9月定例会請願文書表

請願番号	受理年月日	件名	提出者 住所・氏名	付託委員会
1	(令和) 元. 9. 5	教職員の長時間過密労働解消のため、1年単位の変形労働時間制の導入ではなく、定数の抜本改善を求める請願	高知県須崎市妙見町9-17 高岡教育会館内 須崎市教職員組合 代表 松田 光 紹介議員 森田 收三	教育民生委員会

第457回須崎市議会9月定例会会議録

議事日程

令和元年9月24日（火曜日）午前10時開会

- 第1. 市議案第15号 平成30年度須崎市一般会計歳入歳出決算の認定について
市議案第16号 平成30年度須崎市巡航船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
市議案第17号 平成30年度須崎市バス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
市議案第18号 平成30年度須崎市スクールバス特別会計歳入歳出決算の認定について
市議案第19号 平成30年度須崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
市議案第20号 平成30年度須崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
市議案第21号 平成30年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
市議案第22号 平成30年度須崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
市議案第23号 平成30年度須崎市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
市議案第24号 平成30年度須崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
市議案第25号 平成30年度須崎市水道事業会計決算の認定について
市議案第26号 須崎市立地適正化計画に基づく事前防災の推進に関する条例の制定について
市議案第27号 須崎市印鑑条例の一部を改正する条例について
市議案第28号 須崎市社会福祉法人への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
市議案第29号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について
市議案第30号 須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
市議案第31号 須崎市水道給水条例の一部を改正する条例について
市議案第32号 令和元年度須崎市一般会計補正予算（第2号）について
市議案第33号 令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
市議案第34号 令和元年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
市議案第35号 令和元年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
市議案第36号 須崎市過疎地域自立促進計画の変更について
市議案第39号 工事請負契約の締結について
請願第1号 教職員の長時間過密労働解消のため、1年単位の変形労働時間制の導入ではなく、定数の抜本改善を求める請願

第2. 市議案第40号 物品購入契約の締結について

第3. 議会議案第7号 教職員の長時間過密労働解消のため、1年単位の変形労働時間制の導入
ではなく、定数の抜本改善を求める意見書の提出について

第4. 閉会中の事務調査について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

出席議員

1番 吉野 寛招君	2番 佐々木 學君
3番 西村 泰一君	4番 大崎 稔君
5番 西山 慶君	6番 松田 健君
7番 柿谷 悟君	8番 高橋 祐平君
9番 土居 信一君	10番 高橋 立一君
11番 海地 雅弘君	12番 宮田 志野君
13番 豊島美代子君	14番 森田 收三君
15番 大崎 宏明君	

説明のため出席した者

市長 楠瀬 耕作君	副市長 横畠 浩治君
会計管理者兼会計課長 中谷 卓也君	総務課長 梅原健一郎君
企画政策課長 國澤 豊君	プロジェクト推進室長 奥田 史雄君
元気創造課長 西森 茂幸君	人権交流センター所長 久万 敏幸君
地震・防災課長 岡本 憲仁君	税務課長兼固定資産評価員 北川 幸一君
市民課長 馬場 砂織君	長寿介護課長 吉本加津代君
健康推進課長 森光 澄夫君	環境保全課長 嶋崎 貴寿君
農林水産課長 楠瀬 晃君	建設課長 里見 浩志君
住宅・建築課長 小野修一郎君	福祉事務所長 井上 幸一君
水道課長 宮本 文彦君	教育長 細木 忠憲君
学校教育課長 北川 洋子君	生涯学習課長 西田 功君
海洋スポーツパーク構想推進監 高橋 孝典君	子ども・子育て支援課長 中山 明君

事務局職員出席者

局長 小野 昌司君
主監 濱田 尚己君

次長 池田知佐子君

午前10時 開議

○議長（大崎宏明君） これより本日の会議を開きます。

○議長（大崎宏明君） 御報告いたします。

本日、市長より市議案第40号の提出がありましたので、御報告いたします。また、議員より議会議案第7号の提出がありましたので、それぞれその写しをお手元にお配りしております。

須総発第 191 号

令和元年9月24日

須崎市議会議長 大崎 宏明 様

須崎市長 楠瀬 耕作 印

議案送付について

令和元年9月4日招集の須崎市議会定例会に提出する下記議案を送付しますので、付議してください。

記

市議案第40号 物品購入契約の締結について

（議会議案第7号）

令和元年9月24日

須崎市議会議長 大崎 宏明 様

提出者	須崎市議会議員	高橋 立一
賛成者	須崎市議会議員	西山 慶
〃	〃	柿谷 悟
〃	〃	高橋 祐平
〃	〃	宮田 志野
〃	〃	豊島 美代子

議案提出について

下記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

記

教職員の長時間過密労働解消のため、1年単位の変形労働時間制の導入ではなく、定数の抜本改善を求める意見書の提出について

日程第1 市議案第15号から第36号、第39号、請願第1号

○議長（大崎宏明君） 日程第1、市議案第15号から第36号、市議案第39号の23議案、今議会付託されました請願第1号の1件、これら24件の議案及び請願を一括議題といたします。

△委員長報告

○議長（大崎宏明君） これより順次委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長、松田健さん。

令和元年9月17日

須崎市議會議長 大崎 宏明 様

総務委員長 松田 健

委員会審査報告書

本委員会に付託事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第110条の規定により報告します。

記

市議案第15号 平成30年度須崎市一般会計歳入歳出決算の認定について 原案認定

市議案第16号 平成30年度須崎市巡航船事業特別会計歳入歳出決算の認定について

原案認定

市議案第17号 平成30年度須崎市バス事業特別会計歳入歳出決算の認定について 原案認定

市議案第28号 須崎市社会福祉法人への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について 原案可決

市議案第29号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について 原案可決

市議案第32号 令和元年度須崎市一般会計補正予算（第2号）について《分割》 原案可決

市議案第36号 須崎市過疎地域自立促進計画の変更について 原案可決

〔総務委員会委員長 松田健君登壇〕

○総務委員会委員長（松田健君） 皆さん、おはようございます。

今議会、総務委員会に付託されました議件につきまして、審査の結果と経過の御報告をいたします。

市議案第15号平成30年度須崎市一般会計歳入歳出決算の認定について、執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。

質疑では、東京オリンピック・パラリンピックが終わった後の関連事業の見通しについて、産学官連携地方創生事業の調査結果やその公表について、また農業や漁業の新規就業者等への支援策について、また住宅使用料滞納者への対応について、また通園バスの乗車の状況についてなどの質問がされ、執行部から答弁がありました。

審査の中で、委員から、海洋スポーツパーク構想の予算は多大な設備投資と今後の維持費が須崎市の財政を圧迫するのではないかという観点から、予算自体に反対したこと、また、産学官連

携地方創生事業についても、この事業は須崎市から手が離れないのではという懸念があり、この決算の認定については賛成できないという意見が出され、挙手による採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、市議案第16号平成30年度須崎市巡航船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、市議案第17号平成30年度須崎市バス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての2議案につきまして、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、市議案第28号須崎市社会福祉法人への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部からの説明を受け、慎重に審査を進めました。

質疑では、派遣期間や想定している派遣先や派遣する時期について質問があり、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第29号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第32号令和元年度須崎市一般会計補正予算（第2号）について、当委員会付託分について執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。

質疑では、地域おこし協力隊の活動の目的などについてや、プレミアム付き商品券発行事業の詳細や周知方法について質問がされました。

執行部から、集落にはイノシシ等を解体する人材はいるが、加工や販路拡大を担う人材を必要としており、安定した運営が図れるよう、浦ノ内地区の集落活動センターの取り組みの1つとして、地域おこし協力隊を配置すると答弁がありました。

また、プレミアム付き商品券につきましては、購入希望者から来年1月末まで申請を受け付け、該当する方に10月1日から来年2月末までの期間に商品券を販売し、須崎市の登録された事業所や量販店で商品券を使用できること、また、周知方法について、個別通知を行う予定はないとの答弁がありました。

審査の中で、委員から、プレミアム付き商品券発行事業費については、消費税を10%に増税するための対策であり、消費税増税に反対であること、また、この事業の対象者の範囲に問題があることを指摘するという意見が出され、挙手による採決の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第36号須崎市過疎地域自立促進計画の変更について、執行部からの説明を受け、慎重に審査を進めました。

質疑では、変更箇所の特徴的な部分の説明を求め、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で御報告を終わりますが、どうか御審議の上、適當な御決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 産業建設委員会委員長、海地雅弘さん。

令和元年9月13日

須崎市議会議長 大崎 宏明 様

産業建設委員長 海地 雅弘

委員会審査報告書

本委員会に付託事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第110条の規定により報告します。

記

市議案第21号 平成30年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
市議案第22号 平成30年度須崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
市議案第23号 平成30年度須崎市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
市議案第25号 平成30年度須崎市水道事業会計決算の認定について	原案認定
市議案第26号 須崎市立地適正化計画に基づく事前防災の推進に関する条例の制定について	原案可決
市議案第31号 須崎市水道給水条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第32号 令和元年度須崎市一般会計補正予算（第2号）について《分割》	原案可決
市議案第33号 令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
市議案第34号 令和元年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
市議案第39号 工事請負契約の締結について	原案可決

〔産業建設委員会委員長 海地雅弘君登壇〕

○産業建設委員会委員長（海地雅弘君） おはようございます。

今議会、産業建設委員会に付託されました議件につきまして、審査の経過と結果の御報告をいたします。

まず、市議案第21号平成30年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、執行部からの説明を求め、慎重に審査を進めました。

質疑では、委員から滞納者に関しての指導状況、債権回収の現在と今後の取り組みについて質問が出されました。

執行部から、滞納者への指導状況については、日ごろから文書送達、電話催告にあわせて訪問などを行い、今後も弁護士に相談しながら法的措置も含めた個々の案件に対応していきたい旨の説明があり、慎重審査の結果、これを適切と認め、全会一致で、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、市議案第22号平成30年度須崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、執行部からの説明を求め、慎重に審査を進めました。

質疑では、委員から公共下水道区域内の新たな接続件数や供用率について質問が出されました
が、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、市議案第23号平成30年度須崎市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いてにつきましては、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のと
おり認定すべきものと決しました。

次に、市議案第25号平成30年度須崎市水道事業会計決算の認定についてにつきましては、
執行部からの説明を求め、慎重に審査を進めました。

質疑では、委員から給水量が減っている中でも決算上は黒字が続いていること、基本料のランク分
けができるのではないか、また、老朽管の対応状況や決算の今後の見通しについて質問が出され
ました。

執行部から、中長期的な経営戦略を現在策定しており、その中の人口推計から、人口減少に伴
う給水収益の減少が決まってくるので、今後、料金改定のシミュレーションを行っていきたいと
考えている。また、老朽管の対応及び今後の見通しについては、給水収益が減少する中、老朽管
の更新や耐震化等もあり厳しい状況で、今後の見通しは明るいものではないという説明があり、
慎重審査の結果、これを適切と認め、全会一致で、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、市議案第26号須崎市立地適正化計画に基づく事前防災の推進に関する条例の制定につ
いてにつきましては、執行部からの説明を求め、慎重に審査を進めました。

質疑では、委員から、この条例制定の具体的な目的、役割について質問が出されました。

執行部から、須崎市が独自に定める条例であり、都市再生特別措置法で定められたものとは別
に条例制定を行うことで、居住者に対して生命を守るために注意喚起、啓発を行うことを目的と
する説明があり、慎重審査の結果、これを適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきもの
と決しました。

次に、市議案第31号須崎市水道給水条例の一部を改正する条例についてにつきましては、慎
重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決
しました。

次に、市議案第32号令和元年度須崎市一般会計補正予算（第2号）についてのうち、当委員
会付託分につきまして、執行部からの説明を受け、慎重に審査を進めました。

質疑では、委員から、社会资本整備総合交付金の拡幅工事候補地について、園芸用ハウスの整
備事業費補助金の参入事業者数について、須崎総合高校新設道路建設事業の進捗状況について、
都市再生整備計画策定業務委託料の内容についてなど、さまざまな質疑がなされ、執行部から答
弁を受けました。

慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきもの
と決しました。

次に、市議案第33号令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、市
議案第34号令和元年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、市議案
第39号工事請負契約の締結についての3議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも執行
部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で御報告を終わりますが、どうかよろしく御審議の上、適当な決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 教育民生委員会委員長、佐々木學さん。

令和元年9月19日

須崎市議会議長 大崎 宏明 様

教育民生委員長 佐々木 學

委員会審査報告書

本委員会に付託事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第110条の規定により報告します。

記

市議案第18号 平成30年度須崎市スクールバス特別会計歳入歳出決算の認定について

原案認定

市議案第19号 平成30年度須崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

原案認定

市議案第20号 平成30年度須崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

原案認定

市議案第24号 平成30年度須崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について 原案認定

市議案第27号 須崎市印鑑条例の一部を改正する条例について 原案可決

市議案第30号 須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 原案可決

市議案第32号 令和元年度須崎市一般会計補正予算（第2号）について《分割》 原案可決

市議案第35号 令和元年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について 原案可決

令和元年9月19日

須崎市議会議長 大崎 宏明 様

教育民生委員長 佐々木 學

請願・陳情審査報告書

本委員会に付託の請願・陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第143条第1項及び第145条の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	提出者	審査結果
請願 第1号	教職員の長時間過密労働解消のため、 1年単位の変形労働時間制の導入ではなく、定数の抜本改善を求める請願	須崎市妙見町9-17 高岡教育会館内 須崎市教職員組合 代表 松田 光 紹介議員 森田 收三	採択

[教育民生委員会委員長 佐々木學君登壇]

○教育民生委員会委員長（佐々木學君） 今議会、教育民生委員会に付託されました議件につきまして、審査の経過と結果の報告をいたします。

まず、市議案第18号平成30年度須崎市スクールバス特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、執行部に説明を求め、慎重審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、市議案第19号平成30年度須崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、執行部に説明を求め、委員から、資格証明書と短期被保険者証の交付実績が聞かれ、執行部から、6月1日時点で資格証明書が10世帯、短期被保険者証が200世帯との答弁がありました。また、委員から、国民健康保険特別会計の安定的な見通しや加入者の負担軽減、滞納等についての質問があり、執行部からそれぞれ答弁がありました。慎重審査の結果、全会一致で、原案のとおり認定すべきものと決しました。

市議案第20号平成30年度須崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、市議案第24号平成30年度須崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、市議案第27号須崎市印鑑条例の一部を改正する条例について、市議案第30号須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、以上の4議案につきまして、それぞれ執行部に説明を求め、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり認定、可決すべきものと決しました。

市議案第32号令和元年度須崎市一般会計補正予算（第2号）についてのうち、当委員会付託分につきましては、執行部に説明を求め、委員から、幼児教育の無償化による副食費や中心市街地公共施設整備事業費等についての質問があり、執行部からそれぞれ答弁がありました。慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第35号令和元年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてにつきましては、執行部に説明を求め、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願について御報告いたします。

当委員会に付託されました請願第1号教職員の長時間過密労働解消のため、1年単位の変形労働時間制の導入ではなく、定数の抜本改善を求める請願につきましては、委員から、長時間過密労働が解消されなければ、最終的には児童生徒にしづ寄せ、無理をさせる状況になることを考えると、この請願については妥当であるとの意見や、教職員が身体も心も病んでしまう現状であり、長時間過密労働を改善するために採択すべきとの意見がある一方、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律や、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律もだんだんに改善され、発達障害の加算であるとか具体的な取り組みも行われており、定数増は一定の選択肢ではあるが、定数増のみでは抜本的な改善にはならないので不採択という意見がありました。不採択の意見に対して、委員から、文言等の修正も議論できるのではないか、また、少しでも現状が改善されるためにあらゆる角度から声を上げていく必要があるのではないかとの意見もありましたが、不採択の意見は変わらず、挙手による採決の結果、賛成者多数で採

択すべきものと決しました。

なお、意見書議案の提出については、委員長が反対のため、副委員長が提出者となって提出することに決しております。

以上で御報告を終わりますが、どうかよろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますよう、お願いをいたします。

○議長（大崎宏明君） 以上で、ただいま議題となっております議案及び請願に対する委員長報告は終わりました。

△委員長報告に対する質疑

○議長（大崎宏明君） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△討論

○議長（大崎宏明君） これより討論に入ります。

豊島さん。

[13番 豊島美代子君登壇]

○13番（豊島美代子君） 市議案第15号平成30年度須崎市一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は原案認定でした。私は、日本共産党須崎市議団を代表して、委員長報告に反対の立場で討論を行います。

この決算には、地域住民の長年にわたる切実な要求でありました南古市町の津波避難施設建設費や、若者の定住促進策としての奨学金返還支援事業費などの支出もあり、基本的には良とするものです。しかし、多額の施設整備や今後の維持費の増大が大変懸念される須崎市海洋スポーツパーク構想関連の支出や、特定の企業に係る電解水素水整水器に関する経費などが含まれており、決算の原案認定には反対をいたします。

○議長（大崎宏明君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大崎宏明君） これにて討論を終結いたします。

△市議案第15号採決

○議長（大崎宏明君） これより採決に入ります。

まず、市議案第15号平成30年度須崎市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大崎宏明君） 起立多数であります。

よって、市議案第15号は認定することに決しました。

△市議案第16号～第36号、市議案第39号採決

○議長（大崎宏明君） 次に、市議案第16号から第36号、市議案第39号の22議案を一括し

て採決いたします。

これらの議案に対する委員長の報告は原案認定または原案可決であります。これらの議案を委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。

よって、市議案第16号から第36号、市議案第39号の22議案は、原案のとおり認定または可決することに決しました。

△請願第1号採決

○議長（大崎宏明君） 次に、請願第1号教職員の長時間過密労働解消のため、1年単位の変形労働時間制の導入ではなく、定数の抜本改善を求める請願を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大崎宏明君） 起立多数であります。

よって、請願第1号は採択することに決しました。

日程第2 市議案第40号

○議長（大崎宏明君） 日程第2、市議案第40号物品購入契約の締結についてを議題とします。

△議案説明

○議長（大崎宏明君） 議案の説明を求めます。

地震・防災課長。

[地震・防災課長 岡本憲仁君登壇]

○地震・防災課長（岡本憲仁君） 市議案第40号物品購入契約の締結について御説明いたします。

令和元年度、須崎消防団消防ポンプ自動車購入事業につきましては、去る9月19日に指名競争入札を実施いたしました。結果は、高知市葛島4丁目8番42号、株式会社クロイワが2,518万円で落札いたしました。これに消費税を加えた2,769万8,000円で契約を締結することにつきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

なお、配備先は上分分団を予定しております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大崎宏明君） 以上で、議案の説明は終わりました。

△質 疑

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） お諮りいたします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

△討 論

○議長（大崎宏明君） これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大崎宏明君） 討論なしと認めます。

△採 決

○議長（大崎宏明君） これより、市議案第40号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大崎宏明君） 起立多数であります。

よって、市議案第40号は可決することに決しました。

日程第3 議会議案第7号

○議長（大崎宏明君） 日程第3、議会議案第7号を議題といたします。

△議案説明

○議長（大崎宏明君） 提出議案の説明を求めます。

高橋立一さん。

[10番 高橋立一君登壇]

○10番（高橋立一君） 議会議案第7号教職員の長時間過密労働解消のため、1年単位の変形労働時間制の導入ではなく、定数の抜本改善を求める意見書の提出につきまして、案文を朗読して提案理由の説明にかえさせていただきます。

2018年の厚生労働省過労死等防止対策白書によれば、小・中・高・特別支援学校を含めた全ての学校の教職員の1日当たりの勤務時間の平均は、通常時でさえ1日11時間17分、所定勤務時間は7時間45分です。1ヵ月当たりの時間外勤務の平均は、77時間44分と極めて深刻な事態です。また、休息・休憩時間もまともにとれてない現状もあります。

この長時間過密労働は、教職員を肉体的、精神的に追い詰め、子供と向き合い、教育活動に専念することを困難にしています。教材研究ができなく、子供たちに申しわけない、あすの授業準備さえままならないなどの悲痛な声が学校にあふれていて、教育の質を確保し、向上させる課題にも影響を及ぼしています。

こうした状況の背景には、全国学力・学習状況調査等を中心とした過度な競争主義や、学習指導要領の押しつけによる管理・統制などがあります。長時間過密労働を解消し、教職員の命と健康を守るとともに、子供たちに行き届いた教育を実現するために、教職員定数を抜本的に改善し、

一人一人の負担過多を解消することは欠かすことのできない課題です。

本年1月25日、中央教育審議会が、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について、答申を行いました。文部科学省は、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを策定し、通知を発して、これらの具体化を地方教育委員会と学校に求めています。しかし、これらの施策には教職員定数の抜本的改善がありません。

また、通常の勤務時間を延長し、かわりに夏休みなどの勤務時間を縮める1年単位の変形労働時間制の導入が提案されています。この制度は1日8時間労働の原則を崩し、長時間労働を一層助長してしまうものであり、文科大臣も、教師の業務や勤務が縮減するわけではないと述べています。地方公務員は適用除外とされていますが、文科省は、今年度中に法整備を予定しています。

2020年度から順次、改訂学習指導要領が本格実施され、小学校英語やプログラミング教育の導入等による授業時間増と教職員の負担増が心配されています。今、求められているのは、1年単位の変形労働時間制の導入ではなく、教職員定数の抜本的改正です。

よって、須崎市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

1. 教職員の長時間過密労働を解消するため、国の責任で大幅な定数増を進めること。
2. 義務及び高校標準法を改正し、教職員定数改善計画を策定すること。
3. 1年単位の変形労働時間制導入のための法整備を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣ほか、意見書にあるとおりでございます。

以上で説明を終わりますが、全会一致の御賛同をお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 以上で、議案の説明は終わりました。

△質 疑

○議長（大崎宏明君） これより、議会議案第7号について質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております議会議案第7号については、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。

よって、議会議案第7号は委員会への付託を省略することに決しました。

△討 論

○議長（大崎宏明君） これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大崎宏明君） 討論なしと認めます。

△採 決

○議長（大崎宏明君） これより採決に入ります。

議会議案第7号教職員の長時間過密労働解消のため、1年単位の変形労働時間制の導入ではなく、定数の抜本改善を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大崎宏明君） 起立多数であります。

よって、議会議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第4 閉会中の事務調査について

○議長（大崎宏明君） 日程第4、閉会中の事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会及び議会運営委員会は、閉会中も必要に応じ所管部門について事務調査を行うことにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び議会運営委員会は、閉会中も必要に応じ事務調査を行うことに決しました。

△字句等の整理

○議長（大崎宏明君） お諮りいたします。

今会期中の発言の取り消し、発言訂正等の字句等の整理につきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、これを議長に委任することに決しました。

○議長（大崎宏明君） 以上で、今期定例会に付議されました議件は全て議了いたしました。

市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 閉会前の御挨拶を申し上げます。

本定例会に御提案申し上げました各議案につきましては、いずれも慎重審議の上、適切な御決定をいただき、まことにありがとうございました。議員の皆様から頂戴いたしました貴重な御意見や御提言につきましては、真摯に受けとめ、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

初めに、保育園の統廃合についての進捗状況を御説明させていただきます。

保育園の統廃合につきましては、平成17年の統合計画に基づき、保護者や市民の皆様に説明会を開催し、御理解をいただくよう努力してまいりました。

そういう中で、私も地域にお伺いしまして、皆様の保育園に対する思いを聞かせていただき、地域に対し私の思いも伝えながら、判断に向けまして最後の詰めを行っております。今月中に決定をさせていただきたいと思っております。

現在、最終の調整中でありますことから、本日は決定についてお伝えできないため、決まり次第、改めて市民の皆様、議員の皆様に対しまして御報告させていただきます。

次に、9月21日から30日までの10日間は、秋の全国交通安全運動が実施されております。期間中は、子供と高齢者の安全な通行の確保、高齢運転者の交通事故防止、夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶の5点を重点目標に掲げ、また、最終日の9月30日は、交通事故死ゼロを目指す日となっております。これから季節、日没時間の急激な早まりとともに、夕暮れ時や夜間には、重大事故につながるおそれのある交通事故が起こりやすくなりますので、市民の皆様におかれましては、交通ルールやマナーを守り、交通安全に心がけていただきたいと思います。

さて、私ごとでまことに恐縮でございますが、本年6月議会で海地議員より、また本9月議会で佐々木議員より御質問いただきました、来年1月末で任期満了を迎える私の進退に関しまして、若干の時間を賜りたいと思います。

2012年、平成24年に須崎市長就任以来、約8年間、私なりによりよい須崎市の実現、持続可能な須崎市の実現のために、全速力で走ってきたつもりでございます。曲がりなりにも前向きに市政に向き合えましたのも、市民の皆様、議員の皆様、職員の皆様のお支え、叱咤激励があったからこそであり、また改めまして、高いところからでございますが、心より御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

この8年間を振り返りますと、財政再建、つまり全国の自治体で最下位集団にいた須崎市の財政を立て直しつつ、一方で、次世代に誇りといろいろな地域基盤を引き継ぐために、自主防災活動や地域自主組織等に代表される地域コミュニティーの強化や、しんじょう君事業や海洋スポーツパーク構想等によるシティプロモーション、地域経済の強化、須崎の地域特性を生かした地方創生に取り組んできたつもりでございます。いわば、財政再建というブレーキを踏みつつも、地方創生というアクセルを踏むという二律背反の政策に取り組みましたのも、本当に皆様方のおかげであり、重ねて厚く御礼を申し上げます。

それらの評価につきましては、本来、皆様方が下されるものと認識しておりますが、お許しをいただき、自分なりの総括の概略をお話しさせていただきます。

財政再建につきましては、実質公債費比率を尺度としますと、一定の基準を下回り、いわばトンネルの出口が近づいてきた状況であると認識しております。経常収支比率、将来負担比率につきましては、全国からのありがたいふるさと納税等のおかげで改善傾向にございます。総じていますと、須崎市の財政は一定の危険水位は脱したものの、いまだ基金残高が少なく、公債費が高い状況で、健全化に向け引き続きの努力や工夫が必要な状況であると思っております。

一方で、公約としての地方創生まちづくりの分野では、安全・安心の創造、産業の創造、地域づくりの創造と3つの創造を掲げ、政策展開してまいりました。その中で、十分ではないにせよ、

一定推進できたものとして、避難対策等、ハード面の防災対策、第2子以降保育料無料化等の子育て環境整備、ＩＣＴ教育機器整備等によります教育環境整備、シティプロモーションによる交流人口・関係人口の拡大、すさきがすきさ産業振興計画の推進、公民館を中心とした地域づくり、集落活動センターの設置、東京オリンピック事前キャンプやスポーツ合宿の誘致、人材育成、官民連携の推進等が挙げられると考えております。

逆に、取り組んではいるが不十分なものといたしましては、給食センター整備、市民の皆さんの健康づくり、自主防災組織のソフト面の活性化、生活弱者対策、須崎港魚市場周辺の整備促進、6次産業化の推進、新規企業支援、新規企業誘致、地域循環型エネルギーの調査研究、高台整備、森林資源の付加価値化、移住定住の取り組み、若者定住対策等が挙げられると考えております。本定例会で、佐々木議員の御質問にお答えいたしましたが、総じて人口減少を尺度といたしますと、まだまだ十分な結果が出てないと考えております。

以上を踏まえまして、この8年間で取り組みが不十分であったものをさらに前に進めること、あるいは、現在、事業化を見据え、企画調査段階のものや、関係者との協議が始まっているものが複数ございますので、これらをしっかりと実現に向けて進めていくことなどを通じまして、持続可能な須崎市に向け、今まで以上の大きな流れをつくっていきたいと考えるに至りました。

高知県政は、知事交代によりまして新しいステージを迎えますが、これまで培ってきましたネットワークと人材をさらに広げ、目的に向けて全力投球すること、何事の中心も人材であること、共感とコミュニケーションを広げていくことなど、改めまして初心に返り、まことに僭越でございますが、次期須崎市長選挙に再度挑戦させていただく決意をしたところでございます。9月議会閉会日の挨拶での決意表明となり、まことに失礼かと存じますが、どうか御容赦いただきたいと存じます。

さて、朝夕は随分と涼しくなり、日増しに秋を感じるようになってまいりました。季節の変わり目でございますので、市民の皆様並びに議員の皆様におかれましては、健康には十分御留意され、実り多い秋となりますよう心から御祈念申し上げまして、閉会前の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大崎宏明君） 9月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今期定例会におきましては、市長及び議員から提出されました議案、また、行政全般にわたり熱心に御審議をいただき、本日予定どおりの日程で全議案を議了し、ここに閉会の運びとなりました。

この間、議員、市長を初め執行部の皆様の会期中の御協力に対しまして心から感謝とお礼を申し上げます。

今月9日、関東地方に上陸しました台風15号は、家屋の倒壊や地域の産業に多大な被害を与えるなど、大きな爪跡を残しました。被災された方々の一日も早い復旧、復興を祈念いたします。

朝夕は秋めいて過ごしやすくなりましたが、皆様方におかれましては、健康には十分御留意いただきまよう御祈念いたしまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

以上をもちまして、第457回須崎市議会9月定例会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

須崎市議会議長

須崎市議会副議長

須崎市議會議員

須崎市議會議員

須崎市議會議員

第457回須崎市議会9月定例会一般質問・関連質問 目次（参考資料）

順番	質問者氏名	通 告 の 内 容	ページ
1	14番 森田 收三	1. 市長の政治姿勢について ①参議院議員選挙の結果について ＊改憲を阻止する選挙結果になったと考えるが所見を問う ＊戦争法の廃止を進める須崎の会が結成され、19日行動を継続していることについて所見を問う ＊東北地方の選挙結果に対する所見を問う ②消費税増税について ＊軽減税率の導入に伴い、混乱を招いている状況をどう考えるか ＊消費増税により、地域の小さな商店が閉店すれば、地域社会が成り立たなくなると考えるが、所見を問う ＊市長の6月定例会の答弁から、際限なく消費税率を上げなければ、社会保障の維持は困難と考えるが所見を問う ＊輸出還付金制度など、欠陥がある消費税は廃止にしたらと考えるが所見を問う ③内容が明らかにされていない日米貿易協定は、受け入れてはならないと考えるが所見を問う ④後継者の育成のために、農業関係の補助金を増額できないか問う	22、23 23、24 24、25 25 25、26 26 26、27 27、28 28
		2 その他当面する課題について ①教育旅行の受け入れ拡大には、ボランティアを募り、受け入れ家庭の負担軽減が必要と考えるが所見を問う ②浦ノ内湾を生かした観光振興について ＊海上アスレチックは予約制にするなど工夫が必要と考えるが所見を問う ＊坂内カヌー場の流木対策が必要と考えるが所見を問う ＊子ども議会で質問のあった巡航船の観光振興への活用方法を問う ③移住人口増のために、空き家提供者に固定資産税減免などの方策で、物件をふやすことはできないか、また	29、30 30 30、31 32、33 31、32

		取り組みを問う ④浦ノ内地区の市政懇談会の印象に残った意見とどれから対応できるか問う	33
2	13番 豊島 美代子	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>①高台整備における市長の決意を問う ②高台整備の候補地選定の進捗状況を問う ③早急に候補地を決定し、整備計画を具体化することが、まちづくりの見通しを示すことになるが所見を問う ④今後のスケジュールについて問う</p> <p>2. 当面する課題について</p> <p>①現在策定中の須崎市総合計画について ＊市政懇談会で計画内容の一部を報告したが、特徴的な点を問う ＊雇用の場としての介護、福祉、保育、子育て分野をどう認識しているか所見を問う ＊保育士等の人手不足の取り組みを問う ＊放課後子ども教室の運営はボランティアに頼らず、仕事をしての条件整備が必要と考えるが所見を問う ＊住宅・店舗リフォーム助成制度に対する所見を問う ＊自治体新電力に関する事業を総合計画に入れるか、また、事業に対する基本的な考えを問う</p> <p>②保育所の統合問題について</p> <p>＊保育所統廃合の具体的な方向性を問う ＊今後生じるであろう課題に向けた取り組みを問う</p>	34、35 35、36 36、37 37 38、39 39、40 40、41 41、42 42、43、44、45 45、46 46、47 47
3	2番 佐々木 學	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>①公約の達成度や課題について、また、これからの取り組みを問う ②3期目の挑戦について問う ③自主財源の確保と経常的経費の節減に対する取り組みを問う</p> <p>2. 地方創生及び地域の活性化について</p> <p>①中小・小規模企業への支援強化について ＊前地方創生振興監の助言に対する所見を問う</p>	47、48、49 49 50 50、51、52

		<p>②地域公共交通の現状と課題について * 6月定例会の答弁以降の取り組み結果を問う * 他の自治体の取り組み事例を問う</p> <p>③ひきこもり支援について * 本市のひきこもりに関する実態調査と支援の強化について問う</p> <p>④保育行政について * 本市の子ども・子育て支援会議の構成や活動及び子ども・子育て支援計画について聞く * 保育所の運営等に関する保護者からの具体的な要望を聞く</p> <p>3. 防災・減災について ①国の大規模地震に対する事前避難施策の内容と取り組みを問う ②防災士の連携強化の取り組み及び事業計画等を聞く</p> <p>4. 旧須崎高校の空き校舎の利活用策について ①利用計画の策定状況を問う</p>	52、53、54 54、55 55、56 57 57、58 58、59 59、60 60、61
4	10番 高橋 立一	<p>1. 市長の政治姿勢について ①保育園の統合について * 長期化により、統合計画と現実とのズレが生じていると感じ、統合計画の見直しが必要な時期だと思うが、所見を問う</p> <p>②マイナンバーカードについて * 普及促進策として、公務員と被扶養者に取得を促すなどの通知がされたが、本市はどう取り組むのか問う</p> <p>* 1つの番号に複数の情報の関連付けができるマイナンバーカードの危険性は無視できないが所見を問う</p> <p>③職員の派遣について * 須崎市社会福祉法人への職員の派遣等に関する条例を改正する目的を問う</p> <p>* 派遣先として、協議している団体を問う</p> <p>* 派遣により、職員のモチベーションや職場に影響が出ることを心配するが、その点を問う</p>	61、62、63 63、64 64、65 65、66 66、67 67、68

		<p>2. 防災対策について</p> <p>①被災建築物応急危険度判定について</p> <p>*本市には判定士はいるのか、また県への支援要請の体制づくり等は、どうなっているのか問う</p> <p>3. その他当面する諸課題等について</p> <p>①子供の権利について</p> <p>*「国連子どもの権利条約」についての考え方と条例制定の必要性を問う</p> <p>*扶養されている子供の権利は、制限されてしまうべきなどの考え方や支配や被支配、主と従の関係が、虐待や育児放棄の大きな要因だと考えるが所見を問う</p>	68、69 69、70、71 71、72
5	8番 高橋 祐平	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>①桐間地区の避難タワーについて</p> <p>*国に対して、事前防災対策に関する要望をするとのことであるが、進捗状況を聞く</p> <p>*桐間地区事業所等津波避難対策協議会との協議について聞く</p> <p>*妙見山を緊急避難場所に指定したか聞く</p> <p>2. 人口減対策について</p> <p>①2018年住民基本台帳人口移動報告に対する所見と原因や背景を含めどう分析しているか問う</p> <p>②若者が安全で安心して住める環境整備が課題と考えるが所見を問う</p> <p>3. 不燃ごみ収集ルールの徹底について</p> <p>①決められた日や方法で出していないごみがある実態をどう把握し、対応しているか問う</p> <p>②対応策により効果はあるか問う</p> <p>③指定場所の看板に記載された法律に基づいて罰則が適用されたことがあるか問う</p> <p>④監視カメラの設置が有効と考えるが対応しているか問う</p> <p>4. 休耕田対策について</p>	72 72、73 73 73、74 74、75 75 76 76 76、77

		<p>①本市の耕作放棄地の面積を問う ②村営みのりへの支援策について問う ③村営みのりの運営を支援することが必要と考えるが所見を問う</p> <p>5. 待機乳幼児対策について ①保育所の待機児童数を問う ②現状改善のための具体策を問う</p>	77 77、78 78 78、79 79
6	12番 宮田 志野	<p>1. 選挙について ①選挙区と比例代表の記載台を別にできないか問う ②商業施設へ期日前投票所の設置ができないか問う ③投票環境改善のために、期日前投票所近くの入り口にスロープを設置するか、ロビーなどを投票所にできないか問う ④高校生に模擬投票授業を行い、投票方法を学ぶことが必要と考えるが所見を問う</p> <p>2. 夏休みのプールについて ①本市の小学校における夏休み中のプール開放の状況と運営方法を聞く ②プール開放中に事故が起きた時の対応を聞く ③新莊川に監視人を配置し、天然のプールを設置できないか聞く</p> <p>3. 自衛隊への名簿提供について ①自衛隊への18歳の4情報提供の可否を保護者に確認すべきと考えるが所見を問う ②本人や保護者から個人情報を提供しないでほしい旨の申し出があれば、提供しないか問う</p> <p>4. 保育所について ①非正規職員の保育士の賃金を問う ②全国的な保育士不足は、労働条件に合う賃金が支払われないことが原因だと考えるが所見を問う ③賃金には、地域間格差があるが、国に格差是正の方法を求めることができないか問う</p>	83、84 84、85 85、86 86、87 87、88 88 89 89、90 90、91 91 92 92、93

		5. 須崎駅について ①車椅子利用者が須崎駅を利用する場合の対応を聞く ②線路の横断や市の費用負担によるエレベーター設置 を提案してはと考えるが所見を問う	93 93、94、95
	(関連質問) 13番 豊島 美代子	○投票所の記載台をふやすことは、可能と考えるが所見 を問う	95、96
7	7番 柿谷 悟	<p>1. 市長の政治姿勢について ①お役所言葉について *市民にわかりやすくするための工夫を問う *これから取り組みを問う ②子ども議会への感想と市政にどう活用するか問う ③住民参加型の市政について *本市では、どのような住民参加型の取り組みをしてい るか問う *住民参加型の市政に向けた取り組みをする考えはな いか問う</p> <p>2. 子ども議会について ①目的と成果を問う ②高校生議会を開催する考えはないか問う</p> <p>3. 食糧問題について ①食糧自給率低下に関して、本市の対応を聞く ②世界食料デーなどの食糧問題とその啓発活動につい ての所見を問う ③食育についての取り組みを聞く ④食育の専門家を招いた取り組みをしたらと考えるが 所見を問う</p>	97 97、98 98 98、99 99、100、101 101 102 103 104 104、105 105

第457回須崎市議会9月定例会議決一覧表（参考資料）

1. 議案関係

事件番号	事 件 名	議決結果	議決年月日
市議案第15号	平成30年度須崎市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	R 1.9.24
市議案第16号	平成30年度須崎市巡航船事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	R 1.9.24
市議案第17号	平成30年度須崎市バス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	R 1.9.24
市議案第18号	平成30年度須崎市スクールバス特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	R 1.9.24
市議案第19号	平成30年度須崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	R 1.9.24
市議案第20号	平成30年度須崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	R 1.9.24
市議案第21号	平成30年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	R 1.9.24
市議案第22号	平成30年度須崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	R 1.9.24
市議案第23号	平成30年度須崎市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	R 1.9.24
市議案第24号	平成30年度須崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	R 1.9.24
市議案第25号	平成30年度須崎市水道事業会計決算の認定について	原案認定	R 1.9.24
市議案第26号	須崎市立地適正化計画に基づく事前防災の推進に関する条例の制定について	原案可決	R 1.9.24
市議案第27号	須崎市印鑑条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 1.9.24
市議案第28号	須崎市社会福祉法人への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 1.9.24
市議案第29号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について	原案可決	R 1.9.24
市議案第30号	須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 1.9.24

市議案第31号	須崎市水道給水条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 1.9.24
市議案第32号	令和元年度須崎市一般会計補正予算（第2号）について	原案可決	R 1.9.24
市議案第33号	令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決	R 1.9.24
市議案第34号	令和元年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決	R 1.9.24
市議案第35号	令和元年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	原案可決	R 1.9.24
市議案第36号	須崎市過疎地域自立促進計画の変更について	原案可決	R 1.9.24
市議案第37号	人権擁護委員の候補者の推薦について (井上和久)	原案同意	R 1.9.11
市議案第38号	教育委員会委員の任命について (徳久和宏)	原案同意	R 1.9.11
市議案第39号	工事請負契約の締結について	原案可決	R 1.9.24
市議案第40号	物品購入契約の締結について	原案可決	R 1.9.24
議会議案第7号	教職員の長時間過密労働解消のため、1年単位の変形労働時間制の導入ではなく、定数の抜本改善を求める意見書の提出について	原案可決	R 1.9.24

2. 請願・陳情関係

事件番号	事　件　名	議決結果	議決年月日
請願第1号	教職員の長時間過密労働解消のため、1年単位の変形労働時間制の導入ではなく、定数の抜本改善を求める請願	採　択	R 1.9.24